



R a m s a r
C o n v e n t i o n
B r i s b a n e
A u s t r a l i a
1 9 9 6

ラムサール条約第6回締約国会議の記録

1996年3月19-27日 オーストラリア ブリズベン

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約
25周年(1971-1996)



発行 釧路国際ウエットランドセンター 1996

目次

はじめに	2
決議	3
勧告	36
戦略計画1997-2002	56
会議の概要	76
分科会の概要	79
日本のラムサール条約登録湿地表	90
過去の締約国会議の概要	91

ラムサール条約第6回締約国会議の記録

はじめに

1993（平成5）年に、北海道の釧路市で「ラムサール条約第5回締約国会議」が開催されてから、はや3年半が過ぎようとしています。当時のわが国における「湿地保全」への関心の高まりは大きなものがあり、この時を契機に、全国各地で様々なイベントや活動が行われてきました。この盛り上がりは、一部の熱心な方々により、本年3月にオーストラリアのブリスベン市で開催された「第6回締約国会議」にまで、引き継がれてきたようです。その証拠に、日本からも政府の代表団だけでなく、地方自治体やNGOのオブザーバー参加の方々、のべ100人以上の参加（地元オーストラリアからの参加を除けば、一番参加が多かったものと思われます。）がありました。

また、この2つの会議の間には、1993年11月に生物多様性保全の概念を盛り込んだ「環境基本法」が制定され、同年12月には「生物多様性条約」が発効しました。さらに、1994年12月には「環境基本計画」、1995年10月には「生物多様性国家戦略」が策定されるなど、生物多様性にとって重要な位置を占める「湿地」にとって、重要な動きがみられています。

しかし一方では、湿地の保全と開発の調整については、全国各地でいまだに問題となっていますし、マスメディアによる湿地の意義を伝える報道も一時に比べると下火になってきたようです。

そんな中で、ブリスベンでの第6回締約国会議に参加した有志の方々の協力により、会議で採択された勧告・決議の翻訳を中心とした本記録が作成されたことは、関係する方々の関心を再度呼び起こす意味で、とても意義深いことであると思います。

「湿地保全」の問題は、ラムサール条約の根本的な理念である「ワイズユース」に集約されるように、まさに「人と自然が如何に上手に共生して生きていくのか」という、自然保護の縮図ともいえる問題です。したがって、一時の時代の流れや状況のみから考えるべきものではなく、将来の世代に渡る長期的な視点で考え、根気強く取り組んでいくべきものだと思います。

その意味でも、この記録がわが国の「湿地保全」に果たす役割は、大きなものがあると信じて疑いません。

最後になりましたが、この記録の編集にご尽力いただいた東梅貞義氏、各々の決議・勧告をボランティアとして翻訳していただいた多くの皆様、そして発行を快くお引き受けいただいた釧路国際ウェットランドセンターに、心から感謝の意を表したいと思います。こうした様々な立場の方々による協力の輪が、次の締約国会議に向けて一層広がり、わが国の「湿地保全の力」となることを期待しております。

1996年11月

環境庁野生生物課長
小林 光

決議VI. 1 登録湿地の生態学的特徴の実用的定義と、生態学的特徴を記載し維持するためのガイドライン、およびモントルーレコードの運用のためのガイドライン

1. ラムサール条約の条文第3条2が、各締約国に「その領域内にあり、かつ登録リストに掲げられている湿地の生態学的特徴が、技術開発、汚染その他の人為的干渉の結果、すでに変化しており、変化しつつあり、または変化するおそれがある場合には、これらの変化に関する情報をできる限り早期に入手することができるような措置をとる」ようにと述べていることを考慮し、
2. 事務局に対し、生態学的特徴がすでに変化している、変化しつつある、または変化するおそれがある登録湿地の記録を保持するよう指示した勧告4. 8(1990年、モントルー会議)と、モントルーレコードとして知られるこの記録の運用のガイドラインを確立した決議5. 4(1993年、釧路会議)を想起し、
3. さらに、「生態学的特徴」と「生態学的特徴の変化」の概念についてさらなる研究の必要性を強調し、科学技術検討委員会(STRP)とパートナー機関からの支援を受け、本締約国会議にそれらの研究の結果を報告するように事務局に対し指示した勧告5. 2を想起し、
4. 科学技術検討委員会が行った研究と本会議の分科会Bの結果に注目し、
5. 条文第3条2の施行、特に登録湿地の生態学的特徴の保全に関して、締約国への助けとなる定義とガイドラインの必要性を認識し、
6. さらに、モントルーレコードの効果的な運用が確実なものとなるようにガイドラインを修正する必要性を重ねて認識し、
7. 本締約国会議の決議VI. 13が、登録湿地のインフォメーションシートという形で締約国から提供される基礎的なデータに不備がある問題に取り組もうとしている点に注目し、
8. 地球規模の環境モニタリング事業の多くの成功例(地域社会の積極的な参加に依存するものを含む)と、締約国が登録湿地の生態学的特徴の変化を防ぐために十分すばやい措置を取れるようにする早期警戒体制の価値を意識し、

締約国会議は、

9. 「生態学的特徴」と「生態学的特徴の変化」の実用的定義が湿地の管理に一般的に結びついているのを認識し、本決議の付属書に記載された「生態学的特徴」と「生態学的特徴の変化」の実用的定義を、登録湿地の生態学的特徴の記載と維持のためのガイドラインとともに、1997-1999年の3年間にさらに検討をするものとして採択する。
10. 締約国と条約事務局に対し、科学技術検討委員会の助言を元に、本決議の付属書にあるように改訂されたモントルーレコードの運用の手順を実施することを要請する。
11. 締約国に対し、生態学的特徴の変化を感知し、それに対応した行動に着手するため、国内の適切な機関による早期警戒体制の設立を支持するよう要求する。
12. 科学技術検討委員会に対して、特に特定の登録湿地において本決議を適用した場合の効果を見極め、第7回締約国会議で報告を行うために、条約事務局やパートナー機関、より広範囲の科学者や専門家と協力し、常設委員会と連携することを指示する。

決議VI. 1の付属書

登録湿地の生態学的特徴の実用的定義と、それらを記載し維持するためのガイドライン、およびモントルーレコ

決議

一ドの運用のためのガイドライン

1. 実用的定義

1.1 生態学的特徴

「生態学的特徴」は湿地の生物学的、化学的、物理学的要素の間の構造と相互関係である。これらは生態系の個々の過程、機能、特質、価値の相互作用から得られる。

1.2 生態学的特徴の変化

湿地の「生態学的特徴の変化」とは、湿地やその生産物、特質、価値を維持するこれらの過程や機能の悪化、もしくは不均衡である。

注:湿地の生態学的特徴の変化とは、条文第3条2およびモントルーレコードを設立した勧告4.8(1990年)の内容に沿った、否定的な意味の変化と解釈される。この定義は、明白に人間活動によって引き起こされる否定的な意味の変化に言及している。これは湿地に起こる自然の進化の過程としての変化を含まない。また、湿地の復元と機能回復のための事業は、人間によって生態学的特徴の好ましい変化を引き起こすものと認識されている。

湿地の過程、機能、価値、生産物、特質に関する以下の記述は、「ラムサール条約マニュアル(Davis, 1994)」「湿地の保全—現在の課題と求められる行動(Dugan, 1990)」、「地球の湿地—旧世界と新世界(Maltby, 1994)」の中の『湿地生態系の機能を調査し評価するための新しい取り組み方』、『ヨーロッパの河川周辺の湿地生態系における機能評価の新しい方法論(Maltby, 印刷中)』から得られたものである。

過程:湿地生態系の中で自然に起こっている変化や反応。これらは物理的、化学的、生物学的なものであると考えられる。

機能:生態系構造と過程の間の相互作用による生産物として、湿地の中で自然に起こる働きもしくは作用。具体的な機能としては、洪水の制御、栄養物・沈殿物・汚染物質の保持、食物連鎖の支持、海岸線の安定化と侵食の制御、嵐からの防御、特に降水量と気温といった局地的な気候条件の安定化があげられる。

価値:湿地の機能の結果として認識された直接的または間接的な社会に対する利益である。これらの価値には、人間福祉や環境の質、野生生物の維持があげられる。

生産物:湿地によりもたらされる生産物には、野生生物資源、漁業、森林資源、家畜飼料資源、農業資源、水の供給があげられる。これらの生産物は、湿地の生物学的、化学的、物理的な要素の相互作用によって生まれる。

特質:湿地の特質には、生物多様性、独特の文化的伝統的特徴があげられる。これらの特質は、特定の生産物を一定の形で利用や派生物として利用することがあるが、それとともに本質的で定量化することのできない重要性を持つ場合もある。

2 登録湿地の生態学的特徴の記載および維持のためのガイドライン

2.1 ラムサール条約登録湿地の新規登録時に、(モントルー勧告4.7で採択された)インフォメーションシートを利用し、関係する締約国によりその生態学的特徴が記載されることが基本的に重要である。生態学的特徴を評価するためのデータとしての価値を増すため、インフォメーションシートの適用に関するガイドラインの一部改訂を、科学技術検討委員会は提案している。その提案事項はこの後に添付されている。

2.2 登録湿地の生態学的特徴の記載する際に締約国が考慮できる情報源は、世界的、国内、または地域の科学的な湿地目録、特定湿地の管理計画、その他特定湿地における調査や報告が考えられる。

2.3 締約国は、6年毎に(すなわちラムサール条約の締約国会議2回毎に)ラムサールのインフォメーションシー

トで提供された情報が現実に即したものであるかを確認、必要ならば条約事務局に新たな情報を提供することが求められる。その6年という期間の途中で発生する登録湿地における変化の緊急情報は、通常の連絡手段や3年毎に発行される国別報告書を通じて条約事務局に伝達されなければならない。

2.4 登録湿地の生態学的特徴の変化は、新規に登録指定を受けた時点（もしくはインフォメーションシートが最初に条約事務局に提出された時点）にインフォメーションシートに記載されている状態を現況とし、それに対する変化として、その後提供された情報と併せて評価されるべきである。

2.5 登録湿地としての指定を受けた時点で登録の根拠となったラムサール条約の登録湿地選定の基準または基準群に関連づけ、この評価は行われるべきである。この基準を使用することによって、生態学的特徴の変化の結果として失われるかもしれない湿地の利益や価値が示されるのである。しかし、登録の根拠となったラムサール条約の現況が損なわれなくとも、湿地の機能や価値の重大な低下が引き起こされるかもしれないので、これは必要とされる評価の一部を形成するにすぎない。

2.6 湿地が生態学的特徴の変化を起しているかどうかを評価するためには、効果的なモニタリングと調査の計画が必要条件である。そのような計画は、湿地管理計画策定の上で不可欠の構成要素であり（釧路決議5.7参照）、これにより問題とされる変化の広がりや重要性を評価する際に、湿地の利益や価値を十分に考慮することができる。締約国にとって有用となりうる効果的なモニタリング計画を企画するための枠組みも、この後に添付されている。

2.7 このモニタリングでは、一定の時間内で各湿地内の生態学的なパラメーターの自然に起こりうる変動域を明らかにするべきである。生態学的特徴の変化は、これらのパラメーターが通常の変動域を超えた時に発生する。このようにモニタリングに加えて、各々の湿地が望ましい保護区指定状況にある必要性を考慮に入れ、変化の広がりや重要性を評価することが必要とされる。

2.8 場合によっては、湿地登録の時点より以前の生態学的特徴を取り戻すために、締約国は湿地の復元を決定する場合がある。このような復元計画の場合には、将来の変化を評価するための新しい現況を策定するために、新しいインフォメーションシートが提供されなければならない。復元の目標となる状態に関しても、情報が提供されなければならない。

2.9 ラムサール登録湿地のインフォメーションシートのためのガイドラインの改善

2.9.1 登録湿地の生態学的特徴の記載と評価のために集められた情報の価値を高めるため、登録湿地のインフォメーションシートを完成させるためのガイドラインの改善が提案されている。ガイドラインの中の新しい項目が、以下の重要性を強調している。

(1) 国際的に重要な湿地に利益や価値を与える湿地の機能・生産物・特質を記載し、現況を策定する。（現在のラムサール条約の登録湿地選定基準では、湿地での変化に伴って起こり得る影響を評価する際に、考慮すべきすべての湿地の利益や価値を網羅しているわけではないので、このことが必要となる。）

(2) 国際的に重要な湿地の利益や価値にすでに影響を及ぼした、あるいは重大な影響を及ぼしうる人為的要因の情報を提供する。

(3) 登録湿地ですすでに行われている（あるいは計画中の）モニタリングや調査の方法に関する情報を供給する。

(4) 湿地の生態学的特徴にすでに影響を及ぼした、あるいは及ぼしうる、季節的または長期的な自然の変化（例：植生遷移、ハリケーンのような偶発的／破壊的な生態学上の出来事）、あるいはその両方の自然な変異や程度といった情報を提供する。

2.9.2 多くの登録湿地で、このような情報は現在はまだ知られていないし、容易に入手できるものとはなっていないと認識されている。またインフォメーションシートは、その時点での断片的な情報を提供してくれるだけである。

決議

しかしインフォメーションシートに記載することが求められているラムサール湿地の情報は、登録湿地の生態学的特徴を維持するための管理手段を決定するためには最低限必要なレベルである。新しいデータを収集したり、既存のデータを整理する中で、人間活動に伴う変化の危険性が中程度から高いもので、生態学的影響が同じく中程度から高いものと考えられ、湿地の価値や利益が永久、または長～中期的に損なわれる恐れのある登録湿地に、各締約国は主眼点をおくべきである。登録湿地の情報の収集を支援するために、特に途上国には国際的な技術的および財政的な協力が必要であろう。

2. 9. 3 すべての新しい登録湿地は、上記のような改訂に従って記載されるべきである。すでにインフォメーションシートが提出されている湿地は、次の6年毎の見直し(決議VI. 13参照)の際に、改訂が考慮されるべきである。国別報告書はそれまでの間の情報を提供する機会となる。

2. 10 効果的な湿地モニタリング計画を企画するための枠組み

2. 10. 1 現実または潜在的な生態学的特徴の変化を発見するため、定期的なモニタリングが必要である。モニタリングとは、『賢明な利用の概念実施のための追加手引き』(釧路会議決議5. 6の付属書)の中で、「ある一定の期間にわたって、特定の湿地における生態学的特徴の変化を測定する過程」として定義されている。モニタリングは、特別なデータや情報を集めるための特定の理由や方法があるという点で、一般的な監視(surveillance)とは異なる。

2. 10. 2 また『追加手引き』は、モニタリングは高度な技術や高額投資を自動的に要求せず、異なる技術レベルや精度で実施することができると指摘している。多くの異なるモニタリング技術が利用可能であること、その優先度と利用可能な人的財政的資源に最も見合った技術を、各締約国は選択すべきことが強調されている。

2. 10. 3 釧路会議決議5. 7で述べられているように、理想的にはモニタリング計画は特定の湿地の管理計画の中の、必要不可欠な部分とならなければならない。しかし、管理計画がまだ存在していない場合でも、モニタリング計画を実行するのは可能である(しかし、管理計画の枠組み無しではモニタリングの結果を効果的に適用することは難しい)。

湿地モニタリング計画を企画するための枠組み

この表に示された枠組みは、特定のモニタリング計画のために規定された処方箋ではない。様々な状況や必要性を基にしたモニタリング計画を企画するために、地域の利用者と管理者と協力しながら、湿地の管理者や計画者が利用できる一連の論理的なつながりを提供しているだけである。矢印は目標を達成するにあたって、モニタリング計画の有効性を評価するためのフィードバックを示している。この枠組みは、『地中海湿地フォーラム方法論ガイド』のために準備された、地中海の湿地のモニタリング計画のための「モニタリング計画企画のための枠組み (Finlayson, 1995)」と題した文献に基づいている。

問題点／課題	<ul style="list-style-type: none"> － はっきり、明瞭に述べる。 － 知られている問題の範囲と最も可能性の高い原因を述べる。 － 現況または関連する状況を見分ける。
目標	<ul style="list-style-type: none"> － 情報を収集するための基盤を提供する。 － 適当な時間内で達成可能でなければならない。
仮説	<ul style="list-style-type: none"> － 目標が達成されるかどうか検証する仮説。 － 仮説は目標を実証し、試験をされる。
方法と変数	<ul style="list-style-type: none"> － 問題に対して特定のもので、仮説を試すための情報を提供する。 － あらゆる変化の存在を発見し、その重要性を評価する。 － 変化の原因を特定または明確化する。
実現可能性／費用効率	<ul style="list-style-type: none"> － モニタリングが定期的、継続的に可能かどうかを決定する。 － サンプリング計画に影響を与える要因の評価、例えば熟達したスタッフがいるかどうか、サンプリングの場所の評価、専門機器の利用可能性と信頼性、データの解析と解釈の方法、データと情報の有用性、時期を得た報告の方法。 － データの入手と解析の費用が現在利用可能な資金で足りるかどうか判断する。
予備研究	<ul style="list-style-type: none"> － 方法や専門機器を試し、よく調整する時間。 － 関係するスタッフの研修の必要性の評価。 － データの解析と解釈の方法の確定。
標本抽出	<ul style="list-style-type: none"> － 関係者は全ての標本抽出方法の研修を受けるべきである。 － 全ての標本は記録されるべきである。例えば日時と位置、スタッフの名前、標本抽出方法、使用した機器、保存や輸送の手段、方法に関する全ての変更。 － 標本は適切な時間内に処理されるべきで、全てのデータは記録されるべきである。例えば日時と位置、スタッフの名前、処理の方法、使用した機器、すべての初期設定への変更。 － 標本抽出とデータ解析は、厳格かつ試験済みの方法で行なわれるべきである。
分析	<ul style="list-style-type: none"> － 分析は記録されるべきである。たとえば日時と位置(または標本抽出区の境界)、分析担当スタッフの名前、分析方法、使用機器、データ保存方法。
報告	<ul style="list-style-type: none"> － 適切な時に経済効率の高い方法での、全ての結果の解釈と報告。 － 報告は簡潔で、仮説が支持されたか否かを示さなければならない。 － 報告は、さらなるモニタリングの必要性等、管理のための勧告を含まなければならない。

決議

3. モントルーレコード運用のガイドライン

3.1 モントルーレコードは、生態学的特徴を損なうような変化がすでに起きてしまった、起きつつあり、または起こるおそれがある場合、それゆえ優先的な保全措置が必要とされる登録湿地に焦点を当てるための、基本的な仕組みである。それはラムサールデータベースの一部として維持され、また継続的な見直しの対象となる。

3.2 登録湿地がモントルーレコードに含まれるべきかどうかを考慮する際、以下の手続きが順守されるべきである。

3.2.1 締約国は、潜在的または実際の生態学的特徴の否定的な変化を理由に、対応措置や支援の必要性に対する注意を喚起するため、登録湿地をモントルーレコードに記載するよう求めることができる。別の方法としては、事務局はパートナー機関、他の国際または国内NGO、または他の関心を持っている組織から、否定的な変化が実際に起きているかまたはその可能性があるという情報を受けて、関係する締約国にこの情報に対する注意を喚起し、問題となっている登録湿地がモントルーレコードに含まれるべきかどうか問い合わせることができる。登録湿地は当該締約国の承認によってのみ、モントルーレコードに含めることができる。

3.2.2 条約事務局は、パートナー機関、他の国際または国内NGO、または関心のある組織から受け取った情報を、簡潔かつ自主的な質問表(下記の『モントルーレコード質問表』参照)とともに、締約国に送付する。この質問表は通常は、事務局に3ヶ月以内に返送されるものとする。しかし途上国と経済が移行段階にある締約国を考慮し、この締切の期限は柔軟にすべきである。

3.2.3 当該締約国の同意のもと、「登録湿地の生態学的特徴の実用的定義とそれらを記載し維持するためのガイドライン」に沿った形で科学技術検討委員会の助言を求めため、この質問表の回答は事務局より委員会に転送される。事務局は締約国の合意のもと、質問表の回答をもととの情報を提供した機関に送付する。もし締約国がこれに同意できない時は、事務局は当該締約国の決定を連絡する。

3.2.4 科学技術検討委員会による専門的な意見または助言は、事務局により締約国と、もともとの情報を提供してくれた機関(もしそれが締約国ではない場合)に送付される。

3.2.5 登録湿地がモントルーレコードに含まれるべきかどうかの決定も含め、どの様な措置を取るかを定める目的で、科学技術検討委員会の意見と助言を、事務局は当該締約国とともに論議する。適切な場合には、事務局との協議の上締約国によってなされた決定は、科学技術検討委員会と他の関心を持っている組織に通知される。

3.2.6 3年ごとの国別報告書の中で、モントルーレコードに含まれている登録湿地の保全状況について、締約国は条約事務局に報告を行う。もし必要ならば、事務局の求めに応じさらに情報を提供する。

3.3 モントルーレコードに掲載されている登録湿地の削除を考慮する際には、次の手続きが順守されるべきである。

3.3.1 モントルーレコードに掲載されている登録湿地を取り除く要求が、当該登録湿地をその領域内に含む締約国から条約事務局に提出される。あるいは、事務局は他の情報源から、登録湿地の生態学的特徴の変化の危険がもはやないことを示唆する情報を受け取る。

3.3.2 簡潔な質問表(以下の『モントルーレコード質問表』参照)を事務局は締約国に送付し、「登録湿地の生態学的特徴の実用的定義とそれらを記載し維持するためのガイドライン」に沿って助言を求めため、その回答結果を科学技術検討委員会に送る。

3.3.3 委員会の専門的意見または助言と一緒に、科学技術検討委員会のさらなる情報の請求は事務局が締約国に送付する。また事務局は、他からの情報も求めることができる。

3. 3. 4 締約国から要請があった場合は、理想的には事務局の適切なスタッフ、科学技術検討委員会の地域出身メンバー、そして他の適当な専門家による登録湿地訪問を条約事務局は組織することができる。

3. 3. 5 科学技術検討委員会の助言と意見を考慮した後、締約国の要求に基づき問題となっている登録湿地はモントルーレコードから取り除かれる。最終的な決定は締約国によってなされるものとする。

3. 3. 6 当該締約国が反対しない限り、締約国が行った決定についての情報を事務局は他の関心を持つ組織に提供する。

モントルーレコード質問表

第1部：登録湿地のモントルーレコード掲載の可能性を評価するための情報

基本項目

- * 登録湿地の名称
- * 登録湿地として指定された際の選定基準
- * 生態学的特徴の変化、または可能性のある否定的な変化の性質
- * 生態学的特徴の否定的な変化、またはその可能性の理由

含まれる追加項目

- * 登録湿地に関するインフォメーションシート提出日
- * インフォメーションシートが更新された日付とその出典(例：国別報告書、国内湿地目録、特定研究)
- * 登録湿地から得られる利益と価値
- * 登録湿地から得られる利益と価値が減少または変化した程度
- * もしモニタリング計画が実施されている場合には、その内容(方法、目標、集められたデータと情報の性質)
- * もしすでに評価手続きがとられていた場合には、その内容(モニタリング計画から得られた情報がどの様に用いられたか)
- * それまでもし事態改善および湿地復元措置がとられていた場合、あるいは計画中の場合には、その内容
- * 締約国によって提供された参考資料のリスト(該当する場合)
- * ラムサール事務局によって提供された参考資料のリスト(該当する場合)

第2部：モントルーレコードから登録湿地を削除する可能性を評価するための情報

- * 事態改善、湿地復元または維持手段の成功の報告(もし、この質問表の第1部に書かれた内容と異なる場合に記述する)
- * 提案されたモニタリングと評価の手続き(もし、この質問表の第1部に書かれた内容と異なる場合に記述する)
- * 登録湿地の生態学的特徴、利益と価値が復元または維持された程度(詳細を記載する)
- * モントルーレコードから登録湿地を削除する根拠(この質問表の第1部とともに、「モントルーレコード運用のためのガイドライン」を参照)
- * 追加参考資料のリスト(該当する場合)

決議VI. 2 魚類に基づく国際的に重要な湿地を特定する特別基準の採択に関する決議

1. 締約国からの専門家、協力機関及び科学技術検討委員会の協力を得、魚類の生息地とし、または漁業の養殖場として国際的に重要な湿地を指定する際使用される基準の案を作り、またそのような基準を採用するためのガイドラインを作成するよう事務局に指示した勧告5. 9を想起し、
2. 魚類の生息地としての湿地の基準及びガイドラインを形作るため、科学技術検討委員会とその他の専門家に

決議

より行われた、広範囲な作業に謝意を表明し、

3. 魚類の重要な生息地としての湿地がますます重要視され、条約の及ぶ範囲の重要性を強調し、
4. 多くの場合、商業的漁業が漁業資源を持続的に利用するため、あるいは水環境に考慮することを目的とした法令によって規制されていることを認識し、

締約国会議は、

5. 本決議の別添1に付されている、魚類に基づく特別基準とその適用のためのガイドラインを採択し、モントルー会議の勧告4. 2で採択された国際的に重要な湿地を特定するための基準の不可欠な一部として含め、
6. 決議VI. 3の内容にあるように、これらの新基準の適用のガイドラインを向上させるための作業を科学技術検討委員会が続ける必要性を強調し、
7. 国際的に重要な湿地のリストに登録するためのこれらの新基準とガイドラインの使用と、国際的に重要であると特定された湿地に登録するよう締約国に求める。

決議VI. 2の付属書

魚類に基づく国際的に重要な湿地に登録するための特別基準4及びその適用についてのガイドライン

魚類に基づく特別基準4

1. 以下のいずれかの条件を満たせば、国際的に重要な湿地と見なす。
 - (a) 固有な魚類の亜種、種または科、生活史の一段階、種の相互作用、また湿地の利益及び価値を代表する個体群を維持しており、それにより、世界の生物多様性に貢献している。
 - (b) 魚類の採食場及び産卵場として重要で、湿地及び他の場所の魚類資源が依存する回遊経路となっている湿地である。

基準4(a)の適用のためのガイドライン

1. 1 魚類は湿地と結びついている最も数の多い脊椎動物である。世界的には、18,000種以上が、ラムサール条約で定義されている湿地で生息している。
1. 2 基準4(a)の重要性は、湿地が魚類及び甲殻類の高い多様性を持っていれば、他の基準の要求を満たさなくても、国際的に重要な湿地として指定できることである。さらにこの基準は、亜種、種及び科の数、異なる生活史の段階、種の相互の関係及び前述の分類群と外部環境との関係の複雑性のような、多様性を取る様々な形を強調している。したがって魚類の多様性は、種内の、種間の、生態系の多様性を含む。それはまた、遺伝子学的に近似した種内の生態的単位、例えばサケの遡上、世界の多くの地域の海域毎に識別される海産魚の異なる地理的な系統等も含まれる。種を数えるだけでは、特定の湿地の重要性を評価するのに十分ではない。
1. 3 加えて「ニッチ」、すなわち種がその生活史の異なる段階で果たす異なる生態的地位の概念も考慮する必要がある。この点は、特に動物がその生活史で示す姿形に関係している。例えば、サンゴ、蔓脚類(訳注 まんきゃくゐ=フジツボなど)、多くの水生昆虫、両生類、幼生及び葉形幼生時代のある魚類、またスズメ目の鳥類、猛禽類、幼鳥時には羽のないサギ類等の鳥類等である。

1. 4 この多様性の解釈には、高い水準の固有性あるいは多様性が重要であることが潜在的に含まれている。「固有種」はある地域、おもに国あるいは大陸に特有の種であり、他のどこにも見られない種である。多くの湿地が、高い固有性を持つ魚類相により特徴づけられている。
1. 5 固有性の程度の測定は、国際的に重要な湿地の識別に利用される。魚類相の少なくとも10パーセントが、一つの湿地あるいは自然状態で分類される湿地群に固有のものであれば、その湿地は国際的に重要であるとみなされる。しかし、他に適合する特徴があれば、固有の魚類がいないことで資格を失うわけではない。アフリカのグレート湖、ロシアのバイカル湖、ペルー・ボリビアのチチカカ湖のような、乾燥した地域の石灰岩地のすり鉢穴や洞窟にできた湖では、固有性のレベルは90パーセントにのぼる湿地もある。しかし、10パーセントという数字は、世界中で適用するための実践的な数字である。固有の魚類種が生息しない地域でも、地理的な系統のような遺伝的に明らかな種以下の区分での固有性が利用されるべきである。
1. 6 世界で魚類の977種以上が絶滅の危機に瀕しており、少なくとも28種が最近絶滅した(Groombridge 1993)。希少な、あるいは絶滅の危機に瀕した種が湿地に生息することは重要な特性であるが、それは基準2で満たされている。
1. 7 指標種、旗艦種及び中枢種概念も重要である。「指標」種の存在は、よい質の湿地を判断するのに役立つ。「旗艦」種(例えば、ソデグロヅル、フラミンゴ、サバクキプリドン、チョウザメ等)は、保全活動の中で象徴的な高い価値を持っている。また「中枢種」は、不可欠な生態的役割を果たしている。数が多く広範囲にわたる中枢種の重要な生態的役割の認識と、それらの保全の重要性は、おそらく伝統的な保全体系にはなじみがないが、十分考慮されるべきである。指標、旗艦及び中枢種の相当な個体数を有する湿地は、国際的に重要な湿地として保全するに値する。
1. 8 生物多様性の重要な構成要素は、生物的不均質性、すなわち群集の中での形態または生殖形態の幅である。湿地群集の生物的不均質性は、生息地の時間的、空間的多様性と予測可能性によって決定される。すなわち、より生息地が不均質で予測できなければ、魚類相の生物的不均質性は大きくなる。
1. 9 例えばマラウィ湖のような安定した古代からの湖には、600種以上の種がおりその92パーセントが口の中で稚魚を養うカワスズメ科の種であり、また2-3科の魚類しかいない。対照的に、湿潤と乾燥の時期が入れ替わるようなオカヴァンゴ湿地のような沼地の氾濫原では、60種しかいなくても形態及び生殖形態が非常に多様であり、多くの科が存在し、大きな不均質性を持っている(Bruton&Merron 1990)。
1. 10 湿地の国際的な重要性を評価するためには、生物多様性と不均質性の双方を計測されるべきである。
1. 11 移入水生動物の問題も考慮される必要がある。魚類(魚類、甲殻類)は、人によって偶然あるいは故意に、ある集水域、海洋、大陸から他へ広く分散されており、時にはその地域の動物相や生態系に悲惨な結果をもたらすこともある。北アメリカのローレンシヤングレート湖のように、湖で観察される種数は大きく減少はしなかったが、固有の動物相が急激に変化した事例もある。またアメリカのサクラメントーサン ホアキン河口のスーザン沼地では、外来種の導入により湿地で観察される種数が2倍になった。他にアフリカのビクトリア湖のような事例では、乱獲と汚染と結びつき、固有種の多様性の大幅な減少を引き起こした。生物多様性と不均質性の計測の際、生態系の真の固有の価値を測ろうとするなら、固有種を代表する集合のみを考慮に入れるべきである。
1. 12 氷河期に形成され、移入された種しかいない多くの高所の湖では、状況は単純ではない。世界の重要な商業的漁業、娯楽フィッシング、また生活のための漁業は、移入された種、特にマス、コイ、サケ、バス、ティラピア等に基盤を置いている。さらに、例えば生物的防除など湿地にとって有益な影響を与えている外来種もある。一般的に、固有の種の多様性に良くない影響を与えたり、確かな判断ができるだけの十分なデータがない場合には、魚類や甲殻類の外来種の導入は避けるべきである。

2 基準4(b)の適合判断のためのガイドライン

2. 1 多くの魚類(甲殻類を含む)は、産卵や幼期の生育、採食のそれぞれの場所が広く拡散しており、かつそ

決議

これらの地域の間を長距離に渡る移動を行うなど、複雑な生活史を有している。もし、魚類の種や系統を維持しようとするなら、これらの場所は魚類の生活史を完結させるために必須なものであるため、そのすべての場所を保全することが重要である。沿岸の湿地（沿岸の潟や河口、塩性湿地、海岸の岩礁や砂丘を含む）に確保され、生産性が高く水深の浅い生息場所は、成熟した魚類の生育地や、採食・産卵場所として広く使われている。よってこれらの湿地は、たとえ成熟個体群そのものに隠れ場所を提供しないとしても、魚類の系統種の保存のためには必須の生態学的な過程（プロセス）を支えている。

2.2 さらに河川や沼沢地、湖沼の多くの魚類は、ある生態系の中で産卵が行われても、成熟期にはその他の内水面や海洋で生活をする。湖の魚類は産卵のために河川を遡上するのが普通であるし、河川の魚類は産卵のために湖や河口、または河口を越えた海まで下る。多くの沼沢地の魚類は、産卵のためにより深く常時水のあるところから、浅いところや一時的に氾濫した場所に移動を行う。したがって、ある河川の水系の一部を構成し明らかに重要でない湿地であっても、湿地の上流・下流にわたる広い河川の区域の適切な機能の維持のために不可欠なものである。

2.3 国際的に重要な湿地の指定の基準の採択は、あくまでもガイドラインであり、特定の湿地やその他のどんな湿地でも、締約国の漁業を規制する権利を侵すものではない。

定義

集水域：河川とそのすべての支流が集まる範囲。流域または分水界とも言う。

固有種：ある特定の地域にのみ見られる種。すなわちそこ以外世界で見られない種。ある一群の魚類が亜大陸に元々いた種とすると、その中の一部の種が亜大陸の一部に固有と言える。

科：共通の系統学的起源を持つ属と種。例えば、ニシン科の海産魚類、イワシ類、ニシン類などのニシン科の魚類。

魚類：あらゆるヒレを持つ魚類、無顎口魚類（メクラウナギ類とヤツメウナギ類）、（サメ類、エイ類、ガンギエイ科とその仲間、軟骨魚綱）と硬骨魚類（硬骨魚綱）と下記の一部の甲殻類とその他の水生無脊椎動物。

典型的な（ラムサール条約で定義された）湿地に生息する魚類の目は以下を含み、かつ湿地の利益、価値、生産性、多様性を表している。

無顎口魚類	無顎動物下門 メクラウナギ目 ヤツメウナギ目
-------	------------------------------

軟骨魚類	軟骨魚綱
	ホシザメ類、ツノザメ類、サメ類とその仲間（ツノザメ目） エイ類（エイ目） アカエイ類とその仲間（トビエイ目）

硬骨魚類	硬骨魚綱
	オーストラリアハイギョ（ケラトドゥス目） 南アメリカとアフリカのハイギョ（レピドシレン目） ビチャー（ポリプテルス目） チョウザメ類とその仲間（チョウザメ目） ガーパイク類（レビゾステウス目） アミア類（アミア目） アロワナ類、エレファントノーズ類とその仲間（オステオグロスム目） ターポン類、ソトイワシ類（カライワシ目）

ウナギ類(ウナギ目)
 ピルチャード類、イワシ類、ニシン類(ニシン目)
 サバヒ類(ネズミギス目)
 コイ類、ミノ類とその仲間(コイ目)
 カラシン類とその仲間(カラシン目)
 ナマズ類とゴンズイ類(ナマズ目)
 カワカワ類、キュウリウオ類、サケ類とその仲間(サケ目)
 ボラ類(ボラ目)
 トウゴロウ類(トウゴロウイワシ目)
 サヨリ類(ダツ目)
 メダカ・カダヤシ類(メダカ目)
 トゲウオ類とその仲間(トゲウオ目)
 ヨウジウオ類(ヨウジウオ目)
 シクリッド類、スズキ類とその仲間(スズキ目)
 カレイ・ヒラメ類(カレイ目)

いくつかの甲殻類群:

コエビ類、ロブスター類、淡水産ザリガニ類、クルマエビ・テナガエビ類、
 カニ類(甲殻綱)
 イガイ類、カキ類、pencil baits、マテガイ類、カサガイ類、タマキビガイ類、
 エゾバイ類、ホタテガイ類、ザルガイ類、アサリ類、アワビ類、タコ類、イカ類、
 コウイカ類、(軟体動物)

その他の特定の無脊椎動物:

カイメン類(海綿動物門)
 サンゴ類(刺胞動物門)
 タマシキゴカイ類、ゴカイ類(環形動物門)
 ウニ類、ナマコ類(棘皮動物門)
 ホヤ類(ホヤ綱)

漁業資源: 魚類の個体群のうち利用の可能性のある部分

魚類(fishes): 魚類(fishes)は2種以上の種類を含む複数形として用いる。

原産種: 特定の場所に自然に原産し生息する種

生活史段階: 魚類や甲殻類の発生上の段階。例) 卵、胚、幼生、レプトケファルス(葉形幼生)、ゾエア、動物プランクトン段階、幼生、成体、後成体

回遊経路: サケやウナギなどの魚類が、産卵場や採食場や稚魚の成育場の間を移動する際遊泳する経路。回遊経路はしばしば国境やそれぞれの国の管理区域の境界線をまたぐ。

稚魚の成育場: 魚類の発生上の早い段階で隠れ家や酸素と食物を提供し、魚類によって使われる湿地。巣を守るティラピアなど、いくつかの種が幼魚を守るために親が稚魚の成育場に残留するが、巣を守らないナマズ類のように、生息地が隠れ家となっている場合を除けば、その他の種の幼魚は、親により保護されることはない。

湿地が稚魚の成育場となる可能性は、冠水、潮の交換、水温の変動、栄養分の変化などの湿地の自然の周期

決議

がいかに保たれるかにかかっている。湿地に支えられた漁業の92%の漁獲量の変動は、最近の湿地での洪水の記録により説明できると、ウエルカム(1979)は示した。

個体群数: 同じ種で構成された魚類の一群。湿地の群集はその湿地に生息する植物と動物のすべての種により構成される。

相当な割合: 極地の生物地理区では、「相当な割合」は3-8の亜種、種、科、生活史の段階または種間関係で、温帯域では15-20亜種、種、科などで、熱帯では40亜種、種、科などだが、これらの数字は地域により異なる。種の「相当な割合」はすべての種を含み、経済的に価値のある種に限られない。一部の「相当な割合」の種が生息する湿地では、魚類にとっては重要でない生息地で、たとえ熱帯でもマングローブ湿地の淀みや、洞窟湖、死海の高塩分濃度の周辺域の水たまりなどでは、数種の魚類しか含まれない場合がある。劣化した湿地の復元された場合に「相当な割合」の種を支える可能性は、考慮される必要がある。例えば高緯度域や最近氷河が通過した地域や周辺部の魚類の生息地など、自然に魚類の多様性が低い地域では、種内の遺伝的に分けることのできる群も数に含めることができる。

産卵場: 魚類により、求愛、交配、配偶子(精子、卵など)の放出、配偶子の受精、受精した卵の放出のために利用される部分の湿地。例として挙げられるのはニシン、コハダ、ヒラメ、ザルガイと淡水湿地のたくさんの魚類。産卵場は、河川域、河床、湖沼の沿岸または深いところ、氾濫源、マングローブ、塩性湿地、ヨシ原、河口または浅海域などが挙げられる。河川からの流入する淡水は、隣接した海岸に産卵に好適な状態を作っている場合もある。

種: 野生状態で交配または交配可能な自然に起こる魚類の個体群。

種間相互作用: 種間での特定の利益や重要性を持つ情報やエネルギーの交換。例は、共生、片利共生、相互資源防衛、共同繁殖、托卵行動、先進的(advanced)子の世話、社会的狩猟、例外的な捕食者-非捕食者関係、寄生、高次寄生。種の相互作用はすべての生態系で起こるが、例えばサンゴ礁、古い湖沼などの生物多様性の重要な構成要素となっており種が豊富な極相の群集で特に発達している。

湿地の利益: 湿地が人に提供する便益。例えば、水の浄化、飲料水の供給、魚類、植物、建築材、家畜のための水、アウトドアレクリエーション、教育。

湿地の価値: 湿地が自然生態系の機能の中で果たす役割。例えば、洪水の軽減と調節、地下水と表流水の維持、沈殿物の保留、侵食の調節、汚染の軽減、生息地の提供。

参考文献

Bruton, M. N. & G. S. Merron, 1990: "The proportion of different eco-ethological sections of reproductive guilds of fishes in some African inland waters," *Env. Biol. Fish* 28: 179-187.

Groombridge, B. (ed.), 1993: 1994 IUCN red list of threatened animals. IUCN, Gland. 286 pp.

Welcomme, R. L., 1979: Fisheries ecology of floodplain rivers. Longman, London. 317 pp.

決議VI. 3 国際的に重要な湿地選定のための基準とガイドラインの見直し

1. ラムサール条約の締約国が「領域内の適切な湿地を国際的に重要な湿地のリストに含むために指定」(条文第2条1)すること、またリストに含まれる湿地(登録湿地)選定する際の手引きを提供するため、第4回締約国会議(1990年、スイスのモントルーで開催)で「国際的に重要な湿地」に関する勧告4. 2が採択されたことを想起し、
2. さらに勧告4. 2で、一般的な性質の二つの基準、すなわち
 - i) 典型的な、もしくは比類のない湿地に関する基準

ii) 動植物に基づく一般的な基準

そして水鳥に基づく特別な基準、およびこれらの基準を適用する際のガイドラインが採択されたことを想起し、

3. 今回の会議の分科会Eで討議された、「国際的に重要な湿地の選定のための魚類に基づく特別な基準の採用」の決議VI. 2が、特に開発途上国で重要な価値がある、魚類に基づく基準の適用の際の具体的な手引きを、その付属書に含めていることに注目し、

4. さらに魚類に基づく基準に添えられたような、より詳しいガイドラインの採用によって、既存の三つの基準に基づく国際的に重要な湿地の選定が容易になるであろうことに注目し、

5. 条約を普遍的に適用するための最終的な判断基準を確立するために、勧告4. 2では既存の基準にさらに修正を加えないよう求めているものの、科学技術検討委員会において既存の基準の見直しが必要であると提案されていることを意識し、

6. さらに条約の戦略計画(行動目標6. 3)は、締約国会議と科学技術検討委員会にラムサール条約の基準を定期的に検討するよう要請していることを意識し、

7. 分科会Eでの発表でも、基準の見直しとガイドラインの拡張が要請されていることに注目し、

8. さらに適用に際して、追加的基準やガイドラインが必要になるとと思われる、戦略計画(行動目標6. 2. 3)の「現在登録の少ない湿地タイプ、特に適当な場合には、サンゴ礁、マングローブ、藻場、泥炭地」に関する言及、決議VI. 5の地下のカルスト地形湿地に関する内容、泥炭地に関する勧告6. 1、サンゴ礁と周辺の生態系に関する勧告6. 7に注目し、

締約国会議は、

9. 適切な専門家とパートナー機関の協力とともに条約事務局の助力を得て、戦略計画の行動目標6. 3、分科会Eでの討論、現在登録の少ない湿地タイプに関する勧告に照らし合わせ既存の基準を見直し、ガイドラインを改訂することを、科学技術検討委員会に要請する。

10. その過程で、湿地から得られる文化的価値と利益、またはそのいずれかを考慮にいれることを科学技術検討委員会に求める。

11. さらにこの見直しの結果が常設委員会に提出され、次回の第7回締約国会議の場で考慮、可能な場合には採択されることを要請する。

12. 地下水貯蔵や水質改善といった、重要な自然水文学上の機能に基づいて、ラムサールの登録地指定が行われる可能性を検討するよう、科学技術検討委員会に強く要望する。

決議VI. 4 水鳥に関する特別基準を運用するための個体群の数算出方法の採択

1. 国際的に重要な湿地の証明であり、条約、決議及び勧告でも言及されている水鳥の生態的価値を再度明らかにし、

2. 水鳥にとって重要な多くの登録湿地は、選定基準3C(水鳥に関する特別基準)の妥当性を実証するために、信頼できる情報を継続的に必要としていることを認め、

3. 決議5. 9によって、選定基準3Cに基づく水鳥の国際的な個体群の数の算出方法を定期的に見直すことが求められ、またさらに数値やデータを見直し、将来締約国会議に提出することがIWRB(現国際湿地保全連合)に要求されていることを想起し、

決議

4. イギリスで自然保護共同委員会によって開催され、デンマークの国立調査研究所およびIWRBが参加した専門家会議で、旧北区西部～太平洋東部地域のフライウェイの水鳥の個体群の数の算出方法の改正について、今後の予定および本締約国会議の分科会Eで結果をまとめることで合意したことを認識し、またさらに1%基準を短期間に変え、国際的に重要である可能性の高い湿地が登録できなくなることを避ける必要性を特に認識し、

5. 国際的な水鳥の個体群の数の算出方法と1%基準を一貫したものにするために、ラムサール条約とボン条約のアフリカ～ヨーロッパ間の渡り性水鳥の協定、あるいは他の条約および協定との間の技術協力の必要性を認識し、

6. 決議5. 9に対応し国際湿地保全連合がまとめた、今回の締約国会議に提出される改訂した水鳥個体群の数算出方法と1%基準についての仮報告書に注意し、

締約国会議は、

7. 国際水鳥調査を継続して発展させ、選定基準3Cの妥当性についての重要な根拠を、地球規模で明らかにすることを国際湿地保全連合に対し強く促す。

8. 水鳥の個体群の数の算出方法と1%基準の見直しをし、特に基準に信頼性を持たせるために、水鳥研究グループの専門家のネットワークを利用し、条約事務局、締約国、他の条約とともに働き、そして第7回締約国会議で活動結果について報告するよう国際湿地保全連合に勧める。

9. もし水鳥の個体群の数があまり知られていない、もしくは急速な変化が認識されないのであれば、1%基準は3年ごとの締約国会議で見直されるべきであることに同意する。そして、

10. 次の3年間の登録湿地を指定する際、彼らの出版物に基づいたこれらの算出方法および数値基準を利用するよう、締約国に対して求める。

決議VI. 5 ラムサール分類体系の中の湿地タイプへの地下カルスト湿地の追加。

1. 条約の前文が、「水の循環の調整するものとして、および湿地特有の動植物相を支える生息地としての湿地の基本的な生態学的機能」を認識していることを想起し、

2. さらに条約の目的のため、条文第1条1は湿地を「天然のものであるか人工のものであるか、永続的なものであるか一時的なものであるかを問わず、さらには水が滞っているか流れているか、淡水であるか汽水であるか鹹水であるかを問わず…」と認識していることをさらに想起し、

3. 条約の第2条2は、生態学、植物学、動物学、陸水学、水文学の観点からの国際的な重要性に基づいて登録湿地が選定されるべきであると定めていることを意識し、

4. 一部の地下洞窟とカルスト系は、特化した脊椎動物と無脊椎動物種のための環境を提供し、また多くの場合これがなくては乾燥地となる地域の地下水源となり、天然の地下湿地を形成し、生態的、文化的、科学的、美観上、レクリエーション上の価値を持つ資源を形成することを認識し、

5. 「ラムサールデータベースやその他適切な機会に情報を提供する」場合で、「湿地タイプ」を記載する際、「湿地分類法」を使うよう勧告4. 7が要請していることを想起し、

6. 標準化された湿地分類法の使用を、条約が継続的に促進する必要があることを認識し、

7. 勧告4. 7の付属書2Bに含まれる現行の湿地分類は、地下のカルストや洞窟湿地を含まないことに注目し、

締約国会議は、

8. 地下カルストと洞窟の水文系をラムサール湿地分類法に加えることを決定する。
9. 領域内のカルストと洞窟湿地系の重要性を評価し、登録湿地としての指定を検討することを締約国に強く求める。

決議VI. 6 湿地保全基金

1. 湿地保全基金の設立に関する決議4. 3と、同基金の将来的な資金提供と運営に関する決議5. 8を想起し、
2. 湿地保全基金がその設立以来、41の開発途上国の55のプロジェクトに対し、計1, 688, 545スイスフランの援助を行ってきたという満足すべき事実に注目し、
3. 基本予算から同基金への配分を補助する意味で、湿地保全基金に対し自発的な献金をしてきた締約国とパートナー機関に対して、また湿地保全基金に提出されたプロジェクトの専門的評価の際、事務局に協力したIUCN(国際自然保護連合)と国際湿地保全連合(ウェットランド・インターナショナル)に対して謝意を示し、
4. 湿地保全基金に託された資金が、同基金に提案された多くのプロジェクトに対し資金提供できるほど十分ではなかったこと、また基金へのより多くの資金提供を促すための1997-2002年戦略計画の該当項目に基づいて、新たな活動が望まれていることを意識し、
5. そのような小規模の助成を行う仕組みが、その資金の額ゆえに多くの場合、多国間または二国間の開発援助機関が考慮の対象としないため、湿地の保全と賢明な利用の分野の活動を支援する点で果たし続けるであろう重要な役割を確信し、
6. さらにそのような小規模の助成の仕組みが有効であるためには、柔軟で迅速な方法で運用されなければならないことを意識し、
7. 本条約下の義務遂行のために外部からの基金をも必要とする場合もありうるので、湿地保全基金の資金提供は、ODA(政府開発援助)や公的援助を受けることのできる全締約国に対してなされるべきであることを考慮し、

締約国会議は、

8. 以下の決定を下す。
 - (a) この助成の本来の性質と目的を表現するため、湿地保全基金を「ラムサール条約湿地保全および賢明な利用のための小規模助成基金(ラムサール小規模助成基金)」と改称する。
 - (b) 経済協力開発機構(OECD)の開発援助委員会(DAC)によって作られた、援助享受国リストのすべての国が、「ラムサール小規模助成基金」の助成を受ける資格があるものとする。
9. 基金配分の決定方法を含め基金の運用方法を見直し、必要と思われる場合には運用方法の変更を実施する権限を、常設委員会に対し与える。
10. 「ラムサール小規模助成基金」で利用可能な資金レベルを、少なくとも年間100万米ドルまで増額すべきとした決議5. 8で示された確信を今一度表明する。

決議

11. 適切な広報資料を作成して、助成の最低レベルを確保するための積極的な基金増額キャンペーンに着手することを、事務局長に要請する。

12. この目的の事務局長の基金増額キャンペーンに対し、締約国とパートナー機関、NGOが支援し、またその他の団体個人も可能な立場にある場合には基金に献金することを求める。

決議VI. 7 科学技術検討委員会

1. 科学技術検討委員会 (STRP) のメンバーは、適切な科学技術知識を持ち、締約国会議によって指名されるが、国の代表としてではなく個人として活動を行うものとした決議5. 5による委員会の創立を想起し、

2. 1993年10月スイスのグランで行われた第14回ラムサール常設委員会で、第6回締約国会議が終了するまでの期間、締約国会議や常設委員会、事務局に助言を行うため、締約国からの提案に基づき、また各地域が均等に代表されるように注意を払い、7人の科学技術検討委員会のメンバーが指名されたことに注目し、

3. さらに常設委員会が決議5. 5に列挙された課題の検討を行った後、科学技術検討委員会に対し、以下の三つの特定の項目に集中するよう要請したことに注目し、

(a) 国際的に重要な湿地を選定するための基準の見直しを行う。特に勧告5. 9が要請している、生物多様性や漁獲高にも留意した、魚類に関して重要な湿地に関する基準やガイドラインの設立。

(b) 勧告5. 2が要請している、登録湿地に関する「生態学的特徴」と「生態学的特徴の変化」の定義。そして

(c) 決議5. 4が要請している、モントルーレコードの適用の見直し。

4. 第5回締約国会議以降の、上記の三つの課題やラムサール条約の履行に重要な他の科学的技術的問題への科学技術検討委員会メンバーの貢献に感謝し、

5. これまでの科学技術検討委員会のメンバーがその報告書の中で表明している、今後科学技術検討委員会が条約のために行う可能性のある業務、すなわち、「ラムサール条約湿地保全および賢明な利用のための小規模助成基金」に提出されたプロジェクトの検討、登録湿地選定のための基準の継続的な見直し、モントルーレコードと管理ガイダンス手続きの運用に対する見解を記録にとどめ、

締約国会議は、

6. 決議5. 5の内容に以下の変更を加え、再確認する。

(a) 正式メンバーが参加できない場合でも、各地域の意見が毎回科学技術検討委員会で確実に反映されるようにするため、正式メンバー選出と同様の手続きで代理メンバーを選出するものとする。代理メンバーは、指名された正式メンバー本人が出席できない時のみ会議に出席するが、すべての科学技術検討委員会の課題に関して意見を求められ、関連文書を受け取るものとする。

(b) 科学技術検討委員会は、要求に応じて意見情報を提供するネットワークによって支えられる。このネットワークは、締約国によって推薦される専門家を含み、通信連絡によって協議を行うものとする（ファックスや電子メールを含む）。

7. 締約国会議や常設委員会への科学技術委員会メンバーの参加の価値を強調し、そのために必要となる追加資金の確保のために最大限の努力をするよう締約国、常設委員会、条約事務局に対し要請する。

8. 先の締約国会議において締約国から示された意見と課題の優先順位を考慮した上で、その例年の会議に

において科学技術検討委員会の翌年の主な任務を規定することを、常設委員会に対し求める。

9. 生物多様性条約の科学上および技術上の助言に関する補助機関 (SBSTTA) や、他の環境関連条約に助言を与える同様の機関と緊密な関係を築くよう、科学技術検討委員会に対し奨励する。

10. 第6回締約国会議を終えてから第7回会議を終えるまでの間の科学技術検討委員会の正式メンバーと代理メンバーは、1995年9月ブリスベンで行われた第16回常設委員会のために提出された締約国による提案に基づき、常設委員会によって勧告された人々に委ねられることが決定した。各メンバーは以下の通りである。

正式メンバー

アフリカ:	ヤー・ンティアモア＝ベドゥ女史(ガーナ)
アジア:	菰田誠氏(日本)
東ヨーロッパ:	ミハリイ・ベグ氏(ハンガリー)
中南米:	ロベルト・シュラター氏(チリ)
北アメリカ:	アラン・スミス氏(カナダ)
オセアニア:	キース・トンプソン氏(ニュージーランド)
西ヨーロッパ:	フランソワ・ルトウルノー氏(フランス)

代理メンバー

アフリカ:	アブバカール・アウェス氏(ニジェール)
アジア:	C. L. トリサル氏(インド)
東ヨーロッパ:	ミクラス・リシキ氏(スロヴァキア)
中南米:	ピーター・ベーコン氏(トリニダード・トバゴ)
北アメリカ:	モウリシオ・セルバンテス＝アブレゴ氏(メキシコ)
オセアニア:	マックス・フィンレイソン氏(オーストラリア)
西ヨーロッパ:	パレ・ワード・エブセン氏(デンマーク)

決議VI. 8 事務局長に関わる事項

- 事務局の最高責任者である事務局長職を設置した第3回締約国会議(1987年、カナダのレジヤイナで開催)の条約事務局に関わる決議を想起し、
- さらに事務局長の責務を規定した第4回締約国会議(1990年、スイスのモントルーで開催)の決議を重ねて想起し、
- ラムサール条約の法人格はIUCN(国際自然保護連合)により与えられている事実、さらにIUCNは条約に対し専門的知見のみならず多くの事務業務を提供している点を意識し、
- 財政や予算事項、人事管理、施設管理の権限委任はIUCNの事務総長より条約事務局長に与えられていることを記録し、
- 締約国に協力支援を行っているラムサール事務局に対する事務局長の指導的監督的役割を強調し、

締約国会議は、

- 条約の初代事務局長を務めたダニエル・ネイビッド氏の、過去15年にわたる当条約の発展に対するその多大な貢献に感謝の意を表し、
- ネイビッド氏の辞任後、事務局長代行の任命と新事務局長選任のための手続きを設定した常設委員会議長及び委員各位の行動を支持し、

決議

8. 円滑な移行を行うため、常設委員会議長であるルイス・ラコス女史(ハンガリー代表)の重要かつ効果的な個人的役割に感謝の意を表し、
9. 1995年1月より7月まで事務局長代行を務めたジェームス・マクエイグ氏の協力支援に特別な感謝の意を表し、
10. マクエイグ氏が事務局長代行として責務を果たす許可を与えたカナダ野生生物局の申し出を感謝を持って認識し、
11. 新事務局長選任に関し、IUCNがたいへん効率よく便宜を計ってくれたことへの感謝をここに記し
12. 新事務局長デルマー・ブラスコ氏を歓迎し、条約発展のための責務遂行に成功することを祈りつつ、その地位をここに承認する。

決議VI. 9 生物多様性条約との協力

1. 決議5. 1として採択された『釧路声明』の中の「ラムサール条約が生物多様性条約と緊密に活動し、湿地の生物多様性保全に主導的な役割を果たすのは自然なことである」という言葉、そして2つの条約の事務局の間で積極的な協力をするよう求めている点を想起し、
2. 湿地の多様性が地球規模の生物学的多様性の重要な要素であることを強調し、
3. 環境関連の条約の業務で協調をすることを促進することで、限られた資源を最大限に有効活用し、業務の重複を避ける必要性を最確認し、
4. 1996年1月19日に署名されたラムサール条約事務局と生物多様性条約事務局の協力のための覚え書きを歓迎し、
5. 湿地及び生物多様性両条約の締約国である国々が、条約の履行と両条約の締約国会議の際の姿勢を調整する傾向が強まりつつあることを賞賛とともにここに記録し、
6. 生物多様性条約の第2回締約国会議の「他の生物多様性関連の条約との協力」に関する決議II / 13が「それらの条約の管理機構および生物学的多様性に関連する国際的な法的機関が各々の次回会議において、当条約の目標・目的の履行のため貢献できる方法を検討する」と呼びかけていることを記録にとどめ、
7. ラムサール条約の1997-2002年戦略計画の行動7. 2. 3が、締約国、ラムサール事務局及びパートナー機関に対し「特に国家生物多様性戦略の中に湿地関連の項目を含めること、そして湿地に関連するプロジェクトの計画と実施について、生物多様性条約との協力・協調を強めること」を求めていることに言及し、
8. 今回の会議の分科会Cでの湿地及び生物多様性両条約の間の協力に関する討議を考慮に入れ、
締約国会議は、
9. ラムサール事務局にその業務計画の中で、生物多様性条約事務局との間で署名された協力のための覚え書きの履行に高い優先順位を与えることを求める。
10. 生物多様性条約の要求事項に応じ国家レベルで策定される計画、プログラムあるいは戦略、そして特別なプロジェクトの中に、湿地の生物多様性についての項目が含まれるよう確保して、生物多様性条約の目標達成に積極的に貢献するよう、各締約国のラムサール条約担当省庁に奨励する。

11. 生物多様性条約の科学上および技術上の助言に関する補助機関(SBSTTA)と情報を交換し、活動の協力協調を図り、常設委員会を通じてそれらの結果について締約国会議に報告することを、ラムサールの科学技術検討委員会(STRP)に求める。
12. 生物多様性条約の目標と目的の履行に対して、ラムサール条約が貢献することを考慮する要請を歓迎する。
13. 2つの条約に対する取り組みの協調を強めることにより、生物多様性条約の地球規模での生物多様性の保全のための幅広い業務の中で湿地分野でラムサールが貢献できるように、締約国に要請する。
14. 1996年11月4日から15日まで開催予定の生物多様性条約第3回締約国会議の議題に、(常設委員会または事務局による)湿地の生物多様性保全のためラムサール条約を施行してきた際に達成された進展と遭遇した問題点についての報告を含め、これにより2つの条約の対象が互いに補完的であることを記録するよう要請する。

決議VI. 10 地球環境ファシリティ(基金)とその実施機関－世界銀行、国連開発計画(UNDP)、国連環境計画(UNEP)－との協力

1. 1995年に採択された「地球環境ファシリティ(GEF)」の実行戦略の4つの主要分野が、生物多様性、気候変動、国際的な水環境、そしてオゾン層の減少であり、最初の3分野が湿地に直接関わるものであることを記録し、
 2. 地球環境ファシリティの実行戦略で国際的な水環境に関わる章が、ラムサール条約との協力の可能性に言及していることを歓迎し、他の3分野とは対象的に、地球環境ファシリティ戦略によって定義される国際的な水環境を特別な対象とする地球規模の条約がないことを記録し、
 3. 途上国と経済が移行段階にある国々が、ラムサール条約履行のため資金を得る必要があることを認識し、そのためそういった資金を求める国々を支援するためにGEFや他の援助機関との連絡が主要業務となる開発援助担当官をラムサール事務局に設けるという原則を歓迎し、
 4. ラムサール事務局によってすでに確立された、地球環境ファシリティ事務局やその実施機関である世界銀行、国連開発計画、国連環境計画との結びつきを歓迎し、
 5. ラムサール事務局に「プロジェクトのスクリーニング、開発、評価に関わる多国間援助機関、特に地球環境ファシリティのパートナーの世界銀行、国連開発計画、国連環境計画と緊密に業務を行う関係を維持」することを求める、ラムサール条約の1997-2002年戦略計画の行動7. 4. 3に言及し、
 6. 今回の会議の分科会Cでのラムサールと地球環境ファシリティ実施機関の協力に関する議論を考慮し、
 7. 分科会Cの中で表明された地球環境ファシリティがその関連主要分野において対象となる締約国によって提出される湿地の保全と賢明な利用に関連したプロジェクトに資金を拠出する意志のあることを承認をもって記録し、
- 締約国会議は、
8. 地球環境ファシリティ事務局と地球環境ファシリティの実施機関である世界銀行、国連開発銀行、国連環境計画と現在進めている協力をさらに拡大充実させることをラムサール事務局に指示する。
 9. 常設委員会の指導の下、ラムサール科学技術検討委員会(STRP)が地球環境ファシリティの科学技術顧問委員会(STAP)と情報を交換し協力を進め、その結果を常設委員会を通じて締約国会議に報告することを

決議

指導する。

10. 締約国が各国においてラムサールと地球環境ファシリティーに対する取り組み方を協調させることを要請する。

11. ラムサール締約国でその対象とされる国々が、それぞれの領域内で1997-2002年戦略計画を実施できるよう、地球環境ファシリティーが直接的支援を提供することを要請する。

決議VI. 11 締約国会議の決議勧告の整理統合

1. ブリスベン市での第6回締約国会議までに、18の決議と72の勧告が採択されており、ブリスベン会議でさらに多くの決議勧告が採択されていることに注目し、

2. 締約国に利用される参考資料として、これらの決議勧告を定期的に編纂するために、多大な努力が払われていることを意識し、

3. 同様の目的のために、これまでの一連の締約国会議で採択された決議勧告を統合する必要があることを認識し、

4. さらにこのような決議勧告の統合をテーマ別に行うことにより、これらの文書の内容、意志表示、歴史的な流れ、潜在的な見落としや重複について認識や理解を著しく高めることができ、ひいてはラムサール条約の「1997-2002年戦略計画」の実施に多大な貢献をすることになると認識し、

5. ラムサール事務局によってそれぞれ1994年と1995年に発行された「ラムサール条約マニュアル」と「ラムサール条約の法的発達」と題する出版物が、決議勧告の統合のための価値ある参考文献としての役目を果たすことに注目し、

締約国会議は、

6. これまでの締約国会議と今回の会議で採択された決議勧告を、本決議に添付されている付属書に並べられた事項、また適切な場合には他のテーマに沿って統合した書類を準備することを決定する。

7. 事務局に対し、科学技術検討委員会および適切な場合には他の法律専門家と協議の上、次回締約国会議で条約の公式文書として採択することを検討するために、ラムサール決議勧告の統合した書類を準備するよう指示する。

8. 常設委員会に対し、決議勧告統合のための必要な措置を計らい、進展の検討を行うよう命ずる。

決議VI. 11の付属書

ラムサール条約決議勧告統合のための項目

以下の項目は、1980年の締約国会議(イタリアのカリアーリ)から1996年の締約国会議(オーストラリアのブリスベン)まで計6回におよぶ会議の決議勧告を、テーマ別に編纂する際に考慮されうるものである。

(a) 登録湿地選定のための基準およびガイドライン

(b) 賢明な利用の概念の定義、ガイドラインおよび追加手引き

- (c) 登録湿地および他の湿地における生態学的特徴の変化を特定し、報告し、モニタリングを行うための定義とガイドライン
- (d) 登録湿地および他の湿地における管理計画策定(湿地ゾーニングを含む)のためのガイドライン
- (e) 条約と、多国間開発銀行、地球環境ファシリティ、二国間開発援助計画を含む開発援助機関との関係
- (f) 条約の機関である常設委員会、科学技術検討委員会、事務局の業務内容および運営方法
- (g) 条約の機構である「ラムサール条約湿地の保全および賢明な利用のための小規模助成基金」や「モントルーレコード」等の実施のための運用手続きおよびガイドライン

決議VI. 12 国家湿地目録および登録候補地

1. 締約国会議で採択された選定基準に照らして国際的に重要である湿地を特に示す、国家湿地目録の準備を奨励する勧告4. 6および決議5. 3を想起し、
 2. 条約のもとで賢明な利用の義務を実施する際助けとなる、湿地資源の包括的な目録の価値に注目し、
 3. さらに条約の下での登録湿地の候補となりうる湿地を認識することの価値を重ねて注目し、
- 締約国会議は、
4. 科学的な国家湿地目録を準備し改訂する際に全ての湿地を含むよう、締約国に奨励する。
 5. 各締約国に対し、締約国会議で承認された選定基準に合致する湿地を正式に確認することを要請する。

決議VI. 13 ラムサール登録湿地に関する情報の提出

1. 登録湿地の変化やその兆候に関する情報を遅滞無く条約事務局に提出することを求める条文第3条2を想起し、
2. さらに、特に登録湿地あるいはその周辺の影響を及ぼしかねない人為干渉や脅威についての情報を含んだ、登録湿地の完全な情報シートを提出することを締約国に求めている決議5. 3を重ねて想起し、
3. 今回の会議に国際湿地保全連合(ウェットランド・インターナショナル)が提示した登録湿地データベースに保持されているデータの分析に感謝をもって留意し、
4. 締約国が提出した地図や記載がしばしば不十分な質であったという、今回の会議に提出された報告に憂慮し、
5. 条約の効果的な履行のためには、勧告4. 7で是認され決議VI. 5で改訂された『登録湿地のインフォメーションシート』および『湿地タイプの分類システム』を用いた、登録湿地の地図と記載の提出が必要であることを確信し、そして
6. さらに登録湿地が直面しているさまざまなタイプの脅威の構成に関しても、登録湿地と未登録湿地の状況の比較に関しても、現在の登録湿地データベースに保管されるデータからは結論を導き出せないことに重ねて留意し、

決議

締約国会議は、

7. 全ての登録湿地についてその地図および完全なインフォメーションシートを1997年12月31日までに条約事務局に提出することを優先させ、また湿地モニタリングの目的から少なくとも6年ごと(一回おきの締約国会議ごと)にそのデータを改訂することを締約国に促す。
8. さらに、条約の第3条2および決議5. 3を全うするよう締約国に重ねて促す。
9. 特に登録湿地に影響を及ぼすさまざまなカテゴリーの脅威の頻度ならびに分布の要約を提供し、また登録湿地として指定することでそのような脅威を減少させることができるのかどうかの結論を導くという観点から、国際湿地保全連合が登録湿地への脅威についての分析をさらに進めることを要請する。

決議VI. 14 ラムサール25周年記念声明、1997-2002年戦略計画と1997-1999年事務局活動計画

1. 25年前にイランの町ラムサールで湿地に関する条約が採択されたことを想起し、
 2. 湿地は地球の自然生態系の重要な構成要素であり、その水文学的、生態学的機能は地域の人口と開発を支え、生物多様性を維持していることを認識し、
 3. 結果的に全地球的な生物多様性の減少を伴う湿地の深刻な減少と機能低下が続いてきたこと、そして残された湿地の多くには、深刻で差し迫った脅威が続いていることに関心を払い、
 4. 文化的遺産、地域での実践、先住民の智恵の際立った重要性、それゆえ地域社会が湿地の賢明な利用と保全に重要な役割を果たすことを評価し、
 5. この条約がこの4半世紀に成し遂げたことを検討し、21世紀に向けての方向性を提起する「声明」の承認をもって、今会議において25周年を記念することが適切であると考慮し、
 6. 第5回締約国会議(1993年、日本の釧路市で開催)が決議5. 1の中で常設委員会に対して求めている内容、すなわち「第6回締約国会議において発表するために次期6ヶ年の戦略計画を準備する」という要請に注目し、
 7. 1997-2002年戦略計画が、締約国とNGOパートナーとの協議のもとに、常設委員会によって準備されたことを意識し、
 8. 条約の履行は、一方では締約国、常設委員会、科学技術検討委員会と条約事務局との間の、また他方では国際社会における他の環境関連条約を含む多数のパートナーと国内NGO、国際NGOとの間のパートナーシップであることを重ねて想起し、
 9. さらに、多くの締約国がラムサール『モニタリング手順』の名称をその本来の機能を正確に反映するよう変更することを望んでいることに注目し、
 10. さらに、常設委員会が事務局の活動計画遂行を監督する機能を重ねて想起し、
 11. 条約事務局の3ヶ年の活動計画を3ヶ年の予算に結び付けることの重要性を強調し、
- 締約国会議は、
12. 「ラムサール25周年声明」を採択する。

13. 条約履行のための基礎として、「1997-2002戦略計画」を承認する。
14. 「モニタリング手順」という名称を「ラムサール管理ガイダンス手順」と変更することを決定する。
15. 条約事務局の「1997-1999年活動計画」を採択する。

[付記:25周年声明、1997-2002年戦略計画、及び条約事務局の1997-1999年活動計画は、会議議事録の中で別々の文書として出版される]

決議VI. 15 第7回締約国会議からの手続き規則の改正

1. ラムサール条約締約国会議の「手続き規則」を、特に生物多様性条約等最近の他の条約の締約国により採用されている手続き規則と照らし合わせる必要性に注目し、

締約国会議は、

2. 現行規則 2(2)を以下のように変更することを決定する。

「湿地の保全と持続可能な利用の分野に関連する、各国国内のあるいは国際的な団体や機関は、政府組織であれ非政府組織であれ、締約国会議に出席したい旨の希望を条約事務局に通知してあれば、出席している締約国の3分の1以上の反対がない限り、オブザーバーとしての出席ができるものとする」

3. 現行規則 2(6)を以下のように変更することを決定する。

「オブザーバーとして会議の出席を希望する団体もしくは機関は、会議参加者の氏名を、少なくとも会議開始一カ月前までに条約事務局に提出しなければならない」

4. 他の国際環境条約との調整をはかるよう改正された手続き規則を第7回締約国会議に提案するために、今後3年間に締約国会議の手続き規則の徹底的な見直しをおこなうよう常設委員会に要請する。

決議VI. 16 加盟の手続き

1. 条約の締約国は「その領域内の適切な湿地を国際的に重要な湿地のリストに登録すること」及び「それぞれの湿地の境界は正確に記載され地図上に表示されるものとする」(第2条1)ことを認識し、

2. 「さらに多くの国家が条約に加盟することを促進するため、それゆえ加盟のための正式な手続きを簡略化するために」、国家が批准を留保しないで条約に署名する際、または批准書か加盟の書類を寄託する際に、湿地が登録されるという条件の下で、地図及び登録湿地の記載は事務局に後から送ることもできるという決議4. 5の勧告を想起し、

3. 条約の締約国数の増加及びさらなる登録湿地の増加を満足をもって記録し、

4. 「国際的に重要な湿地のリストへの湿地の最初の登録手続き」に関する決議5. 3は、締約国がさらに湿地に登録する際には、勧告4. 2で設定された選定基準をひとつ以上の基準を満たすよう求め、疑問の余地がある場合には登録の前に条約事務局とその技術顧問との非公式な協議を行うことを求め、さらに湿地登録に際しては、境界をはっきり示した地図に加えて、自然保護上の措置、機能と価値、そして選定基準に特に注意を払いながらインフォメーションシートを条約事務局に提出することを求めていることを想起し、

決議

締約国会議は、

5. 決議4. 5の規定に関わらず、国家が批准を留保しないで条約に署名する際、または批准書か加盟の書類を寄託する際には、登録湿地は正確に記載され地図上に表示されるものとするを決定する。
6. さらに国家によってその後追加として登録される湿地も、その境界は正確に記載され地図上に表示されるものとするを決定する。
7. 締約国が湿地登録する際には、決議5. 3で言及されている項目に特に注意を払い、インフォメーションシートを提供することを求める。
8. 決議5. 3で述べられている、国家及び締約国が疑問の余地のある場合には事務局とその技術顧問との非公式の協議を行うことを求めていることを、再び繰り返して述べる。

決議VI. 17 財政及び予算に関する決議

1. 当該条約の第6条5、6における財政条項を想起し、
2. 締約国の大多数が条約の基本予算に対する拠出を滞りなく支払っていることを感謝をもって認識し、
3. 未払いの締約国に対しては、条約の業務、特に条約事務局の財政上の運営を促進するために、速やかに支払を行うことを求め、
4. 条約の下での様々な活動を支援するために、多くの締約国によって追加の拠出がなされていること、またこの目的のために政府間機関やNGOによっても拠出が行われていることに感謝の意を払いここに記録し、
5. IUCN(国際自然保護連合)がラムサール事務局に対して提供している効果的な財政上の支援及び事務的支援を感謝をもって認識し、

締約国会議は、

6. 決議5. 2の付属書3に含まれる条約の財政管理のための業務規定を全体として1997年から1999年までの3年間にも適用することを決定する。
7. 付属書Iとして付帯された1997年から1999年までの3年間の予算を承認する。
8. この予算に対する各締約国の拠出は、すでに国連総会で決定された国連加盟国の拠出のための1997年の評価率(付属書II)、および今後決定される1998年と1999年の評価率に基づくことを決定する。
9. 締約国の間で負担を公平に分担する必要性、および途上国の事情を考慮に入れ、常設委員会は国連の評価率を利用する以外に条約予算への年間拠出を計算する基礎となる別の方法に関するさらなる調査を行い、第7回締約国会議に報告を行うことを指示する。
10. さらに以下のことを決定する。
 - (a) ラムサール事務局は予測できないまた避けることの出来ない支出に備え、それらが基本予算を脅かすことのないよう準備資金を設立する。
 - (b) 準備資金の収入源は次のものとする:
 - i) 前年の会計年度の支出を抑えたりより効果的な運用を行えた場合には、その余剰分をあてる。

- ii) 締約国の未納金のうち帳消しとされたものの支払が行われた場合、
 - iii) 受け取った資金の利息、これは寄付者の合意に基づく。
 - (c) 準備資金の利用可能額は、その会計年度の基本資金の12分の1を越えないものとする。
 - (d) 準備資金は、常設委員会が設立した財政小委員会の指導に基づいて事務局長が管理する。
11. さらに以下のことを決定する。
- (a) 常設委員会は財政小委員会を設立し、その構成員は異なる地域から最少5名最多7名とし、うち1名を小委員会の議長に任命する。
 - (b) 小委員会は条約の財政に関わる事項を扱い、常設委員会に報告を行い、また勧告を行うものとする。
 - (c) 小委員会議長は、適切な場合には常設委員会の議長、求められた場合には小委員会全体との協議を行い、事務局長に対し、彼または彼女が条約の財政管理に関わる義務から解放されるよう(これは準備資金の収入源やその利用に関するすべての事項を含む)指導と助言を提供し、
 - (d) 小委員会は各常設委員会会合に先立って協議を行い、常設委員会に提出されるべく財政上のすべての側面に関する勧告を準備する。これ以外の場合には小委員会は通信によって業務を行う。

決議

付属書 I

1997-1999年基本予算

(各予算はスイスフラン(x1,000)で表示)

	1997	1998	1999
1. 職員予算 (給料および社会保険等)	1718	1796	1878
2. 専門的活動			
a) 登録湿地データベース	110	110	110
b) 管理ガイダンス手順	0	0	0
3. 出張旅行予算	100	105	110
4. 事務機器の購入と維持	30	30	30
5. 事務予算			
a) IUCN担当分:コンピューター、 財政管理、事務局空間、人事	305	314	322
b) 運営予算:ファックス、電話、コピー、 接待費、銀行支払	95	110	120
6. 通信連絡費			
a) 出版、翻訳、郵送費	130	150	155
b) ニュースレター	30	30	30
7. 常設委員会や他の会議			
a) 常設委員会代表支援	30	30	35
b) 科学技術検討委員会メンバー支援	20	20	20
c) 地域代表の活動支援	20	20	20
d) 常設委員会議長資金	0	0	0
8. 締約国会議			
a) 会議運営	0	0	0
b) 会議参加国代表支援	0	0	0
9. ラムサール小規模助成基金	70	70	70
10. 特別積立金	0	0	0
基本予算合計	2658	2785	2900

1997-1999年の3年間の合計は、8,343,000スイスフラン

注: 1995年12月31日現在で、管理ガイダンス手順プロジェクト用の資金として146,539スイスフランが繰越金として存在する。

付属書Ⅱ 1997年分加盟国拠出金の算定

記：1998年予算(2,785,000スイスフラン)と1999年予算(2,900,000スイスフラン)の拠出金は、国連総会で採択されるそれぞれの年の拠出金率にしたがって毎年算定される。

加盟国	国連 %	ラムサール %	1997
アルバニア	0.01	0.010694	284
アルジェリア	0.16	0.171111	4,548
アルゼンチン	0.48	0.513332	13,644
アルメニア	0.05	0.053472	1,421
オーストラリア	1.48	1.582775	42,070
オーストリア	0.87	0.930415	24,730
バングラデシュ	0.01	0.010694	284
ベルギー	1.01	1.080137	28,710
ボリビア	0.01	0.010694	284
ブラジル	1.62	1.732497	46,050
ブルガリア	0.08	0.085555	2,274
ブルキナファソ	0.01	0.010694	284
カナダ	3.11	3.325966	88,404
チャド	0.01	0.010694	284
チリ	0.08	0.085555	2,274
中国	0.74	0.791387	21,035
コモロ	0.01	0.010694	284
コスタリカ	0.01	0.010694	284
コートジボアール	0.01	0.010694	284
クロアチア	0.09	0.096250	2,558
チェコ共和国	0.25	0.267361	7,106
デンマーク	0.72	0.769999	20,467
エクアドル	0.02	0.021389	569
エジプト	0.08	0.085555	2,274
エストニア	0.04	0.042778	1,137
フィンランド	0.62	0.663054	17,624
フランス	6.42	6.865821	182,494
ガボン	0.01	0.010694	284
ドイツ	9.06	9.689149	257,538
ガーナ	0.01	0.010694	284
ギリシャ	0.38	0.406388	10,802
グアテマラ	0.02	0.21389	569
ギニア	0.01	0.010694	284
ギニアビサウ	0.01	0.010694	284
ホンデュラス	0.01	0.010694	284
ハンガリー	0.14	0.149772	3,980
アイスランド	0.03	0.032083	853
インド	0.31	0.331527	8,812
インドネシア	0.14	0.149722	3,980
イラン	0.45	0.481249	12,792
アイルランド	0.21	0.224583	5,969
イタリア	5.25	5.614573	149,235
日本	15.65	16.736775	444,863
ヨルダン	0.01	0.010694	284
ケニア	0.01	0.010694	284
ラトビア	0.08	0.085555	2,274
リヒテンシュタイン	0.01	0.010694	284
リトアニア	0.08	0.085555	2,274

ラムサール条約第6回締約国会議の記録

決議

マレーシア	0.14	0.149722	3,980
マリ	0.01	0.010694	284
マルタ	0.01	0.010694	284
モーリタニア	0.01	0.010694	284
メキシコ	0.79	0.844860	22,456
モロッコ	0.03	0.032083	853
ナミビア	0.01	0.010694	284
ネパール	0.01	0.010694	284
オランダ	1.59	1.700414	45,197
ニュージーランド	0.24	0.256666	6,822
ニジェール	0.01	0.010694	284
ノルウエー	0.56	0.598888	15,918
パキスタン	0.06	0.064167	1,706
パナマ	0.01	0.010694	284
パプアニューギニア	0.01	0.010694	284
パラグアイ	0.01	0.010694	284
ペルー	0.06	0.064167	1,706
フィリピン	0.06	0.064167	1,706
ポーランド	0.33	0.352916	9,381
ポルトガル	0.28	0.299444	7,959
ルーマニア	0.15	0.160416	4,264
ロシア連邦	4.27	4.566519	121,378
セネガル	0.01	0.010694	284
スロバキア共和国	0.08	0.085555	2,274
南アフリカ	0.32	0.342222	9,096
スペイン	2.38	2.545273	67,653
スリランカ	0.01	0.010694	284
スリナム	0.01	0.010694	284
スウェーデン	1.23	1.315414	34,964
スイス	1.21	1.294025	34,395
(旧ユーゴ)マセドニア共和国	0.01	0.010694	284
トーゴ	0.01	0.010694	284
トリニダードトバゴ	0.03	0.032083	853
チュニジア	0.03	0.032083	853
トルコ	0.38	0.406388	10,802
ウガンダ	0.01	0.010694	284
イギリス	5.32	5.689434	151,225
アメリカ合衆国	—	—	—
ウルグアイ	0.04	0.042778	1,137
ベネズエラ	0.33	0.352916	9,381
ベトナム	0.01	0.010694	284
ユーゴスラビア	0.10	0.106944	2,843
ザイール	0.01	0.010694	284
ザンビア	0.01	0.010694	284
他の拠出	25.00	25.000000	664,507
総計	95.13	100	2,658,000

注:アメリカ合衆国の拠出金は、特別締約国会議(1987年、カナダのレジャイナにて)での条約の財政に関する修正による条文第6条6に対する米国政府による宣言のため、この表に含まれていない。

また、他の拠出はアメリカ合衆国による自主的拠出を含む。

決議VI. 18 ラムサール湿地保全賞の設立

1. 過去25年間にわたりこの条約が湿地の保全及び賢明な利用の促進を達成してきた事項、そしてその達成のために多くの個人、機関、政府が多大な貢献をしてきたことに留意し、
2. さらに将来この条約の目的のためにより大きく継続的な支援を促すため、そういった貢献を認識し榮譽を称える必要性を重ねて留意し、

締約国会議は、

3. 『ラムサール湿地保全賞』を設立することを決定する。
4. この決定に係る財政面を考慮し、下記原則に配慮しながら賞の運営について検討するよう常設委員会に要請する。
 - (a) 当該賞は3年に一度の通常締約国会議の際に贈呈されるものとする。
 - (b) 当該賞の推薦は事務局長に提出し、選定は常設委員会が行うものとする。
 - (c) 候補者は個人、団体、または政府機関とする。
5. 可能であれば1999年開催の第7回締約国会議において第1回保全賞贈呈を行い、それができない場合には第7回会議において報告をおこなうことを常設委員会に要請する。

決議VI. 19 教育と普及啓発

1. 湿地は人類に広範な利益をもたらす一方、その価値は保全全般についても、経済的なものについても、政策決定者、土地所有者、地域社会の指導者、一般に効果的に伝わっているとは言えず、湿地保全を支えるための特別な「教育と普及啓発(EPA)」プログラムも、各国レベルでも国際レベルでも、少数しか企画されていないことに留意し、
2. 湿地、その生物多様性、湿地から人間にもたらされる利益を保全する試みを提唱しても、広範な人々の参加なしではその成功は困難であろうことを憂慮し、
3. 教育と普及啓発プログラムは、成功をおさめ持続可能な湿地管理に不可欠な手段であり、湿地に対する否定的な態度を打破する重要な道具であることを認識し、
4. 湿地の教育と普及啓発プログラムの企画や実施に関わる人々は孤立してしまうことがしばしばあり、そのため、経験をわかち合いお互いに学習する機会が制限されてしまっていることを意識し、
5. これに対する手段として、国際湿地保全連合(ウェットランド・インターナショナル)によってすでに「教育と普及啓発に関する専門家グループ」が設立されており、英国の「野禽湿地トラスト(WWT)」が調整役を果たし、WWTの「湿地連携国際プログラム(Wetland Link International Programme)」と統合が図られていること、この専門家グループが世界中の同じ目的を持つ個人や機関との連携を確立していることを想起し、
6. 連携をさらに進め、そういったプログラムを進展させることの重要性と、また条約の戦略計画の要素を実施するために、教育と普及啓発に取り組む団体間のさらなる強調の必要性を認識し、

締約国会議は、

7. 条約の1997-2002年戦略計画を効果的に実践するためには、教育と普及啓発の協同プログラムが地方

決議

レベル、各国レベル、地域レベル、地球規模で組織され遂行され、それにより湿地の価値と利益についての知識と理解が深まり、湿地資源の保全や持続可能な管理に向けての行動を進展させなければならないことを確認する。

8. 国際湿地保全連合の「教育と普及啓発専門家グループ」およびパートナー機関によって運営される他のEPAネットワークが、このプログラムの指導的役割を果たし、ラムサール条約に対して専門的な助言を行う団体として活動することを要請する。

9. 国際湿地保全連合の専門家グループと他の専門家ネットワークが、以下のことでラムサール事務局と共に働くように促す。

(a) 湿地の教育と普及啓発の専門家の国際的ネットワークを設立、維持する。

(b) 必要となる財源を求め、地域的に合った計画を実施にうつし、教育と普及啓発キャンペーンの企画、実施、評価の改善を目的としたトレーニングの機会を進展させる。

(c) ラムサール事務局が常設委員会に毎年提出する経過報告を通じ、各締約国が国内湿地政策および環境政策を支援する教育と普及啓発プログラムの適用についてアドバイスができるよう、事務局に助力する。

10. すべての締約国、パートナー機関、興味を持つ団体や機関が、このイニシアチブを支持することを促す。

決議VI. 20 オーストラリア政府及びオーストラリアの人々への感謝

1. 第6回締約国会議のためにオーストラリア当局の全てのレベルが提供してくれた寛大な支援に対し、深謝の意をここに表明し、

2. 参加者を歓迎し会議に有効な貢献をしてくれたブリスベン市に対し特に感謝し、

3. 「戦略計画」の実施のための特別な拠出を奨励した、条約25周年記念にあたっての『誓約の提唱』に対し、オーストラリア政府に重ねて感謝し、

4. 本会議で発表されたオーストラリア連邦政府による新たな7カ所の登録湿地の指定予定、及び連邦湿地政策を完成させるという決定を謝意をもって注目し、

締約国会議は、

5. 主催国関係者、特にオーストラリア連邦、クイーンズランド州、ブリスベン市各政府とオーストラリアNGOに対する謝意を記録する。

6. 第6回締約国会議の組織にあたっての連邦政府、クイーンズランド州政府、ブリスベン市当局及びオーストラリアの民間セクターによる財政的支援の重要性を認識する。

7. ベルギー、ブルガリア、カナダ、デンマーク、フランス、ガーナ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、インド、日本、オランダ、パキスタン、スリランカ、スイス、英国、米国、カナダの国際カモ保護協会(Ducks Unlimited)、WWF、オーストラリアNGOによる誓約とともに、条約の有効性を高める「戦略計画」実施のためのオーストラリア政府の25周年記念誓約への謝意を表明する。

8. 条約の25周年の年およびこれ以降に湿地の価値の教育及び普及啓発の促進の分野で、条約の活動を導くものとなる成功に対して賛辞する。

9. オーストラリアの人々、州政府、連邦政府に対し、オーストラリア国内および国際社会で条約をより広く適用することを促進するため、引き続いて行われるすべての努力が成功をおさめることを願う。

10. 条約の世界的活動に対するオーストラリア政府の継続的な支援に対し謝意を表明する。

決議VI. 21 湿地の現状に関する評価と報告

1. 締約国による湿地資源の状況の計測と報告にまつわる困難に関して、この会議中行われた様々な発表に留意し、また1997-2002年戦略計画の行動6. 1. 3と一致して、

締約国会議は、

2. 次の3年間で締約国と協議して以下のことを行うよう事務局に要請する。

(a) 湿地の現状評価への寄与が最大になるよう、国別報告書の中で提供される情報体系を吟味する観点から、必要かつ適切な場合には国別報告書を準備するための指針を修正できるような手順を次回締約国会議までに設立する。

(b) 国家的、地域的および地球規模で、湿地資源の状況の評価するために、合意に基づいた科学的な過程を確立すること。

3. 地域の社会集団やNGOが条約履行の過程で果たすことができる役割を認識し、また政府が条約の使命を成し遂げる際にNGOが協力できるような仕組みを開発することを締約国に奨励する。

決議VI. 22 ラムサール事務局移転の検討

1. 第3回締約国会議(1987年、カナダのレジャイナにて開催)以降、ラムサール事務局が位置するスイス政府が提供してきた貢献と支援を認識するとともに感謝し、

2. IUCN(国際自然保護連合)が事務局にサービスを提供し、非常に緊密で積極的な支援をしたことに感謝し、

3. 条約の適切な遂行を保証するために必要とされる事務局の活動に係る運営費及び人件費の増加、そして締約国がこれら予算的要求に答えることは財政的に困難であることを懸念し、

4. 条約の効力を最大限に発揮するために財政効率を高めるよう、過去3年間にラムサール常設委員会及び締約国から事務局に与えられてきた指示を十分認識し、

5. 運営費のより効率の良い利用のために、そして可能な場合には条約の基本予算運用の費用削減のための機会を見極め追求するという、ここ数ヶ月にわたる事務局長および事務局によってなされた多大の努力の結実を記し、

締約国会議は、

6. ラムサール事務局の全体的な費用削減、あるいは予算追加のため恒久的な寄付を受ける為の方策の全般的な分析をすることを、常設委員会に対し指示する。

7. さらに事務局の協力を得、IUCNと緊密な関わりを持ちながら、ラムサール事務局の移転を行った場合に節約することのできる費用の具体的な分析を行い、両分析の結果を次回締約国会議において発表するよう、常設

決議

委員会に対し指示する。

決議VI. 23 ラムサールと水

1. 地下水の蓄積、水質改善、洪水の軽減、および水資源と湿地の密接な関係を含めた湿地の重要な水文学上の機能を認識し、
2. さらに湿地の水文学上の機能を特定し、数量化するためにすでに存在する水文学データの不足を重ねて認識し、
3. 水資源管理及び湿地保全の総括を含む、河川の流域規模の計画の必要性を明確に理解し、
4. 1996年3月20日の今回の締約国会議本会議で、特別講演「未来へのテーマ」の一環としてIUCNによって発表された「水資源管理と湿地保全の調和:21世紀におけるラムサールの挑戦」を想起し、
5. さらに「1997-2002年戦略計画」中の以下の行動目標を重ねて想起し、
 2. 2 湿地の保全と賢明な利用を土地利用、地下水管理、河川流域及び沿岸域計画の政策策定においてに統合すること。
 2. 4 環境計画策定を行なう目的で、湿地がもたらす利益と機能の経済的評価を提示すること。
 2. 7 湿地の保全と賢明な利用に関し、とりわけ女性や先住民を含む地域住民による積極的かつ情報を提供された上での参加を奨励すること。
 4. 2 特に途上国における研修の必要性を認識し、その後の追加措置を実施すること。
 6. 3 登録湿地の選定のためのラムサール基準を継続的に検討すること。
 7. 2 ラムサール条約と他の国際環境条約、または地域の環境条約および機関との連携、時にはその両方を強化し、正式なものとする。

締約国会議は、

6. 科学技術検討委員会が水文学の専門家を含むか、そういった専門知識を入手することができるよう手配する必要性を認識し、水文学とその管理の専門能力を持った機関と連携を築く。
7. 以下の事項を、締約国に呼び掛ける。
 - (a) 世界気象機関などの団体と連携し、世界中の湿地に関する水系監視ネットワークの発展を支援し、信頼性の高いデータの入手を保証する。
 - (b) 湿地の賢明な利用の概念との関連を調べるため、水管理の伝統的な体系の研究を奨励する。
 - (c) 近日中に刊行される条約出版物『湿地の経済的価値:政策策定者や決定者に対する指針』の頒布を通じて、湿地内の水の経済的価値のさらなる研究を奨励する。
 - (d) 各国の国内ラムサール委員会が、国内の水管理計画策定および河川流域管理戦略の企画に参画することを確保する。
 - (e) 管理当局及び専門技術者のみならず湿地利用者が、政策決定の過程に直接参加するよう確保する。
 - (f) 条文第4条5に基づき、特に水文学と水文学的管理に焦点を当て、学際的な研修への支援を継続し強化する。

(g) 「世界水会議」のような水に関連した機関との協力を通じ、ラムサール条約が水をめぐる論議の中で発言していくことを保証する。

勧告

勧告6. 1 泥炭地の保全

1. 『泥炭地』として知られ、ヨシ・スゲ湿原、ミズゴケ湿原、低層湿原、高層湿原、泥炭沼沢地林他様々な名称で呼ばれる泥炭が優占する湿地系は、これまで本条約の業務の中で正当に省みられていなかったが、重要なタイプの湿地であることを考慮し、
 2. ラムサール条約の湿地タイプ分類システム(勧告4. 7の付属書2B)の中で、泥炭地が内陸湿地のタイプの一つとして含まれていることを想起し、
 3. 1994年にノルウェーのトロントハイムで行われた「国際湿原保全グループ」の第6回シンポジウムにおけるトロントハイム宣言、同年ベルギーのブリュッセルで開かれた「国際泥炭協会」主催の国際泥炭シンポジウム、そして1995年にイギリスのエディンバラで開かれた「スコットランド野生生物トラスト」主催の泥炭地シンポジウムにおけるエディンバラ宣言などに代表されるような、泥炭地の生態系と関連する天然資源の賢明な利用と保全の推進に対する顕著な国際的関心を意識し、
 4. 泥炭地の資源および関連する泥炭生産物が世界のあらゆる地域の多くの国々にとって重要な環境的、経済的価値を持つことを認識し、
 5. さらにIUCN(国際自然保護連合)生態系管理グループ、国際湿地保全連合(ウェットランド・インターナショナル)、および国際湿原保全グループ等のような国際的なグループの世界的な泥炭地保全に対する多大なる貢献を認識し、
 6. (ノルウェーとカナダを含む)いくつかの締約国からラムサール事務局に提出された泥炭地の賢明な利用と保全のため国際的行動の必要性を支持する手紙に加え、湿地の賢明な利用と持続可能な開発の原理を統括する国家政策の文書を歓迎し、
 7. さらに農業および都市開発、林業、エネルギー開発、そして園芸のための泥炭の収穫を含む広範な土地利用により、世界の多くの場所での泥炭地系の劣化と破壊の進行の懸念を意識し、
 8. ラムサール条約の『1997-2002年戦略計画』(行動6. 2. 3)が泥炭地を「これまで正当に省みられず」、適切な場合には国際的に重要な湿地の世界的ネットワークに登録されるべき湿地のタイプとして確認したことに留意し、
- 締約国会議は、
9. 国内の泥炭地を維持し、または目録作成と評価を優先的に行い、また適切であれば、泥炭地の生態系を勧告5. 6のセクション第II. 1項に沿ったラムサール登録地として追加登録することを締約国に求める。
 10. IUCNの「熱帯地域の泥炭地の持続可能な利用と総括管理に関するガイドライン」のような、区域を基盤にした泥炭地管理指針の開発、採択、実施を促す。
 11. 科学的研究の推進に加え、特に湿地保全のための国家政策の発展および実施に関連したラムサール条約の「賢明な利用に関するガイドライン」、採用された方策の評価、これらの生態系の状況の定期的なモニタリングが、各締約国によってその領域内の泥炭地のタイプを含む全ての湿地に対し、また特に亜寒帯、温帯および熱帯緯度の生物地理的領域の国際的な国境にある湿地に対して十全に適用されるよう勧告する。
 12. さらに締約国による泥炭地保全のイニシアチブおよびプログラムに対して、連携し協力するための国際的機構が拡大されるよう勧告する。そして
 13. 特に泥炭地の活用と劣化した泥炭地の生態系の復元に関する研究プログラムに対し、また泥炭地に関する研修と教育、そして泥炭地に関する研究成果の締約国への普及とを目的とした国際的なネットワークを締約国

が支持するよう奨励する。

勧告6.2 環境アセスメント

1. 関連するプロジェクトや計画により環境に及ぼす影響の可能性の、事前の適切な評価がないため、湿地の機能と価値の著しい消失と劣化が生じており、また環境に及ぼす影響を評価する方法について国際的な基準および取り組み方の一貫性がその減少に役立つであろうことに関心を持ち、
2. これまでの締約国会議の一連の勧告と決議が、「環境アセスメント(EIA)」の手続きを湿地の賢明な利用を育む一つ的手段として用いるよう奨励していることを想起し、また特にこの勧告の付則に要約されたそれらの決議勧告に含まれている原理に留意し、
3. 多くの締約国が様々な形で環境の査定に効果を与える法的、行政的制度をすでに実施し、しかしまたこの分野の新しいイニシアチブ、特に基準、技術、および手順のガイドラインの採用によって多くの締約国が利益を受けるであろうことを意識し、
4. 湿地政策中の環境アセスメントの目的、また環境アセスメント政策中の湿地保全の目的が注目されねばならないことを考慮し、

締約国会議は、

5. 明白かつ公に透明なやり方で、湿地に関する環境への配慮を計画策定時の決定に取り入れるよう締約国に求める。
6. 事務局が総括的な情報を維持し、またこの問題に関する問い合わせに応ずることができるよう、湿地に関する現行の環境の査定と環境アセスメントについて入手できるガイドラインをラムサール事務局に提出するよう、締約国、国内および国際機関に対し勧める。また
7. 事務局とパートナー機関と協力し、湿地に関する既存の環境アセスメントガイドラインを点検し、必要な場合に湿地の賢明な利用の補助となるラムサールガイドラインの起草を準備し、第7回締約国会議において採択ができるよう提出することを、常設委員会および科学技術検討委員会に対し要請する。

勧告6.2の付属書

環境アセスメントに関する条文とこれまでの締約国会議の決定の要約

- (i) 湿地の保全と賢明な利用を推進し、また変化が「起こるおそれがある」場合、必然的に予測される場合、影響を予測する方策が必要な場合に行動する義務(第3条)。
- (ii) 環境アセスメント(EIA)はこの目的のために適用され、政策および法律の中に正式に組み込まれるべきとすでに確認が得られた分野である(勧告3.3、決議5.6)。
- (iii) 同様に、たとえば賢明な利用の概念の構成要素など、本条約の下に発展した一連の考え方は、湿地に関する環境アセスメントの過程で開発援助の可否を判断する枠組みを提供している(勧告4.10)。
- (iv) 評価過程には適任の専門家が関与すべきである(勧告1.6)。
- (v) 環境アセスメントは、その結果に基づいて環境を損なう事業の認可の拒否など意味のある行動がとれるよう早期に行うべきである(勧告1.6、決議5.6)。

勧告

(vi) 評価過程は、事業計画が実施段階に至ってもなお継続し実際の影響を監視し、影響予測と比較ができるようにすべきである(勧告3. 3、勧告4. 10)。

(vii) 環境アセスメントは、個別の事業計画に限定すべきではなく、複数の事業計画、またさらに戦略計画、プログラムならびに政策の累積的な影響に適用されるべきである(決議5. 6)。

(viii) 環境アセスメントは、開発が提案された土地、または特定の湿地のみに限定して行うのではなく、外部(たとえば上流/下流域)への影響も検討対象とすべきであり、また集水域レベルで水系を形成するあらゆる要素の間の相互作用に適用すべきである(勧告4. 10、決議5. 6)。

勧告6. 3 ラムサール湿地管理への地域住民及び先住民の関与に関する勧告

注:この勧告の目的のため、「管理」とは保全と賢明な利用を包含するものとする。

1. 地域住民の参加と要求を考慮に入れた、ラムサール登録湿地の管理計画の策定を求める『賢明な利用の概念実施のためのガイドライン』(勧告4. 10付属書)を想起し、

2. さらに地域社会が、湿地の利用に関する意思決定の過程に関わるようにし、意思決定の過程へ意義深い参加が確実に行われるために、計画される事業に対しての十分な知識を地域社会に提供することを保証する手続きを、締約国が確立するよう提案している『賢明な利用の概念実施のための追加手引き』(決議5. 6付属書)を重ねて想起し、

3. 地域住民及び先住民が、地域内の湿地の賢明な管理を確保することに特別の関心を持っており、特に先住民が湿地の管理に関して独特の知識と経験と要望を持っていることを認識し、

4. 湿地の賢明な利用が地域住民及び先住民の生活の質の向上に寄与し、さらにこれらの人々の湿地管理への関与に加え、湿地の保全及び賢明でかつ持続可能な利用の結果としての恩恵を得るべきであることを確信し、

5. 適切な協議の機構の欠如、あるいは関連する問題についての理解の欠如から、地域住民及び先住民が意思決定の過程から除外される場合があることに留意し、

6. 多くの地域住民及び先住民が、地域にある湿地と長い間にわたって繋がりを持ってきたこと、伝統的な管理の実践によって現代の管理技術の開発を援助することができることを意識し、

7. 今回の締約国会議で開催された、地域社会に根ざした湿地管理に関する分科会で、湿地資源の賢明な利用における地域の人々の積極的かつ十分な情報に基づいた参加に関し、アメリカ合衆国の「カドー湖基金」、セネガル及びボスタリカのIUCN地域事務所、日本の「釧路国際ウエットランドセンター」、WWFインド(ケオラデオ国立公園)及びWWFパキスタン(ウクハリ湿地)、ブラジルのマミラウアにある生態学研究ステーションの取り組み等が、期待できるNGOの事例として発表されたことに留意し、

8. そして、これらの事例あるいはその他の成功している事例に関する情報の普及が、締約国にとって有益で、地域レベルでのNGOとの協力関係を奨励することによって戦略計画の行動計画2. 7の実践を促進するものであることに留意し、

締約国会議は、

9. ラムサール登録湿地や他の湿地そして集水域での湿地管理の際、地域住民と先住民が適切な機構を通じて、積極的かつ十分な情報に基づいた参加ができるように、各締約国が特段の努力を払うことを求める。

10. 締約国を通じ、地球的規模で地域住民及び先住民の湿地管理への関与の重要性を発展させ、そのための特別な資金援助を求める努力を強化するよう、条約事務局に命ずる。
11. 湿地管理に関する地域住民と先住民の知識と技術の価値を認識し、湿地政策と計画の策定そしてその実施に、当初の段階から彼らの参加を促進する特別な努力を払うよう、さらに締約国に求める。
12. 国内ラムサール委員会の中に、さらに可能かつ適切な場合には今後の締約国会議の代表団の中に、地域住民及び先住民の代表を加えるよう検討することを、締約国に要請する。
13. WWF、「釧路国際ウエットランドセンター」、「カドー湖基金」、IUCN、各締約国、及び地方や地域に根ざした適切な経験を持つ他のNGOとの協議の下に、次期締約国会議で検討するため、地域住民と先住民を湿地管理に関与させるための基準とガイドラインとともに、保全及び賢明な利用への貢献についての評価を示すよう条約事務局に指示する。
14. 地域住民及び先住民が、積極的かつ十分な情報に基づいて湿地管理に参加している事例やその他の関連情報を、適切な手段を講じて普及させるようさらに条約事務局に命ずる。
15. さらに地域住民と先住民の要求や価値観、伝統的なものとそうでないものを含めた知識や実践を反映させるため、国の湿地政策とプログラム、ラムサール登録湿地と他の重要な湿地の管理計画に、地域住民と先住民との協議を確保するため、既存のあらゆる事例を参考にしながら、適切な国家的、地域的機構を作るよう締約国に重ねて要請する。

勧告6.4 東アジア～オーストラリア地域の渡りのルート沿いの登録湿地のネットワークの構築に関する勧告(ブリスベン・イニシアチブ:日豪共同提案)

1. 2つ以上の締約国の領域にまたがる湿地の保全および管理のため、相互に協議および協力することを定めたラムサール条約第5条を想起し、
2. 保護区のネットワークを構築することを求めたモントルー勧告4.4と湿地に生息する鳥類種の保全のための渡りルート保全概念を認知した勧告4.4を心に留め、
3. 湿地問題について地域間協力を強め、他の条約や機構との協力体制と重要な生態学上または水文学上の連携を持った湿地の国際的なネットワークを構築することを求めた釧路声明決議5.1を認識し、
4. 渡りを行う種の保全についての国際協力を進展させるための機構として、ラムサール条約事務局とボン条約事務局の間での覚書きの発展を歓迎し、
5. 地球上の主要な渡りのルートにおける、渡り性水鳥保全のため、政府、NGO、および地方の共同体を含めた他国間の取り組みの必要性を確信し、
6. さらに、このような取り組みが、ラムサール登録湿地のネットワークを形作るべきであることを確信し、
7. これらの国際的に重要な湿地の、社会経済的、および文化的な重要性を心に留め、
8. 渡りをするシギ・チドリ類の種の保全についての国際協力の有益なモデルとして、アメリカで発展した「西半球のシギ・チドリ類保護区ネットワーク」に注意し、
9. さらに、ボン条約に基づく「アフリカ～ヨーロッパ地域の渡り性水鳥の保全に関する協定」が最近採択されたことに注意し、

勧告

10. 1994年12月日本の釧路で開催された、東アジア～オーストラリア地域湿地・水鳥ワークショップ参加者は、「アジア太平洋地域水鳥保全戦略」を発展させることにより、東アジア～オーストラリア地域の渡りのルート沿いの水鳥の保全に関する多国間の取り組みを支援し、「東アジア～オーストラリア地域におけるシギ・チドリ類に関する湿地ネットワーク」の速やかな構築を勧告したことに注意し、

11. 1995年3月にアジア地域の渡りのルート沿いの渡り性水鳥保全のための努力を調整する枠組みの発展についてのイニシアチブを支持することを求めた、「アジアの湿地保全についてのデリー宣言」に注意し、

12. 主要な渡りのルート沿いの締約国会議の協力行動を通じ、ラムサール条約は渡り性水鳥にとっての重要湿地のネットワークを支持することにより、水鳥保全のための多国間の取り組みを発展させることが容易にできることを確信し、

締約国会議は、

13. 本勧告を「ブリスベン・イニシアチブ」として採択し、渡りをするシギ・チドリ類の適切な生息環境を維持するため、東アジア～オーストラリア地域のシギ・チドリ類の、渡りのルート沿いの登録湿地およびその他の国際的に重要な湿地のネットワークを構築することを求める。

14. 「アジア太平洋地域水鳥保全戦略」の実行を支援することを締約国に奨励する。

15. 「東アジア～オーストラリア地域におけるシギ・チドリ類に関する湿地ネットワーク」に、自国の1つまたはそれ以上の適切な湿地を推薦し、本ネットワークへの支援を表明することを東アジア～オーストラリア地域に含まれる締約国に促す。

16. 当該地域に含まれるラムサール条約未加盟国または地域に対して、「ブリスベン・イニシアチブ」を推奨し、本イニシアチブへの参加を促す。

17. さらにアジア太平洋地域および他の渡りルートで渡りをする水鳥の他の種類群について、湿地ネットワークの検討を推奨する。

18. これらのネットワークを維持し、拡大していくために共に活動し、普及啓発、研修、情報交換を促進し、渡りをするシギ・チドリ類とその生息地の長期的な保全に、参加各国が貢献することをさらに促す。

勧告6.5 さらに湿地管理者研修プログラムの確立

1. 「湿地の研究、管理、および監視について能力を有する担当者の訓練を促進する」ことを締約国に求めた本条約第4条5を想起し、

2. 湿地管理者研修のためのプログラムの存在、またそのようなプログラムの利益ができる限り広範囲に享受されるようにする必要があることを意識し、

3. 多くの途上国および開発担当部局にとって担当者の研修がきわめて優先度が高い事項であることを認識し、

4. ラムサール登録湿地の姉妹関係締結の概念と、それに関連した情報および担当者の交換・交流の発展に留意し、

締約国会議は、

5. 湿地管理者研修プログラムを確立するための財源を、政府の開発担当部局その他の国または地域の機関

を通して自国政府に求めるよう締約国を促す。

6. 主要資金提供者を確保し、湿地管理者研修の世界的なネットワークの考え方を追求し、さらには担当者交換がより広範に行われることを奨励するよう条約事務局に要請する。
7. 世界中から研修カリキュラムおよび組織の詳細を取り寄せ、締約国にそのような情報が利用可能であることを知らせるようさらに条約事務局に指示する。
8. 1997-1999年の3年間に、発展途上国の代表を適切な湿地管理者研修プログラムに参加させるため、「ラムサール条約湿地保全および賢明な利用のための小規模助成基金」への資金援助を優先するよう締約国に求める。

勧告6.6 地域に根ざしたラムサール連絡担当官の設置について

1. 条約事務局内に地域担当専門官を設置することを理由の一つに、第4回及び第5回締約国会議において条約の基本予算が増額されたことを想起し、
2. 渡りをする種の保護をも含む国境にまたがる湿地管理の問題を検討するため、さらに締約国が協力すべきであることを示唆している「賢明な利用の概念実施のための追加手引き」(決議5.6付属書)を想起し、
3. ラムサール条約の下で、世界各地域で似たような管理上の問題を抱えている類似の湿地生態系が存在し、地域レベルの協力の増大が条約のより効果的な履行に帰結するであろうことを認識し、
4. 条約の締約国になることに強い関心を持つ国々が、この点に関しそれらの地域内で入手できる専門知識によってさらに支援を受けられることを意識し、そして、
5. 条約の加盟国を拡大するため、またアフリカ、アジア、中南米地域、オセアニアで行われているラムサール条約の活動のための全般的支援の水準を高めるため、すでに基本予算の中から確保されている地域担当専門官に加え、地域に根ざした職員の設置が強く望まれることに注目し、

締約国会議は、

6. 地域に根ざしたラムサール連絡専門官を配置し維持できるようにするため、特別な支援措置の下で現行の財源に対する追加拠出を検討するよう締約国に要請する。
7. 特に上記の地域において条約履行の効果をさらに高める手段として、ラムサール連絡担当官配置への財政支援を求めるよう条約事務局に命ずる。
8. 各々の地域事務所内でこれらの担当官を共同で配置し、また日々の活動でより密接に協力することを通じ、この提唱を推進する方法を検討するようパートナー機関に求める。
9. この提唱を支援し、地域に根ざした支援や助言を提供するラムサール条約の権能が増強されるような機構を検討するよう常設委員会に奨励する。

勧告6.7 サンゴ礁と関連生態系の保全と賢明な利用

1. 世界のサンゴ礁とマングローブ林や藻場を含む関連生態系の多くが劣化していることを意識し、
2. 食糧生産、観光、レクリエーション、美的資源、海岸線保護などのサンゴ礁や関連する生態系が人類に与え

勧告

る利益を十分に認識する必要があることを意識し、

3. 小島嶼開発途上国やその他の国にとって、サンゴ礁や関連生態系が社会経済上、生態学上、文化上、レクリエーション上重要であることを認識し、

4. 今まで条約の活動の上であまり取り上げられなかったサンゴ礁と関連生態系は重要な湿地タイプであることを考慮し、

5. 「アジェンダ21」の17章がサンゴ礁、マングローブ林、藻場を生物多様性と生産性の高い海洋生態系であると認識し、それらの分布を把握し保護する活動に高い優先順位を与えるよう推奨していることに注目し、

6. より効果的な調査、モニタリング、管理および関連体制の強化を通じ、サンゴ礁と関連生態系の持続的管理を促進することを目標とした、政府と国際的および国内NGOの協力によって誕生した「国際サンゴ礁イニシアチブ(ICRI)」を歓迎し、

7. 「低潮時における水深が6メートルを超えない海域を含む」とするラムサール条約の第1条1による湿地の定義と、国際的に重要な湿地のリストに各締約国は領域内にある適当な湿地を指定することを条約の第2条1は求めていることを想起し、

8. 勧告4. 2の付属書I「国際的に重要な湿地を選定するための基準」により定められた代表的または固有な湿地のための基準と、植物や動物に基づいた一般的な基準と、勧告4. 7の付属書2Bで海洋と沿岸の湿地タイプリストの中に特にサンゴ礁を含めていることに注目し、

締約国会議は、

9. サンゴ礁と関連生態系の適切な地域を、ラムサール登録湿地として指定するよう締約国に要請する。

10. 世界的な湿地保全の総括的な戦略の一要素として、サンゴ礁と関連生態系の保全と賢明な利用を育むことを条約事務局に勧告する。

11. 特にオセアニアとカリブ海地域のように加盟国の少ない地域の国々に対し、ラムサール条約の締約国となることの利点を示すよう条約事務局に要請する。

12. サンゴ礁と関連生態系の持続可能な利用と保全に寄与するように、適切な場合には常に条約の「1997-2002年戦略計画」の中で概説された調査とモニタリングを実行することにより、ラムサールの活動の中で「国際サンゴ礁イニシアチブ」の行動の呼びかけと行動の枠組みを支援するよう条約事務局に強く要請する。

13. 国連環境計画(UNEP)の「地域海域計画(Regional Seas Programme)」と、「計画の要素1. 1淡水、沿岸、海洋資源管理」と連携を行うよう、事務局と科学技術評価委員会に要請する。

勧告6. 8 沿岸域の戦略計画策定

1. 推定約60%の世界の人口と多くの開発事業が、海岸線から内陸部へ60km以内の沿岸の狭い部分に添って集中しており、人口増加と開発の拡張は生物資源の枯渇、汚染負荷、干拓、埋め立て、その他調整されないままの開発(その全てが、生物多様性に影響を与えている)等の点において、沿岸域の湿地を大いに圧迫していることに注目し、

2. さらに沿岸域の湿地については、総括的な水資源の保全と人間活動の累積的な影響に関して、土地利用計画によりいっそうの考慮が必要であることに重ねて注目し、

3. 沿岸域の計画策定には、低潮時の水深が6メートルまでの潮間帯とそれに続く海水域のみならず、特に周辺の淡水湿地系、沿岸の潟湖、湾、海洋小島、マングローブ沼沢地、河口部を含んだ、全てのタイプの湿地と関連するシギ・チドリ類や他の水鳥のねぐらとなる場所をも包括しなければならないことに注目し、
4. 特に小島嶼開発途上国や他の国々にとって、沿岸域の経済的、生態学的、文化的、レクリエーション上での重要性を認め、
5. 生物多様性条約の第2回締約国会議で取り上げられた、海洋と沿岸域の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する決定10と同様に、沿岸域の総括的な管理に関する「アジェンダ21」の17章で提議された問題、また、沿岸域の生態学的に持続可能な開発を支持する、国連環境計画の「地域海域計画 (Regional Seas Programme)」の業績にも注目し、
6. 集水域の管理と沿岸域の管理には重要な関連性があることを認識し、
7. 1993年タンザニアのアリュウシャで開催された「島嶼国を含む東アフリカの総括的沿岸管理の政策会議」で採択された、国内の自然に関する計画策定過程の中に沿岸域を含める必要性、また沿岸の湿地に悪影響を及ぼす可能性のある活動を管理する、調整された法制の必要性についての勧告を想起し、
8. さらに湿地の全体的で総括的な管理戦略の適用を含んだ「湿地の賢明な利用のための追加手引き」を採択した決議5. 6を重ねて想起し、

締約国会議は、

9. 沿岸湿地や他の主要な環境構成要素の保全と賢明な利用について、健全な政策決定を助けるため、戦略計画策定と総括的沿岸管理の原則の採用そして適用を締約国に求める。
10. 湿地と関連する環境構成要素の利用の賢明な管理を確実なものにするため、環境アセスメントのみならず沿岸域の戦略計画策定が適切な時期に確実に実施されるよう、適切な方法を探求することを全ての締約国に対し要請する。

勧告6. 9 国家湿地政策の策定と実施のための枠組み

1. 湿地の保全と賢明な利用と条約の賢明な利用ガイドラインの実施を促進する上で、重要な一步となる「国家湿地政策」の策定を締約国に求めている勧告4. 10を想起し、これによって「賢明な利用の概念は、政策の策定、計画、法的教育的活動、そして特定の地域での活動を含む湿地保全の全ての側面におよんでいる」ことを再確認し、
2. 勧告4. 10は長期間におよぶ包括的な国家政策の策定に向けて努力するよう全ての締約国に求めており、そのような政策は各国の慣習に合ったどのような形でも策定できるものであることに注目し、
3. 今回の締約国会議で、ラムサール常設委員会が分科会Aの企画段階で、(a)そのような「国家湿地政策」の策定と実施を加速させるためのガイドラインの作成と、(b)一方で「国家湿地政策」と湿地の賢明な利用と、他方で「国家湿地政策」と特に沿岸域での地域計画策定とが、より強く関連づけられるようにするガイドラインを作成するように指示したことに留意し、
4. 多くの国で国家湿地政策の策定と実施のための事例と仕組みがあることと、この分野での各国の経験の知見を広く伝えることが湿地政策の策定を検討している多くの締約国にとって、また「1997-2002年戦略計画」を実施する上で条約にとって非常に価値があることを認識し、

締約国会議は、

勧告

5. この種の政策をまだ持たない締約国が使えるように、「国家湿地政策」の策定と実施のための実例と説明を含んだ枠組みを作成する必要があることを認識する。
6. そのような枠組みを含む報告書を作成し、さらに各国の政治上制度上の範囲の中で、また国家生物多様性または自然保護行動計画または政策に関連させて、「国家湿地政策」の手続きと意見聴取に関する配慮、起草や実施の具体例とともに、世界中の湿地政策の状況分析を加えることを条約事務局に求める。
7. この枠組みを準備する資料とするため、関連する「国家湿地政策」の文書と要約した情報をラムサール事務局に提供するように締約国に要請する。
8. さらに国家湿地政策の作成と実施の経験がある締約国の担当者の時間と知見を、そのような政策策定に着手しようとしているラムサール加盟国と分かち合うことを要請する。
9. 上記報告書の作成に中心的な役割を果たしたり参加したり、またこの目的のために資金人材の提供を申し出るパートナー機関と協力し合って、報告書出版の調整役となることをラムサール事務局に求める。

勧告6. 10 湿地の経済的評価に関する協力の促進

1. 湿地は幅広い利益を人類にもたらすが、湿地の価値が確立された貨幣指標によって表現されていないことが理由の一つとなり、その経済価値は十分に研究されたり理解されていないことに注目し、
 2. 特に途上国では、湿地の市場外の価値がほとんど研究されていないことにさらに注目し、
 3. 湿地を保全しようという努力は、湿地の劣化と消失につながる根本的な圧力の問題に取り組まなくては、長期的に見て成功する確率が低いことを憂慮し、
 4. 湿地が人々に提供する資源や機能の経済的評価が、湿地への悪影響への対策を行う上で基本的な国内的そして国際的手段となり、悪影響予防に取り組む際に大きく補完する役割を果たすことを意識し、
 5. 重要なポストにいる政策決定者は、しばしば湿地の多岐にわたる経済価値に関する十分な知識を持っていないことをさらに意識し、
 6. 上記の憂慮に対する対応として、国際湿地保全連合の「湿地の機能と価値の経済的評価専門家グループ」等、ヨーロッパ、アジア、アフリカ、南北アメリカの湿地の価値評価の専門家を含む、多くの有識者のネットワークがすでに設立されていることを想起し、
 7. 1995年にマレーシアで開催された「湿地と開発に関する国際会議」で、湿地の価値評価が関心の的であったことをさらに想起し、
 8. 湿地の価値評価に関わる様々な関係グループの間でさらに連携を確立することの重要性、さらに条約の「1997-2002年戦略計画」の関連項目の実施を促進するために、これらの取り組みを調整し共同作業を進めることが必要であると認識し、
- 締約国会議は、
9. 各国内の湿地保全の利益と必要性と、そして国際的な認識を高めるため、湿地のすべての経済的価値が同定され測定され報告されることが重要であることを確信する。
 10. 既存の有識者による幅広いネットワークに対し、湿地の価値評価においてリーダーシップを発揮し、ラムサ

ール条約の諮問機関としてこの複雑な課題に取り組むことを求める。

11. それらの国内のおよび国際的なネットワークに以下の事項を要求する。

(a) NGOや他の関心のある個人団体と協調しながら、湿地の価値評価に関する協力のための努力を推し進めること。

(b) 湿地の劣化と消失につながる根本的な経済的な圧力を解明する。

(c) 条約の締約国、政策決定者や社会一般に湿地が供給する資源や機能の、これまでに測定されていない豊かさを金銭換算するために、学際的なやり方の価値評価プロジェクトを新たに立ちあげたり継続中のものを支援したりする。

(d) 湿地の価値評価の結果を締約国が国家湿地政策や環境政策に適用するとき、ラムサール事務局が助言をすることに協力する。

(e) 湿地保全の必要性にさらに配慮できるよう、湿地の機能と利益の経済的価値の評価を促進するために適切と考えられる、新たな戦略、研修プログラム、手段の作成を支援する。

12. 全ての締約国および関心を持つグループと機関がこの取り組みを支援するよう勧める。

勧告6. 11 地中海の湿地のための協力

1. 「地中海湿地フォーラム(MedWet)」の協力機関に対し、今回の締約国会議にフォーラムの活動の進捗状況に関する報告を提出するよう求めるとともに、この地域的な活動を歓迎している、地中海地域の湿地の協力についての勧告5. 14を想起し、

2. 地中海の湿地の保全と賢明な利用を目的とした「地中海湿地フォーラム」の第一段階における進展に関心を持って注目し、

3. アルバニア、アルジェリア、クロアチア、モロッコ、チュニジアの参加により「地中海湿地フォーラム」の活動が拡大されたことにさらに注目し、

4. 「地中海湿地フォーラム」に資金を提供した団体、特に欧州委員会(DG XI)とフランス、ギリシャ、イタリア、ポルトガル、スペインの各政府、WWF、南仏のトゥール・ドゥ・バラ研究所、国際湿地保全連合、ラムサール事務局、地球環境ファシリティー等に感謝の意を表し、

5. 全体会議中の1996年3月25日に、特別報告「未来のためのテーマ」の中の一つとして、イタリア政府と地中海湿地フォーラム調整グループが発表した「地中海湿地フォーラム—地域的な湿地協力のための地中海の青写真」、そして今回の締約国会議中に非公式に行われた地中海の湿地に関する協議の結果を考慮し、

6. 「地中海湿地フォーラム」パートナーとイタリア政府が中心となり、1996年6月にイタリアのベニスで「地中海の湿地に関する国際会議」が計画されているという報告を受け、

締約国会議は、

7. 地中海の湿地の保全と賢明な利用のため、政府とNGO協力機関による調和の取れた総括的な協力体制の形成を歓迎し、このようなやり方は他の地域における湿地活動の有望な手本であると考え、

8. 現在の協力機関が民間セクターも含めた地中海のすべての政府、適切な機関、団体、NGOなどに門戸を

勧告

開き、この協力関係を地中海地域周辺のすべての国々に拡大することを奨励する。

9. 地中海地域の未参加の国々が、「地中海湿地フォーラム」もしくは同様の団体を通じてこの長期的な努力に参加することを奨励する。

10. 地中海の湿地に関心を持っているすべての政府、NGO、または個人が、「地中海湿地戦略」の準備と実施に最大の努力を払うように促す。

11. 多国間そして2国間の援助機関、また民間セクターからも地中海の湿地保全に向けて調整された行動がとれるよう、基本的な財政支援の続行を求める。

12. 1999年の第7回締約国会議で、今後3年間の地中海の湿地のための協力体制のさらなる進捗状況の完全なレポートが提出されるよう要請する。

13. ラムサールの登録湿地選定基準に合致する湿地、とりわけヨーロッパとアフリカ間の渡り鳥のルートを結ぶ主要な湿地を、登録湿地として指定するよう地中海地域の締約国に求める。

勧告6. 12 私的公的資金による活動における保全および賢明な利用

1. 湿地の保全と賢明な利用を推進する立法および政府政策に取り組むことを求めている「賢明な利用の概念実施のためのガイドライン」(勧告4. 10の付属書)そして「賢明な利用の概念実施のための追加手引き」(勧告5. 6の付属書)を想起し、

2. さらに、多国間と二国間開発援助プログラムに湿地の保全と賢明な利用を含めることに関する勧告5. 5を重ねて想起し、

3. 私的および公的資金による活動が、その自国内のみならず他の国々、または国の管轄を超えた地域の湿地に悪影響を与えかねないことを認識し、

4. さらに特に湿地に悪影響を与える恐れのある土木事業や他の活動を直接的に指揮する場合、湿地の保全と賢明な利用に第一に責任があるのは公的機関であることを認識し、

5. 私的および公的資金による活動の範囲内でも、湿地の破壊を回避し、さらに湿地の保全、復元、賢明な利用に貢献するよう、奨励や契約上の合意などによって事業の企画機関や実施機関を促す多くの機会が存在することを確信し、

6. NGOのみならず政府と民間セクターとの間の協議を通じ、こういった機会を探求したオランダにおける試みに注目し、

7. 各セクターの方針が湿地に与える直接的および間接的影響に関して、フランスが行なった包括的分析の結果を考慮に入れ、

8. さらに「1997-2002年戦略計画」の中のこの問題に焦点をあてた行動目標、特に保全、復元と賢明な利用を公的機関による計画策定そして政策決定に統合すること(行動目標2. 2)、民間セクターの参画を促すこと(行動目標2. 8)、国内の教育啓発プログラムを発展させること(行動目標3. 2)、また開発援助機関および多国籍企業が湿地に関する事業を改善して実施するように図ること(行動目標7. 3)に注目し、

締約国会議は、

9. 湿地に悪影響を与える可能性がある私的と公的資金による活動との関連で、湿地の保全と賢明な利用を促

進し高めるため、NGOのみならず政府と民間セクターとの間の協議そして知識の普及のための過程を新たに始め、さらに強化しようという提唱を歓迎、支援する。

10. 上記の過程を新たに始めさらに強化し、この過程の進捗状況および結果をラムサール条約の国別報告書の中で報告するように締約国に求める。

勧告6. 13 ラムサール登録湿地とその他の湿地のための管理計画策定に関するガイドライン

1. ラムサール条約の締約国は、その領域内の湿地を国際的に重要な湿地のリストに登録し、その登録湿地の保全を促進するための計画を作成し実施するように求められていることを想起し、

2. 以下の点を締約国に求めている決議5. 7を参照し、

(a) 各々の登録湿地について管理計画を策定する。

(b) 既存の管理計画を再検討し、また必要ならばそれを更新するため、決議5. 7に附属書として添付されている「ラムサール登録湿地およびその他の湿地のための管理計画策定に関するガイドライン」を活用することを考慮する。

3. 決議5. 7が「各々のラムサール登録湿地が管理計画を持つ必要性」を強調し、また「必要な限り、締約国は管理計画策定に関する釧路ガイドラインを適用する」ことを要請していることをさらに想起し、

4. ラムサール条約の「1997-2002年戦略計画」が以下の点を指摘していることを意識し、

(a) 締約国の手引きとして、地方、地域、そして集水域または海岸域レベルでの、ラムサール登録湿地のための管理計画策定における最良の実例10を1999年の第7回締約国会議までに出版すること(行動 5. 2. 2)。および

(b) 2002年の第8回締約国会議までに、各締約国の登録湿地のうちの少なくとも半分で、管理計画あるいはこれに代わる機構が完備しているかまたは準備中であること(行動 5. 2. 3)。

5. いくつかの締約国が率先し、ラムサール条約の「管理計画策定に関するガイドライン」に沿った形で管理計画を策定したことを歓迎し、

6. 一般的にラムサール条約のガイドラインが、世界中のラムサール登録湿地および他の湿地の管理計画のために適切なモデルを提供しているという、本会議の分科会Dの結論に留意し、

締約国会議は、

7. ラムサール登録湿地とその他の湿地のためにさらに管理計画を準備し実施することを締約国に求める。

8. ラムサール条約の「管理計画策定に関するガイドライン」に対応した、さらなる管理計画の策定とその実施を促進するよう条約事務局に指示する。そして、

9. 科学技術検討委員会に、集水域全体を扱う統括的取り組み方をした管理計画策定の最新の進展の検討を含んだ、ラムサール「管理計画策定に関するガイドライン」を監視し、その結論および管理計画策定の最良の実例10(ラムサール条約「1997-2002年戦略計画」の行動 5. 2. 2)を、第7回締約国会議で報告することを要請する。

勧告

勧告6.14 有毒化学物質に関する勧告

1. 殺虫剤やその他の有毒化学物質の悪影響が、多くの致命的もしくは半致命的な影響を与え、湿地に依存している鳥類・両生類・は虫類・魚類及びほ乳類の多くの種の個体群を含む生物群集の生存を脅かし得ることを認識し、
2. いくつかの合成化学物質を日常的に環境に放出することが、野生生物と人間の内分泌機構への障害の原因となる可能性のあることを憂慮し、
3. 有毒化学物質の環境への影響について全世界的に関心が高まっていることに留意し、
4. 特定の有機汚染物質に対する国際的な行動が必要であることに国際的な合意が得られていることにさらに留意し、
5. アジェンダ21により勧告されている重大な危険を軽減する活動、例えば有毒化学物質の登録(汚染物質の放出と移動の登録—PRTRs)や殺虫剤の削減、及びそれらの実行について国際団体による最近のガイドライン策定などを認識し、

締約国会議は、

6. 有毒化学物質の悪影響が湿地の生態的特性に影響を及ぼしてきており、また生態学的特徴への危険が賢明な利用と両立しないことを認識するよう締約国に求め、
7. 内分泌機構破壊についての解明を促進する科学的研究成果の収集と、影響評価の議定書の策定を目指した事業計画を促進するよう、適当な国際機関に求めることを条約事務局に要請し、
8. 湿地に関係する有毒化学物質の問題の現状について、第7回締約国会議に報告を行うことを、科学技術評価委員会にさらに要請し、
9. ラムサール登録湿地や、その他の湿地に対する汚染影響の改善と防止に関わる各国の努力についての情報を、国別報告書の中に含めるよう締約国に対しうながし、
10. 汚染物質の放出と移動の登録(PRTRs)を含め、危険指標や生物濃縮される化学物質に関する地域住民の知る権利の重要性を理解するよう各締約国に勧告する。

勧告6.15 湿地の復元

1. 多くの国々で湿地が消失または劣化してきており、特に過去50年間には70%もの面積の湿地が消失したことに留意し、
2. このような湿地の消失がとりわけ先進国で多いことを認識し、
3. 1997-2002年戦略計画の行動目標2.6、「復元および機能回復の必要のある湿地を識別し、必要な処置を実施すること」を想起し、
4. 欧州連合では、多く国々が生物多様性の上で不可欠な湿地を維持、復元、あるいは改善するために、助成金を供給していることに留意し、
5. 生物多様性条約(第8節F)および欧州連合の「生息地訓令(1992年5月の理事会訓令92/43/EC)」で、

特に自然の復元の分野に優先的に着手すると明記してあることを想起し、

6. オランダ農業自然管理漁業省との協力のもと、デンマーク環境エネルギー省主催でコペンハーゲンで1995年5月に開催されたセミナー「欧州連合における自然の復元」での結論(特に第2節)によれば、自然の復元、特に湿地では水管理問題を解決または緩和し、地表水または地下水の質を改善し、そして下流域で災害をおこすような洪水を減少するための重要な手段となりうるとした点にさらに留意し、

7. 自然復元活動を実施するためには、具体的な目標と予定期間を設定する必要があるとしている同じ結論の中の第4節2にさらに留意し、

締約国会議は、

8. 湿地の復元を国の自然環境保全、土地および水管理政策に統合するよう締約国に求める。

9. 事務局および関心を持つ締約国やパートナー機関と協力し、湿地の復元とモニタリングの手順の原則に関するガイドラインを明らかにし、締約国からの情報に基づき、復元が必要となっている主要な湿地のリストを作成し、締約国に周知するという観点からそれらの結論を常設委員会に報告するよう科学技術検討委員会に要請する。

10. 湿地の復元に高い優先順位を与え、選定された全ての主要湿地の生息地としての質を、可能な限り復元する措置をはかるようさらに締約国に要請する。

11. 第7回締約国会議のための国別報告書の中に、湿地復元に関する項目を含むように締約国に要請する。

勧告6.16 二国間と多国間開発協力プログラムにおける湿地の保全と賢明な利用

1. 湿地の消失は急迫したレベルにまで達しており、初めは過去一世紀の間に先進国において、最近の40年間では熱帯と亜熱帯地域において著しく、また河川流域全体といった範囲や沿岸地域での湿地保全と管理計画策定の改善は、水資源の確保を促進することに大きな貢献をすることを認識し、

2. 同問題についての下記の要請を含んだ勧告5.5を想起し、

(a) 多国間開発銀行と開発援助機関が、湿地の持続的な利用、賢明な管理、保全を目指した一貫した湿地開発政策、手続きと実施方法の策定と採用を一層優先させて行くように求める。

(b) 途上国がラムサール条約の責務を果たす上で支援するという見地から、国レベルで行われるプロジェクトを支持するために、ラムサール条約に示された責務と機会に応じその開発協力政策を検討することをさらに先進国である締約国に求める。

3. 多数の開発援助機関、欧州連合、世界銀行、湿地政策と管理の専門的知見を有するNGO等からの意見のもとに、IUCNが経済協力開発機構(OECD)の要請に応じて作成し、OECD代表が今回の会議で発表した「援助機関のための熱帯および亜熱帯の湿地の保全と持続可能な利用改善ガイドライン」を歓迎し、

4. このガイドラインの作製に資金を供給しているフィンランド国際開発事業団(FINNIDA)からの支援をここに記録し、

5. ガイドラインによれば、これは湿地の保全と持続可能な利用の分野で、政策決定者が国内、地域、国際的な環境問題に取り組むために構成されたものであることに注目し、

締約国会議は、

勧告

6. このガイドラインについての見解を、常設委員会が定める時期までに常設委員会に提出するよう締約国に奨励する。

7. これらの見解に基づいてガイドラインを研究し、その結果を第7回締約国会議で考察のために報告するよう常設委員会に求める。

勧告6. 17 特定の締約国のラムサール登録湿地

1. 本会議開催中に800カ所を超えたラムサール条約登録湿地の増加を歓迎し、

2. 会議主催国オーストラリア政府が新たに7カ所の湿地を登録し、また一連の湿地タイプの代表的な湿地を登録する意図を示したことに特別な賛辞を表し、

3. ブルガリア、コスタリカ、グアテマラ、ホンジュラス、日本、ノルウェー、ポルトガル、イギリス、ベネズエラが、本会議で新しい湿地登録について声明を発表したことに賛辞を示し、これらの湿地の記載及び地図を事務局に寄託したことを歓迎し、

4. バングラデシュ、ベルギー、チリ、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、アイスランド、インドネシア、リトアニア、モーリタニア、ペルー、スロバニア、南アフリカ、スリナム、ユーゴスラビアが、(全体会議あるいは国別報告書において)湿地を新たに登録する意図について声明を発表したことに喜びをもって注目し、

締約国会議は、

(勧告5. 1及び関連勧告5. 1. 1、5. 1. 2、5. 1. 3についての声明に関連して)

5. ドイツ政府が提供した、Ostfriesisches Wattenmeer mit Dollartの状況に関する情報、Leybuchtとして知られる地域で講じられた方策を特に評価し、同地域を引き続きモニタリングするよう勧告する。

6. 釧路会議の勧告5. 1で表明された、ワッデン海のガス開発についての懸念に対するオランダ政府の対応を歓迎し、環境を守るため講じられた方策の詳細を示した文書が1995年に条約事務局へ送られたことに注目する。

7. さらにベネズエラ政府の、クアレ湿地での人間活動による圧力を削減する方策が講じられているという声明を歓迎する。

8. ポーランド政府の Middle Vistula を保護地域に指定するための努力を承認し、当該地域がラムサール登録湿地として指定される期待を表明する。

9. ロシア連邦政府が1994年に新しく32カ所のラムサール湿地を登録したことを喜び、適切な管理方策が展開、実施されるために手段を講じるよう勧告する。

10. 南アフリカ政府が、「東海岸」として知られる砂丘地帯 における重金属採鉱を許可しないという決定を通して、セント・ルシア湿地の生態学的特徴を維持するために講じた方策を心より祝福するとともに、将来的には再び採鉱許可が申請される可能性があることから、引き続き警戒が要求されることに注目する。

11. トリニダード・トバゴのナリバ沼沢地での「管理ガイダンス手順」の効果的な適用に注目し、「管理ガイダンス手順」と、それがナリバの問題に独立した見方をもたらした価値に関する同政府の声明を歓迎し、さらに同手順報告書の勧告を履行するための措置がすでに行われていることを重ねて歓迎する。

12. ベトナム政府がメコンデルタにラムサール湿地を少なくとも1カ所登録し、レッド・リバー河口のティエン・ハイ

地域を登録湿地として加えるために必要な手続きを早急に終えるよう、繰り返し要求する。

13. ハンガリー政府がタタ・オレグ＝トゥとバラトン湖を年間を通じてラムサール登録湿地としての指定するよう検討していることに満足するとともに、できるだけ早い時期にこの手続きを終了するよう同政府に要請する。

(本会議における特定の声明に関連して)

14. 新しいラムサール湿地を登録する意向を示した締約国に対し、できるだけ早急を実施するよう要請し、さらに困難が生じる場合にはラムサール条約事務局に協力を求めるよう促す。

15. チリのカルロス・アンドワンテル(Carlos Andwandter)登録湿地の生態学的特徴の変化の可能性に注目し、このような変化を避けるために必要な方策を講じるようチリ政府に要請する。

16. モントルーレコードに含まれるパロ・ベルデ及びティグレ潟湖で、それぞれラムサール「管理ガイダンス手順」(かつての「モニタリング手順」)を適用するようコスタリカとグアテマラ政府が要請する。

17. 南アフリカのランゲバーン登録湿地の近くのサルダンハ(Saldanha)で、製鉄所とその関連産業施設の建設許可が決定されたことに注目し、この許可の条件となっている厳重な環境コントロール(水利用の節約、工場位置の修正、汚染規制)を歓迎し、製鉄工場および港湾施設が近くにあるラムサール登録湿地に及ぼす影響を監視するよう南アフリカ政府当局に対して求める。

18. 地熱発電施設の建設計画中止により、コロラド潟湖登録湿地の生態学的特徴が変化する恐れが取り除かれたというボリビア政府による情報を歓迎する。

19. 地球環境ファシリティーの援助を得た管理計画により、メキシコのリア・ラガルトス登録湿地の状況が改善され、同湿地がモントルーレコードから除かれることが可能となるという情報に注目する。

20. ペルーとボリビアの国境にまたがるチチカカ湖は南米最大の淡水湖であり、地域社会の生活と発展のために極めて重要であり、両国政府によるチチカカ湖保全の努力を歓迎し、国境にまたがる登録湿地指定の可能性を検討するよう両政府に対して求める。

21. ドナウ＝エルベ＝オデール運河の工事は是非をめぐる討議で、このような運河が下記の3カ国の5ヶ所のラムサール登録湿地で、生態学的特徴に深刻な望ましくない変化を引き起こしかねないという事実を十分考慮するよう、オーストリア、チェコ、スロバキア各政府に要請する。

22. 河川水系の淡水流量の減少により生じたスダンバーン登録湿地の、生態学的特徴の望ましくない変化を修正する緩和策を適用するようバングラデシュ政府に求める。

23. フランスとドイツの両政府当局による、ライン川の上流域に沿った両岸で同時に指定を行うことによって新しい登録湿地を作るという提案を歓迎する。

24. 自然の水文学的な水系の崩壊により現在モントルーレコードに含まれているエバーグレイズ登録湿地の生態学的特徴を復元するため、現在講じられている広範な復元方策に関するアメリカ合衆国の声明を歓迎する。

(本会議における一般的な声明に関連して)

25. 特に干潟を含む新たな湿地をラムサール登録湿地として追加指定することを求めた、第5回締約国会議(1993年、釧路において開催)の勧告5. 1に対応するものとして、本会議において「ブリスベン・イニシアチブ」が承認されたことを歓迎する。

26. 「オーストラリア連邦政府の湿地保全政策案」の出版を歓迎する。

勧告

27. 不適切な開発事業から登録湿地を保護することを目指し、新たな法制度を制定する予定があるという南アフリカ政府の情報に謝意を示し、同様の法制度の整備という観点から、関心のある他の締約国が南アフリカ政府からこの件についてさらに情報を求めるよう勧める。

勧告6. 17. 1 ギリシャのラムサール登録湿地

1. ギリシャ政府に対し、ラムサール登録湿地の明確な地図を提出するための方策を至急講じ、登録湿地の管理計画を準備し、賢明な利用を保証することを要請し、関係当局にメソロンギ潟湖群 (Messolonghi Lagoons) 登録湿地における水管理プロジェクトの望ましくない影響を避けるため、可能と思われるあらゆる方法を検討するよう要請している釧路会議の勧告5. 1. 1を想起し、
2. ギリシャの3カ所の登録湿地保護のための閣議決定が採択されたことに満足の意を表し、
3. ギリシャの登録湿地が現在大統領の通達による保護および管理計画を欠いていることに注目し、
4. ギリシャの湿地の賢明な利用を確実にすることがきわめて重大であることを認識し、
5. アキルース川の放水路の工事を当初の規模で実施に移すが、放水路の流量を提案された計画の年間1億立方メートルから6億立方メートルまで削減するギリシャ政府の決定を意識し、
6. さらに研究者や自然保護団体が放水路の問題について引き続き続けてきた憂慮、特にエヴィノス川の放水路建設がすでに開始されたことに対する憂慮を意識し、

締約国会議は、

7. ギリシャの登録湿地の状況を改善するため、特に7ヶ所の登録湿地の正確な地図の作成しNGO等と広範な協議をし、釧路会議以降なされた進展に対しギリシャ政府を祝福する。
8. 緊急課題として、すべてのギリシャの登録湿地の保全のため大統領通達を発令するようギリシャ政府に要請する。
9. さらに1997年4月までに登録湿地の地図を完了させ、そしてそれらの記述に関する完全な書類を提出するようギリシャ政府に対し重ねて要請する。
10. 登録湿地の管理計画を準備し、既存の規制の適用等、賢明な利用を保証する措置を図ることを関係当局に要請する。
11. アキルース川放水路計画を再考し、テッサリイ平原及びエトロアカルナニア (Aetoloakarnania) 地域の水文学的および淡水資源管理の研究の委託を検討するようギリシャ政府に要請する。
12. 適切であれば「管理ガイダンス手順」の実施を通し、モンルーレコードの掲載湿地からの除外を促進し、ギリシャの湿地保全とその賢明な利用に協力を提供するという観点から、ギリシャ政府と連絡をとるよう条約事務局に要請する。

勧告6. 17. 2 パラカス国立保護区とペルーの湿地保全国家戦略

1. それぞれの登録湿地について管理計画を策定することを求め、必要な場合には既存の管理計画を改訂するよう求めた決議5. 7を想起し、

2. ペルーが湿地保全国家戦略を準備し、ラムサール条約の「釧路ガイドライン」に呼応してパラカス国立保護区マスタープランを策定するため払った努力を意識し、
3. これらの計画を具体化することを可能とした国内外の組織に対し感謝を示し、
4. 本会議の分科会Dにおいて行われた「管理計画策定に関する釧路ガイドライン」をめぐる議論に注目し、
締約国会議は、
5. ペルー政府が発表した決議に基づいた、パラカス・マスタープランおよびペルー湿地保全国家戦略の採択を歓迎する。
6. ペルーの他の登録湿地の指定や、それ以外の湿地に係わる公的・私的機関に対し、これらの管理計画を履行するための最善をつくすよう奨励する。

勧告6. 17. 3 ヨルダンのアズラック・オアシス

1. ヨルダン政府が登録湿地として指定し、ポンプによる地下水の汲み出しが湿地に及ぼす影響からモントルーレコードに含まれたアズラック・オアシスに関する勧告4. 9. 3を想起し、
2. さらに1990年3月に「管理ガイダンス手順」がこの登録湿地に適用されたことを想起し、
3. アズラック湿地保護区の機能回復と管理のため、そして同保護区の湿地の価値に関する啓発活動のための広範な努力に対し、「アズラック・オアシス保全プロジェクト」関係者に謝意を表し、
締約国会議は、
4. 同湿地で起こりうる生態学的特徴の変化に対する関心を反復する。
5. アズラック流域からポンプによって水を汲み出すことによる、同湿地の地下水に対する影響を考慮するようヨルダン政府に要請する。
6. さらに登録湿地の復元及びモニタリングのため、「アズラック・オアシス保全プロジェクト」をさらに援助をするよう地球環境ファシリティーに要請する。

勧告6. 17. 4 オーストラリアの登録湿地

1. 1974年オーストラリアがラムサール条約加盟の書類をユネスコに寄託した最初の国であったことを想起し、
2. オーストラリア大陸外の準州の島をも含む、オーストラリアのすべての州と領域で、全部で49カ所の登録湿地が指定されたことを意識し、
締約国会議は、
3. 釧路会議以降オーストラリア国内の登録湿地の32カ所以上で、管理計画や戦略が始められていることに対し、オーストラリア政府当局を祝福する。
4. オーストラリアの多くの登録湿地あるいはその集水域で提案されている、関係登録湿地に深刻な望ましくない

勧告

い影響を及ぼしかねない大規模な開発に対して、慎重かつ実現可能な代替案を検討するようオーストラリア政府当局に要請する。

5. オーストラリアの内陸の多数の登録湿地で、自然環境条件を今以上に十分考慮した上で、時期を見計らいより多量の水を供給することを検討するようオーストラリア政府当局に要請する。

6. 塩分を含む地下水の上昇による登録湿地に対する脅威を除くため、適切な手段を講じるようオーストラリア政府当局に求める。

7. 湿地に対し深刻な影響を与えかねない、生きた外来種をオーストラリアへ持ち込むことを許可する前に、適切な公的環境アセスメントの手続きを実施するようオーストラリア政府当局に求める。

8. カカドゥ登録湿地の保護管理で、先住民所有者との共同管理体制の確立をしたオーストラリア政府を祝福する。

9. 重大な脅威にさらされている登録湿地で生態学的特徴のモニタリング、維持、あるいは復元の大きな助けとなる場合、それらの登録湿地をモントルーレコードに含めることを検討するようオーストラリア政府当局に勧める。

10. 国内の泥炭地の長期的保全を確保するため、早急な手段を講じるようオーストラリア政府当局に要請する。

勧告6. 17. 5 ドナウ河下流域

1. 釧路会議での勧告5. 1. 3を想起し、

2. 「ドナウ河流域生態保全条約」の創立が進展したことを満足の意をもって注目し、

締約国会議は、

3. 提案されている新条約とラムサール条約が、できるかぎり完全に相補えるよう連携を関係締約国とラムサール事務局に要請する。

4. ドナウデルタ生物圏(バイオスフェア)保護区と登録湿地の保全管理を保証するための法的枠組みを制定したルーマニア政府を祝福する。

5. 湿地復元と生物圏保護区の指定のため、ドナウデルタで保護区を拡大するウクライナ政府の努力の成功を考慮し、ドナウデルタ全域に対する潜在的な脅威を避けるため、ドナウデルタ生物圏保護区管理当局と密に連携をとるようウクライナ政府当局に対し要請を重ねる。

勧告6. 18 太平洋諸島地域の湿地の保全と賢明な利用

1. 1994年6月に開催された、太平洋諸島地域の湿地の保全と賢明な利用に関する最初の作業部会から出された「ポート・モレスビー声明」に注目し、

2. さらにこの作業部会から「太平洋諸島における地域湿地活動計画」が発展したことに重ねて注目し、

3. 太平洋諸島地域のラムサール登録湿地の管理を含み、いかなる湿地保全の提唱と実施の際には、土地と資源の伝統的な所有形態の微妙な問題を考慮に入れ、

4. さらにまた「小島嶼発展途上国での行動計画」を重ねて考慮に入れ、
5. 太平洋諸島地域での、オーストラリア政府による湿地保全を支援する新たな取り組みと将来にわたる支援の宣言と、関連した他の政府、援助機関や国際機関による貢献を歓迎し、
6. ラムサール条約はその湿地の定義にサンゴ礁を含み、サンゴ礁は太平洋諸島地域において特に広範かつ多様であり、「国際サンゴ礁イニシアチブ(ICRI)」がサンゴ礁と関連生態系の保全促進に今後役立ち、しかしサンゴ礁で登録湿地に指定されているのは今のところ数少ないことに注目し、
7. 太平洋諸島地域では国の自然保全担当局の熟練した職員や財政源が限られていることを認識し、
8. 湿地資源の賢明な利用の伝統的な知識を活用し、地域社会の適切な事例の理解を高めるよう決意し、
9. 太平洋諸島国家の人口増加と、国家の開発要求が資源の限られた小さな島々の地域に多大な圧力をかけており、国家の領域内で湿地とその生物種を脅かしていることを意識し、

締約国会議は、

10. 太平洋諸島国家の国内の環境関連の持続可能な開発の優先順位と合致するような湿地の保全と賢明な利用に、専門的及び財政的な支援の増加を継続するよう締約国と国際機関に要請する。
11. 湿地の評価、モニタリング、管理、計画策定と普及啓発に関連し、地方的、国家的、地域的な対応能力増進を支持するよう、さらに締約国と国際機関を重ねて要請する。
12. 条約加盟と賢明な利用の原則がもたらす利益を太平洋諸島国家に対し明らかにするため、時間と資源を条約事務局が割くことを命ずる。
13. 地域の湿地活動計画案と「国際サンゴ礁イニシアチブ」の太平洋地域戦略等、太平洋地域や国家の湿地関連機関によってすでに提唱されている地域の活動と綿密な連絡を取り、必要に応じて活動の支持を行うことを重ねてさらに事務局に命ずる。
14. 太平洋諸島地域のいかなる湿地保全の提唱の際は、地域住民との協議がその過程において欠くことのできない重要なものであると認識するよう、締約国、条約事務局、ラムサールのパートナー機関に要請する。
15. 締約国とパートナー機関との協議をしながら、小島嶼国家に関連する世界的および地域的な環境条約や組織と連絡をとり、協力の機会が最大になるようにはからうことをさらにまた事務局に命じる。

戦略計画

湿地条約¹(1971年イランのラムサールにて採択)
『1997-2002年戦略計画』

序章

1. 新しい世紀が始まろうとしており、ラムサール条約は湿地の生物多様性の保全と、持続可能な開発(この条約の『賢明な利用』の概念と同義と考えられる)とあらゆるところに住む人々の健康と福祉とを統合して考える必要性を強調しながら、今日までの成果の見直しを行い、将来に向けての明確な道作りを続けている。自然資源の基盤、とりわけ湿地の、破壊や間違った管理によって引き起こされた社会的、経済的そして環境的な困難により、世界の全ての地域で人々は苦しんでいる。

2. 湿地は水の供給、衛生、洪水調節そして食糧源のような人間社会への重要なサービスを提供している。湿地の重要な要素である水の管理は、21世紀には世界中で何百万の人々の日常生活に影響を与える決定的に重要な課題となるであろう。さらに湿地は、水や一次生産物を提供する生物多様性のゆりかごで、無数の動植物種の生存がかかっている。

3. ラムサール条約は、1996年2月にその25周年を祝った。この条約は、湿地を最大限広い意味において定義し、特定の生態系(湿地)を扱う、唯一の地球規模での条約である。1971年以来:

- 93か国が条約の締約国となった。
 - 人間の日常生活の中の湿地の機能や価値をより深く認識し、また理解するのに条約は重要な貢献をしてきた。
 - 締約国は800以上の湿地を登録湿地として指定し、その面積はフランスまたはケニアの国土面積に等しい50万平方キロを超えた。
 - 国家湿地政策の策定と実施を支援するため、締約国は賢明な利用ガイドラインを採択した。
 - 1990年以来、「湿地保全と賢明な利用のための小規模助成金(旧『湿地保全基金』)」が設立された。
 - 情報、技術援助、そして助言を交換するための機構として、時には締約国間の資金支援のための機構として機能してきた。
 - 技術交流、湿地の価値に対する意識の向上、そして地域での調整を促進するため、世界中で会議を開催してきた。
4. 最初の25年間に、この条約を運用するための一連の技術的なガイドラインや基準が作られて来た。
- 登録湿地を選定するための基準
 - 湿地を記載するための標準化されたインフォメーションシート
 - 湿地タイプの地球規模での分類
 - 賢明な利用の概念実施のためのガイドラインと追加手引き

1 条約の正式な名称は、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約である。

－ 湿地管理計画策定についてのガイドライン

－ 緊急の保全活動が必要とされる登録湿地を特定するモントルーレコード

－ モントルーレコードに掲載された登録湿地に対し、条約が助言と援助を与えるよりどころである「管理指針手順」(前「モニタリング手順」)

5. 『釧路声明』(1993年に釧路市で開催された第5回締約国会議で採択)で認識されたように、環境問題についてや、環境問題と開発の必要性が密接に関係していることに関して、最近の25年間に意識が非常に高まった。特に1992年のリオデジャネイロでの国連環境開発会議を皮切りに、新しい協定や機構が作られた。すなわち、アジェンダ21、地球環境ファシリティー、生物多様性条約、気候変動枠組み条約、持続可能な開発委員会、小島嶼諸国の持続可能な開発のための行動プログラム(バルバドス宣言)などである。

6. 世界銀行やOECD(経済協力開発機構)のような重要な機関においても、湿地の保全と賢明な利用が必要であることが新たに認識されている。地域レベルでも湿地への関心と意識が高まっている。例えば、欧州連合評議会の「自然生息地や野生動植物相の保全に関する訓令」、そして欧州委員会の「湿地の賢明な利用と保護についての通達」、そして1996年3月4日に欧州連合会議がこの通達に関して出した結論と「汎欧州生物学的および景観多様性戦略」(特に行動テーマの5、6そして7)、地中海の湿地のための「地中海湿地フォーラム」の提唱、北米水鳥管理計画、UNEP(国連環境計画)の「地域海計画」、「南太平洋地域環境プログラム(SPREP)」等である。環境、とりわけ湿地の問題に対する関心は、条約締約国の政府機関のすべてのレベルー国、県、地方のレベルーにおいて明らかに高まりつつある。

7. このように地球的規模での進展を背景にして、1996年の3月にブリスベンで開催された第6回締約国会議で、『1997-2002年戦略計画』が採択された。この計画は、条約締約国、常設委員会、科学技術検討委員会、条約事務局、湿地の保全と賢明な利用に関わる幅広い団体個人に対する挑戦と言えよう。十分な成功を得るには、多くのNGO(非政府組織)を巻き込むことが必要であり、NGOは以前から条約に具体的な貢献をしてきた。条約を運営するための基本予算以外に、自主的拠出といった大きな追加的財源が得られれば、『戦略計画』の目標はより早く達成できるであろう。『戦略計画』の実施は、締約国政府の手によるところが大きい。各国の独立性を十分に認識し、条約の義務履行に向かって共に行動することを締約国は同意している。

8. この『戦略計画』を通じ、湿地における技術的な長年の活動が強化されることになり、開発援助機関との関係において、新たに触媒的な役割をすることとなった。ラムサール条約の技術面および政策面に関わる業務は、生物多様性条約のより幅広い課題と密接に重なるようになり、水鳥に関する伝統的な業務も、移動性の野生動物種に関するボン条約と、より明らかな関連を持つこととなる。ラムサール条約と協力関係にある国際NGO、すなわちIUCN(国際自然保護連合)、国際湿地保全連合(IWRB国際水禽湿地調査局にとってかわった)、WWF(世界自然保護基金)、そしてバードライフ・インターナショナル(Birdlife International、旧国際鳥類保護連盟)との長期にわたる関係は、継続されさらに促進される。そして湿地の賢明な利用に向けた、新たな協力関係の模索が行われる。

9. さらにこの『戦略計画』は条約条文をもとに、未来へ向けて多くの新しい方向性を定めている。より大きな重点が置かれたのは以下の点である。

－ 教育と普及啓発

－ すべての関係者の能力向上

－ 地域社会が十分な情報提供を受けて積極的に参加することや、民間セクターを巻き込むことによって、国、県、地方での計画策定と政策決定に湿地への配慮を盛り込むこと

－ これまであまり登録されてこなかった湿地のカテゴリー、特にサンゴ礁、マングローブ、藻場、泥炭地を登録湿地として指定すること

戦略計画

- － 他の条約や機関、特に1992年にブラジルのリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議に関連した条約や機関、との協力関係を強化すること
- － 途上国と経済が移行期にある国（東欧諸国）における湿地保全活動のための資金確保に触媒的な役割を果たすこと
- － 全世界的な加盟促進

10. 『戦略計画』の実施程度、そのための財源の大きさ、活動の実施時期の決定は各締約国に一任されているが、第6回締約国会議は条約の25周年に際しこの戦略計画を採択するにあたって、締約国諸国に対し本条約の使命を達成するために新たな努力をすることを望む。本締約国会議はまた、全ての未加盟国と広範な国際社会に対しても、この取り組みに参加することを求める。

使命声明

条約の使命は、全世界で持続的な開発を達成する手段として、国内行動と国際協力を通じて行う湿地の保全と賢明な利用である²。

総合目標³

全体の使命の中の戦略計画の総合目標は以下の通り。

1. 条約の加盟国を世界中に広げる。
2. 条約の賢明な利用ガイドラインを実施し、さらに発展させることによって、湿地の賢明な利用を達成する。
3. 世界中のすべてのレベルで、湿地の価値と機能に関する認識を高める。
4. 湿地の保全と賢明な利用を達成するため、各締約国の関係機関職員の能力向上を図る。
5. すべての登録湿地の保全を確実なものとする。
6. 条約の選定基準に合致する湿地、特にまだあまり登録されていない湿地タイプ、そして国境にまたがる湿地を登録する。
7. 他の条約や政府またはNGO機関と協力し、湿地の保全そして賢明な利用のための国際協力と財政支援を促進する。
8. 条約にとって必要となる制度上の仕組みと人的財政的資源を供給する。

² 戦略計画全体を通じラムサール条約の確立した用語「湿地の保全と賢明な利用」は統一してある。第3回締約国会議（1987年にカナダのレジャイナで開催）で定義された「賢明な利用」は「持続的な利用」と同義とみなす。

³ 一連の総合目標は第4回締約国会議（1990年にスイスのモントルーで開催）で採択された「賢明な利用の概念実施のためのガイドライン」の論理と順序に沿っており、優先順位を表してはいない。

戦略計画

総合目標 1 条約の加盟国を世界中に広げる。

条約がその使命を全うするため、できるだけ多くの国々が締約国となるべきである。ラムサール条約は着実な成長を遂げ、現在は世界のすべての地域に締約国がある。第6回締約国会議の時点で、その締約国の数は93ヶ国となった。しかしながら、締約国のまだ少ない地域(カリブ海、中近東、アフリカ南部、南太平洋地域)もあり、これらの地域の国々が加盟することが望まれる。締約国が比較的多い地域でも、残りの国々に対し同様に加盟を推奨する。島嶼性の途上国には特別な必要性があることと、サンゴ礁、藻場、マングローブといった重要な湿地があることを認識し、それら島嶼性の途上国の加盟を奨励するため特別な努力を行う。近年の締約国数増加に基づけば、2002年までに締約国を少なくとも120ヶ国にする目標は達成できるであろう。

実施目標 1.1 2002年までに少なくとも120ヶ国の締約国を確保するよう試みる。

行動1.1.1 特に締約国の少ない地域の国々や、重要な湿地資源、また二つ以上の国にまたがる湿地資源(共有される種を含む)を持つ国々を、新たに締約国として加盟させる。その手段は以下の通り。

- 未加盟国の締約国会議へのオブザーバー参加を促す。
- すでに締約国となっている政府による、隣接する国々への接触を増やす。
- 未加盟国の外交代表との接触を強める。
- 加盟することの利益に関する情報を提供する。
- 加盟に対する障害を特定した上、克服する。

[締約国、常設委員会地域代表、条約事務局、協力機関]⁴

行動1.1.2 地域会議とその活動、そして協力機関の地域事務所を通し、条約への加盟を促進する。

[常設委員会地域代表、条約事務局、協力機関]

総合目標 2 条約の賢明な利用ガイドラインを実施し、さらに発展させることによって、湿地の賢明な利用を達成する。

条約の第3条1の下に締約国は、「その領域内の湿地をできる限り適正に利用することを促進するため、計画を作成し、実施する」ことに同意している。この「賢明な利用」の概念を通じて、人間による湿地の持続的な利用は、条約の下での湿地の登録および一般的な湿地保全と、完全に両立するものであることを条約は常に強調してきた。締約国会議は、湿地に影響する広範囲な事業計画の策定において賢明な利用の概念を適用することを決定し、そのために「賢明な利用の概念を実施するためのガイドライン(1990年のモントルー会議勧告4.10)」そして「賢明な利用の概念の実施に関する追加の手引き(1993年の釧路会議決議5.6)」を採択した。

訳注 ワイズユースは、現在「賢明な利用」が一般的な訳語であるが、日本の法律上の条約条文は「適正に利用する」となっているため、原文を尊重しそのまま掲載した。

次の3年間の条約実施における最大の強調点は、土地利用計画、水資源管理、そして湿地に影響を及ぼすその他の決定における湿地の役割である。締約国が国家湿地政策(あるいは湿地の保全や賢明な利用を含むその他の政策)を策定しつつある場合には、そのような政策は他の国家環境計画の方策と適合しているべきであり、立法上の変更が必要な場合もある。そのため『戦略計画』の本節では、賢明な利用と法制度、機構、政策や計画

4 それぞれの行動を実施する責任を持つ団体を、かっこ[]で示した。締約国政府、常設委員会、科学技術検討委員会、ラムサール条約事務局、協力機関＝バードライフ・インターナショナル、IUCN(世界自然保護連合)、国際湿地保全連合(ウエットランド・インターナショナル)、WWF(世界自然保護基金)。

の策定、そして一般的な政策決定を取り扱う。

実施目標 2.1 賢明な利用ガイドラインが確実に適用されるようにするため、全ての締約国において国家的なあるいは超国家的な(例: 欧州共同体)法制度や機構、そして実施状況を再検討し、必要があれば改訂を行う。

行動2.1.1 法制度と実施状況の見直しを行い、締約国会議への国別報告で賢明な利用ガイドラインをどのように適用しているかを示す。

[締約国]

行動2.1.2 国家環境行動計画や国家生物多様性戦略、国家自然保護戦略といった他の国家的な自然保護計画策定の中において、明確な構成要素の一つとして湿地を扱うか、あるいは個別の国家湿地政策を策定するよう、いっそうの努力を促す。

[締約国、条約事務局、協力機関]

実施目標 2.2 全ての締約国において、土地利用や地下水管理、集水域や沿岸域での計画策定、その他全ての環境計画策定や管理に関する、国、県、地方の計画策定と政策決定に、湿地の保全そして賢明な利用を統合する。

行動2.2.1 湿地、その中でも特に集水域と沿岸域の計画策定に関する土地利用計画策定の情報を収集し、締約国が利用できるようにする。

[条約事務局]

行動2.2.2 国家、県、地方の土地利用計画策定に関わる文書や活動において、また全ての関連機関および予算配分に関する条項に、湿地を含めることを促進する。

[締約国]

実施目標 2.3 賢明な利用に関するガイドラインと追加手引きの適用を拡大し、これまで扱われなかった特定の問題に関し締約国へ助言をし、現在行われている最良の実施例を提供する。

行動2.3.1 賢明な利用の追加手引きの適用を拡大し、他の機関と協力して油流出防止や除去作業、農業による水質汚染、都市廃棄物や産業廃棄物といった特定の問題に取り組む。

[締約国、科学技術検討委員会、条約事務局、協力機関]

行動2.3.2 現在のガイドラインと追加手引きの効果的な適用の例を広く伝える。

[締約国、条約事務局、協力機関]

実施目標 2.4 環境計画策定のために、湿地の恩恵と機能の経済的評価を提供する。

行動2.4.1 湿地の恩恵と機能の経済的評価を示す文書と方法論を開発し、広い範囲への普及と適用を促進する。

[締約国、条約事務局、協力機関]

行動2.4.2 IUCNや他の協力機関の支援を受けて、第6回締約国会議で発表された湿地の経済的評価に関

戦略計画

する情報を出版する。
[条約事務局、協力機関]

行動2.4.3 行動2.4.2に基づいて出版される、経済的評価に関する知見を実施するような具体的活動を始める。
[締約国]

行動2.4.4 湿地の経済的評価の分野で推奨しうる具体的な実践例の内容と実施状況を、第7回締約国会議(1999年)の分科会で検討する。
[科学技術検討委員会、条約事務局、協力機関]

実施目標 2.5 湿地に特に影響を及ぼす可能性のある開発案件や、土地利用・水資源利用の変更に関して、また特に登録湿地でその生態学的特徴が「技術の発達、汚染その他の人為的干渉の結果、変化するおそれがある」(条約第3条2)ものについては、環境アセスメントを実施する。

行動2.5.1 第7回締約国会議(1999年)の分科会に向け、環境評価のためのガイドラインの検討結果と、現在行われている環境アセスメントの最良の実践例を準備し、賢明な利用の追加手引きの内容を拡大する。
[常設委員会、科学技術検討委員会、条約事務局、協力機関]

行動2.5.2 湿地に影響を及ぼす可能性を持つ開発案件や、土地利用・水資源利用変更の結果、生態学的特徴に変化が起こる恐れのある登録湿地では、(湿地の恩恵と機能の経済的評価を十分に考慮しながら)確実に環境アセスメントを実施するようにし、またその結果をラムサール条約事務局に通知し、関係当局がその結果を十分に考慮するように図る。
[締約国]

行動2.5.3 開発案件や土地利用・水資源利用の変更のために、特に湿地資源への悪影響が起こる恐れのあるその他の重要な地域においても、環境アセスメントを実施する。
[締約国]

行動2.5.4 開発案件あるいは土地利用・水資源利用の変更による影響を評価する時には、(県や地方レベル、ならびに集水域あるいは沿岸域のレベルでの)「総合環境管理」や「戦略的環境アセスメント」を考慮する。
[締約国]

実施目標 2.6 復元そして機能回復の必要がある湿地を特定し、必要な対策を実施する。

行動2.6.1 復元あるいは機能回復の必要がある湿地を特定するため、地域あるいは国家の科学的な湿地目録(モントルー会議の勧告4.6)、またはモニタリングの実行を用いる。
[締約国、協力機関]

行動2.6.2 喪失された湿地または機能が劣化した湿地を、復元そして機能回復させるための方法論を提供し実施する。
[締約国、科学技術検討委員会、条約事務局、協力機関]

行動2.6.3 破壊された湿地または機能が劣化した湿地、特に主要な河川系または高い自然保護上の価値を有する地域(モントルー会議の勧告4.1)において、湿地の復元・機能回復プログラムを確立する。
[締約国]

行動2.6.4 第7回締約国会議(1999年)で湿地の復元と機能回復に関する分科会を催し、県や地方レベルそして集水域レベルにおける最良の実践例10例を特定する。

[科学技術検討委員会、条約事務局、協力機関]

実施目標 2.7 湿地の保全と賢明な利用において、先住民を含んだ地域社会の情報提供を受けたうえでの積極的な参加、特に女性の参加を奨励する。

行動2.7.1 湿地の管理における、地域住民そして先住民の参加に関する勧告6.3を実施する。

[締約国、条約事務局]

行動2.7.2 湿地の生態学的特徴をモニタリングするため、湿地の管理者そして地域社会が全てのレベルで協力して仕事を進めることを奨励する。このことにより、管理に必要な事項や湿地に対する人間の影響への理解が進む。

[締約国]

行動2.7.3 特に登録湿地において湿地管理委員会を設立し、湿地管理に地域社会を巻き込む。委員会には、地域の利害関係者や土地所有者、管理者、開発者そしてその他の利益団体、特に女性グループの代表者を入れる。

[締約国、協力機関]

行動2.7.4 湿地の保全と賢明な利用について、先住民や地域社会が持つ伝統的な知識そして管理のやり方を認識し、適用する。

[締約国]

実施目標 2.8 湿地の保全と賢明な利用への民間セクターの参加を奨励する。

行動2.8.1 民間セクターが湿地に影響を与える事業を実施する際に、湿地の特質や機能そして価値をより深く認識するよう奨励する。

[締約国、条約事務局、協力機関]

行動2.8.2 民間セクターが湿地に影響を与える開発事業を実行する際に、賢明な利用ガイドラインを適用するように奨励する。

[締約国、条約事務局、協力機関]

行動2.8.3 民間セクターが湿地管理者と協力し、湿地の生態学的特徴をモニタリングするよう奨励する。

[締約国]

行動2.8.4 湿地管理委員会への参加を通じ、湿地管理に民間セクターを巻き込む。

[締約国]

総合目標 3 世界中のすべてのレベルで、湿地の価値と機能に関する認識を高める。

政治的・法律的な活動を始めるため、財源を獲得するため、また湿地の法制度と管理の実施を確実に成功させるためには、一般の人々からの支持が欠かせない。一方で、一般の人々からの支持は、個人や社会が湿地から得られる利益といった問題についての情報とそれを理解することによってのみ得られる。

戦略計画

釧路会議の勧告5. 8そして5. 10で認識されているように、本条約の使命を達成するためには、湿地の価値と機能、ラムサール条約の内容や活動がより良く知られるようになって評価され、また支持を得ることが欠かせない。

実施目標 3. 1 協力機関や他の機関と協力し、各国の教育および普及啓発プログラムを促進するために企画された、湿地およびその機能と価値に関する国際的な「教育と普及啓発」プログラムの実施を支持し支援する。

行動3. 1. 1 地球規模の協力で湿地の「教育と普及啓発」プログラムを発展させ実施するために、そのための調整の仕組みと機構を確認または確立することを支援する。

[締約国、条約事務局、協力機関]

行動3. 1. 2 地域の教育と普及啓発活動で必要とされることを特定し、実現のための人的財政的資源を確保するために優先される事項を確認する作業に参加する。

[締約国、条約事務局、協力機関]

行動3. 1. 3 各国の教育と普及啓発プログラムを支援するため、以下のような国際的な参考資料の用意を支援する。

－教育と普及啓発に関する既存資料のカタログ

－教育と普及啓発のための「湿地資料セット」(パンフレット、ポスター、ビデオ、CD-ROM、展示パネル)

－湿地の指導員や管理者のための普及啓発用マニュアル

[締約国、条約事務局、協力機関]

行動3. 1. 4 湿地教育センターや教育指導員の間で、情報、知識、技術の交換を促進する国際的プログラムを支援する。例えば、国際湿地保全連合(ウエットランド・インターナショナル)の教育と普及啓発作業部会(EPA Working Group)、世界河川環境教育ネットワーク(Global Rivers Environment Education Network=GREEN)、湿地リンクインターナショナル(Wetland Link International)のような国際プログラムがあげられる。

[締約国、条約事務局、協力機関]

行動3. 1. 5 まず5年間を試験期間とし、本条約の採択記念日(1971年2月2日)を含む一週間を「世界湿地週間」とする提案を発展させるよう奨励する。

[締約国、条約事務局、協力機関]

行動3. 1. 6 第7回締約国会議に向け、湿地に関する国際的な教育と普及啓発活動の評価を行う。

[締約国、条約事務局、協力機関]

実施目標 3. 2 主要政策決定者や湿地の中や周囲に住む人々、湿地を利用するその他の人々、そして広く一般の人といった広範囲の人々を対象として、湿地に関する教育と普及啓発の国内プログラムを発展させ促進させる。

[締約国、条約事務局、協力機関]

行動3. 2. 1 政府機関やNGO、そして国内向けの教育と普及啓発プログラムを開発できるようなその他の機関の間における協力関係を奨励する。

[締約国、条約事務局、協力機関]

行動3. 2. 2 特定された必要な事柄や対象とするグループに基づき、湿地を肯定的に捉えるような見方を創り出し、湿地の価値と機能に対する関心を全てのレベルで喚起するための、国内事業やキャンペーンを支援する。

[締約国、条約事務局、協力機関]

行動3. 2. 3 湿地の現場に教育センターを設置するよう奨励する。

[締約国、条約事務局、協力機関]

行動3. 2. 4 博物館、動物園、植物園、水族館、そして環境教育センターとともに、学校教育外で湿地についての教育と普及啓発を支えるような展示やプログラムの開発を奨励する。

[締約国、条約事務局、協力機関]

行動3. 2. 5 高等教育そして専門的な研修コースを含め、教育の全てのレベルのカリキュラムの中に湿地に関連した単元を組み込むよう奨励する。

[締約国、条約事務局、協力機関]

実施目標 3.3 ラムサール条約事務局の広報活動を改善する。また、条約をさらに推進し、より広範囲に適用されるようにし、また湿地の価値と機能について意識を高めるための「条約広報戦略」を作成する。

行動3. 3. 1 条約事務局の広報活動、特に地域そして国内広報ネットワークの創出とその機能に関する活動を見直し、新しい資料と技術の利用を開拓し、既存の資料を改訂する。

[条約事務局]

行動3. 3. 2 既存の条約事務局の発行物、とりわけニュースレター、ビデオ、そしてCD-ROMをさらに発展させる。

[締約国、条約事務局]

行動3. 3. 3 既存の「ラムサール条約情報セット」を補完し、地域独自の問題そして未加盟国に対しては条約加盟に伴う利点を強調した資料を準備する。

[常設委員会地域代表、条約事務局、締約国]

行動3. 3. 4 締約国、常設委員会委員、科学技術検討委員会、条約事務局、そして協力機関を結び付ける、電子メールネットワークと電子掲示板／通信先リストを作成し維持するために、電子通信業者の支援を求める。

[すべての関係者]

行動3. 3. 5 1997-1999年の3年間における経験に基づき、第7回締約国会議に向けて「条約広報戦略」を準備する。

[常設委員会、条約事務局、締約国]

総合目標 4 湿地の保全と賢明な利用を達成するため、各締約国の関係機関職員の能力向上を図る。

「賢明な利用ガイドライン」は、湿地の保全と賢明な利用のために各締約国の中に適切な構造をもった機構が必要であることを強調している。どの地域でもどのレベルにおいても重要であるが、特に途上国において、本条約の使命と目的を達成する責任を持つ機関の対応能力を高めることが必要とされている。

既存の機関を強化するため、大規模な研修プログラムが必要とされている。どんな研修が必要で、どのような人々を対象とするかを判断するための戦略的な取り組み方では、地域、国、そして特定の湿地における違いを考慮に入れることが求められる。さらに、既存の研修の機会をさらに発展させて支援されなければならないし、また研修が行われていない地域や分野においては、新しく研修の機会を創り出さなければならない。この取り組みにおいては、環境にやさしい技術の移転や情報交換等、レベルの高い国際協力が重要な要素となってくる。

戦略計画

実施目標 4.1 特に途上国である締約国において、湿地の保全と賢明な利用を達成するために担当機関の対応能力を向上させる。

行動4.1.1 湿地の保全と賢明な利用に責任を持つ、国内の既存の担当機関の見直しを行う。
[締約国]

行動4.1.2 そのような見直しに基づき、以下のような方策を特定し実施に移す。

- －各機関の間の共同作業および協力を増強する。
 - －これらの機関の継続的な協力を促進する。
 - －これらの機関に、適切な訓練を受けた職員を適切な数だけ配置する。
- [締約国]

実施目標 4.2 特に途上国において、湿地の保全と賢明な利用に関わる機関および個人にとって必要な研修内容を特定する。また研修後に必要となる活動も実施する。

行動4.2.1 「賢明な利用のガイドライン」を実施する際に必要な研修とその対象者を、国、県、そして地方レベルで特定する。
[締約国、条約事務局、協力機関]

行動4.2.2 湿地の保全と賢明な利用のために基本的な分野で、現在行われている研修の機会を特定する。
[締約国、条約事務局、協力機関]

行動4.2.3 「賢明な利用ガイドライン」の実施に関連し、あらゆる地域において適用できるよう、以下の分野の専門的な単元を含んだ、新しい研修活動と一般的な研修用単元を開発する。

- －集水域／河川流域そして沿岸域の統合的な計画策定と管理
 - －県、地方レベルまたは集水域／河川流域レベルにおける統合的な湿地管理計画の策定
 - －湿地の復元と機能回復
 - －教育と普及啓発のための技術
- [締約国、条約事務局、協力機関]

行動4.2.4 以下のことを通して、管理者研修の機会を提供する。

- －実地研修のための職員の交換
 - －特定の登録湿地における、試験的な研修講座の開講
 - －登録湿地に湿地管理者研修用の施設を設置
 - －世界中の湿地管理者のための研修講座についての情報を集め、配布する。
- [締約国、条約事務局、協力機関]

行動4.2.5 「小規模助成基金」の「実施ガイドライン」において、研修活動に対する支援に高い優先度を与える。
[締約国、常設委員会]

行動4.2.6 湿地の保全と賢明な利用について、そしてまた、南－南間の協力(途上国間の協力)に関した、情報、技術的援助や助言、専門知識の交流を図る。
[締約国、条約事務局、協力機関]

総合目標 5 すべての登録湿地の保全を確実なものとする。

締約国は登録湿地の保全を図ることを了承しているため、登録湿地の指定は単なる出発点に過ぎない。締約国会議はこれまで、登録湿地の生態学的特徴を維持することが湿地保全の鍵であるとして、この点を強調することに力点をおいてきた。これは人間の利用を拒むものではなく、湿地の機能や価値、または特質の、好ましくない本質的な変化を避けることが目的である。このねらいは、少なくとも登録時の生態学的特徴を維持することであり、また登録以前に失われていた機能や価値、または特質を復元するためには、多くの場合追加的な方策が必要となる。

『生態学的特徴』そして『生態学的特徴の変化』の「実用的定義」と、「登録湿地の生態学的特徴を記載し維持するためのガイドライン」が、1996年にブリスベンで行われた第6回締約国会議で採択された。また、締約国会議は締約国を支援するための機構を採択してきた。すなわち、「モントルーレコード」(モントルー会議勧告4. 8、釧路会議決議5. 4、そしてブリスベン会議決議VI. 6)で緊急に行動を必要とするラムサール登録湿地を特定し、「管理指針手順」(勧告4. 7と決議VI. 14)により条約事務局は専門家の助言を締約国に提供できる。釧路会議の勧告5. 7はすべてのラムサール登録湿地が管理計画を持つことを求め、その付属書は「登録湿地とその他の湿地のための管理計画策定ガイドライン」を含んでいる。管理のために特に手出しをしないと決定することも、『管理』の選択肢の一つである。

実施目標 5.1 ラムサール登録湿地の生態学的特徴を維持する。

行動5.1.1 第6回締約国会議(1996)で採択された「生態学的特徴の実用上定義」に照らし合わせ、生態学的特徴を維持するために求められる的確な方策を見極めて実行に移す。

[締約国]

行動5.1.2 生態学的特徴の変化の可能性を判断するために、地域社会およびその他の利害関係者から意見を取り入れて、関係者による湿地の定期的な内部検討を実施する。そして、対応措置を行ったり、必要な場合にはその湿地のモントルーレコード登録を申請する。

[締約国]

行動5.1.3 モントルーレコードを見直し定期的に改訂する。(釧路会議決議5. 4、5. 5、そして決議VI. 1)

[締約国、科学技術検討委員会、条約事務局]

行動5.1.4 ラムサール登録湿地の将来の管理についての助言を提供するため「管理指針手順」(モントルー会議勧告4. 7)の適用を増やす。

[締約国、常設委員会、条約事務局]

行動5.1.5 「管理指針手順」派遣調査団の報告による勧告の実施を促進する。

[締約国]

行動5.1.6 有毒化学物質(勧告6. 14)、気候変動、そして海水面の変化を含む地球規模の危機が、ラムサール登録湿地の生態学的特徴に与える可能性がある影響を特定する。

[科学技術検討委員会、条約事務局、協力機関]

戦略計画

実施目標 5.2 条約の「管理計画策定ガイドライン」に沿ったかたちで、また、地域社会と他の利害関係者の参加を強調しつつ、全ての登録湿地に対して湿地管理計画を策定し、実行に移す。

行動5.2.1 「管理計画策定ガイドライン」を現場での経験を活かし、勧告6.13と照らし合わせた上で、見直しを行う。

[締約国]

行動5.2.2 締約国の参考とするために、1999年の第7回締約国会議の前に、地方、地域レベル、または集水域や沿岸域レベルで、登録湿地の管理計画の好例と考えられる10例の事例研究を出版する。

[科学技術検討委員会、条約事務局、協力機関]

行動5.2.3 地域住民や他の利害関係者から意見を聞いた上で、いくつかの湿地において試験的にプログラムを始め、第8回締約国会議(2002年)までに各締約国の登録湿地の少なくとも半数で確実に、管理計画かそれに代わる機構が準備中あるいは実施に移されているようにする。

[締約国、協力機関]

行動5.2.4 広い面積を持つ登録湿地、湿地保護区、その他の湿地に関連させて、ゾーニング(利用目的による区域分け)のための手段を確立し、実行に移すことを促す(釧路会議勧告5.3)。

[締約国、協力機関]

行動5.2.5 面積の狭い登録湿地や他の湿地、あるいは特に環境変化の影響を受けやすい湿地においては、厳正な保護のための手段の確立、そしてその実施を促進する(勧告5.3)。

[締約国、協力機関]

行動5.2.6 「小規模助成基金」の運用ガイドラインにおいて、登録湿地の管理計画策定への支援に高い優先度を与える。

[締約国、常設委員会]

実施目標 5.3 承認された標準書式に従い、登録湿地に関する情報を定期的に入手し更新する。

行動5.3.1 湿地登録の指定が完了した際に、標準書式として承認された登録湿地インフォメーションシートに従うかたちで、締約国よりラムサールのデータベースに対し提出された登録湿地の地図と記載内容が完全なものであるようにし、管理計画策定と生態的特徴のモニタリングに用いられるのに十分詳しい情報を提供できるようにする。

[締約国、条約事務局、国際湿地保全連合(ウエットランド・インターナショナル)]

行動5.3.2 データベースの有用性と使い勝手を向上させるために、抜けたり不完全な登録湿地のインフォメーションシートや地図を、最優先でできる限り速やかに提出する。

[締約国]

行動5.3.3 登録湿地インフォメーションシートは、締約国会議2回の間になんとも1回の頻度で定期的に更新されるようにする。このことは、条約の達成度合いの評価、将来の戦略計画作成、広報活動に役立つほか、登録湿地・地域・テーマごとの分析ができるようになる(決議VI.13)。

[締約国、科学技術検討委員会、条約事務局、国際湿地保全連合]

行動5.3.4 第7回締約国会議(1999年)までにラムサール条約登録湿地目録を見直して改訂出版することとし、第8回締約国会議(2002年)までに第7回と第8回締約国会議の間に登録された湿地の要旨を作成する。

[条約事務局、国際湿地保全連合]

実施目標 5.4 急速な発展を遂げる情報通信技術と足並みをそろえるために、ラムサールデータベースの内容および構造、そしてハードウェアとソフトウェアをつねに見直す。

行動5.4.1 現在データベース中にあるデータを評価し、締約国によって提供されたデータに欠落があればそれを特定する。

[締約国、科学技術検討委員会、条約事務局、国際湿地保全連合]

行動5.4.2 GIS(地理情報システム)を構築する可能性の検討を含め、要求に対応できるようデータベースを最新のものにして更新を行い、それらに応じて構造を改良する。

[条約事務局、国際湿地保全連合]

行動5.4.3 電子通信ネットワーク(インターネット)や、フロッピーディスクやCD-ROMのランタイム版を通じて(読みとり専用)、そして特別報告書やその他の形式で、データベースが多くの人によって利用できるようにする。

[条約事務局、国際湿地保全連合]

行動5.4.4 ラムサールデータベースと互換性のある国内湿地データベースの各国での構築を支援し、情報交換と相互交流ができるよう共通の規格を開発する。

[締約国、協力機関]

総合目標 6 条約の選定基準に合致する湿地、特にまだ十分登録されていない湿地タイプ、そして国境にまたがる湿地を登録する。

湿地をラムサール登録湿地に含めることは、湿地を保全するのに効果的な手段であることが証明されている。特に、湿地が特定の保護区として正式に指定されていなかった場合には効果がある。締約国数の増加と登録湿地の追加指定によって、登録湿地の数も年々着実に増えてきた。1996年3月27日現在、800カ所を越す登録湿地が指定されており、その総面積は50万平方キロメートルに及ぶ。これは喜ぶべき進展ではあるものの、これらのうち500カ所以上の登録湿地が、わずか24カ国の先進国である締約国にあり、80以上の登録湿地が経済的に過渡期にある15の締約国(東欧諸国)にある。途上国による登録湿地の指定を促進するためには、今まで以上の努力が必要となっている。これまであまり登録されていない種類の湿地や、国境にまたがる湿地の登録に対しても、優先的に注意を払う必要がある。

登録湿地を選定する基準は、締約国会議により採択されているが(モントルー会議勧告4.2)、さらに第6回締約国会議(1996年)では魚類にとって重要な湿地に関する選定基準が採択された。ラムサール条約の下での登録湿地選定基準は、地域単位または国単位の科学的な湿地目録を整備するのに役立ってきたし(勧告4.6)、登録湿地の候補地を特定する役割も果たしてきた。

実施目標 6.1 ラムサール登録湿地の選定基準に合致する湿地を特定し、それに応じて登録を考慮する。

行動6.1.1 登録湿地候補地を特定した地域の湿地目録を作成、定期的に改訂(特にアフリカの場合)、そして広く配布を行う。

[締約国、協力機関]

行動6.1.2 各締約国の領域内において、登録湿地の候補となる国際的に重要な湿地、そして県や地方レベルで重要な湿地を特定した、国内湿地目録を作成、改訂し、配布を行う。

戦略計画

[締約国、協力機関]

行動6. 1. 3 湿地の保全または消失の世界的な傾向を考慮する基礎情報となる、地球規模の湿地資源の定量化に着手するために、地域や国内の湿地目録や、その他の情報源を活用する。

[条約事務局、協力機関]

行動6. 1. 4 水鳥と他の分類群の個体群の大きさに関する情報を国際湿地保全連合とIUCNが更新する際にこれを支援し、これらの情報を登録湿地候補地を特定するために用いる。

[締約国、条約事務局、協力機関]

実施目標 6. 2 地球規模または国内で、特にこれまであまり登録されていない種類の湿地に関して、登録湿地の面積を増やす。

行動6. 2. 1 ラムサール条約の下での各地域および各締約国内において、湿地タイプの広い範囲にわたって湿地登録が行われるようにするため、新たに締約国となった国家による湿地登録、そして既に締約国となっている国家、特に途上国による追加登録を促進して、登録湿地の面積が増えるようはからう。

[締約国、条約事務局、協力機関]

行動6. 2. 2 登録を考慮される湿地が登録湿地選定基準を満たすよう、締約国を支援し助言を与える(釧路会議決議5. 3)。

[条約事務局]

行動6. 2. 3 適切な場合には、特にサンゴ礁、マングローブ、藻場、泥炭地といった、これまであまり登録湿地として指定されていない種類の湿地が新規登録されるよう優先的に注意を払う。

[締約国]

行動6. 2. 4 湿地の保全と賢明な利用のための手段を講じる第一歩として、現状では国内法で特別な保護指定を受けていない湿地を新規登録するよう、特別な注意を払う。

[締約国]

行動6. 2. 5 国境にまたがる湿地の登録を、優先事項として検討する。

[締約国]

実施目標 6. 3 登録湿地を選定するためのラムサール基準を継続的に見直す(決議VI. 3)。

行動6. 3. 1 地球規模の湿地保全の優先事項および価値を確実に反映するよう、一般的選定基準を継続的に見直す。

[締約国、科学技術検討委員会]

行動6. 3. 2 水鳥と魚類以外の生物分類群についての特別な登録湿地選定基準を作成する。

[締約国、科学技術検討委員会]

行動6. 3. 3 既存の登録湿地選定基準を様々な地域で適用する際の手引きを提供する。

[締約国、科学技術検討委員会]

総合目標 7 他の条約や政府またはNGO機関と協力し、湿地の保全そして賢明な利用の

ための国際協力と財政支援を促進する。

本条約の第5条に基づいて締約国は、特に二つ以上の国の領域にまたがる湿地や水系の場合に、条約の履行についてお互いに協議する責務を受け入れている。この条文はさらに、湿地とそこに生息する動植物相に関する政策を連携させることにも触れている。また、締約国は湿地に影響を与える開発援助についても、第5条に基づいて協議を行うべきものと解釈している(モントルー会議勧告4. 13)。

ラムサール条約は、特に国境にまたがる湿地に関する国際協力活動を増強し、他の地球規模および地域的な天然資源利用に関する条約と活動を連携させるよう取り組み、さらに、これらの条約を履行するための各国国内における連携を促進する。これまでの総合目標を達成するため、特に途上国と経済が移行期にある国々がラムサール条約の下での責務を果たすため、本条約は資金調達のための触媒としての役割を展開する。

実施目標 7. 1 複数の国家によって共有される湿地と集水域を管理するために、国際的または地域的に必要となる事項を特定し、共通した取り組み方を企画し、これを実行に移す。

行動7. 1. 1 国境にまたがる国際的に重要な湿地(複数の国家に共有される集水域や河川流域を含む)を特定し、『集水域アプローチ』(釧路会議勧告5. 3)を用いることによって、これらの地域の共同計画を準備し実施するよう促す。

[締約国、協力機関]

行動7. 1. 2 国境にまたがる湿地、あるいは似かよった特性を持つ湿地の姉妹湿地提携を促進し、成功例を国際協力の利点を具体的に提示するために用いる。

[締約国、条約事務局、協力機関]

実施目標 7. 2 湿地に生息する生物種や湿地問題に関係した、共通の目的や目標の達成を押し進めるために、ラムサール条約と他の国際的・地域的な環境条約あるいは機関とのつながりを強化、そして正式なものとする。

行動7. 2. 1 情報交換や協力を促進するために、関係する条約との協議に参加、あるいは新たな協議を提唱し、協同作業を行える分野を開発する。

[常設委員会、条約事務局]

行動7. 2. 2 他の条約および協力機関と一緒にプロジェクトの提案準備を行い、支援可能性のある援助機関に共同で提出する。

[締約国、常設委員会、条約事務局、協力機関]

行動7. 2. 3 特に国家生物多様性戦略へ、湿地への配慮を盛り込むこと、湿地に影響を与える事業計画とその実施に関して、「生物多様性条約」との協力および協同作業を強化する。

[締約国、条約事務局、協力機関]

行動7. 2. 4 特にラムサール登録湿地、そして世界遺産指定地や生物圏保護区としても指定されている湿地に関して、「世界遺産条約」およびユネスコの「人と生物圏プログラム」との協力を発展させる。

[締約国、条約事務局、協力機関]

行動7. 2. 5 主として移動性の動物種に関するボン条約、フライウェイ(渡り鳥の移動ルート)に関する協定やネットワーク、そして移動性の種を取り扱うその他の機構等との協力体制を通じて、複数の国家で共有される湿地生物種における国際協力へのラムサール条約の貢献を高める(勧告6. 4)。

戦略計画

[締約国、条約事務局、協力機関]

行動7.2.6 「ワシントン条約」との相互関係を強化することによって、湿地に影響を与える野生生物の取引対策へのラムサール条約の貢献を発展させる。

[条約事務局]

行動7.2.7 気候変動が湿地に影響を与える恐れがあるという観点から、「気候変動枠組み条約」との連携をはかる。

[締約国、条約事務局]

行動7.2.8 地域レベルで湿地の保全と賢明な利用に関わる条約や機関との協力を拡大する。特に、「ヨーロッパ共同体」とは、生息地訓令の湿地への適用、ヨーロッパ連合外の国々の湿地に対して生息地訓令のような方策を採択し適用する件に関して協力を促進する。また、ヨーロッパ評議会の「ヨーロッパ野生生物および自然生息地に関する条約(ベルン条約)」とは、汎ヨーロッパ生物景観多様性戦略に関して、バルセロナ条約と地中海行動計画とは地中海湿地フォーラムの活動に関して協力を進める。西半球条約との協力、特に地域海条約(Regional Seas Conventions)に関して国連環境計画、そして「南太平洋地域環境プログラム(SPREP)」との協力も促進する。

[締約国、条約事務局]

行動7.2.9 例えば「国際サンゴ礁イニシアチブ(ICRI)」と「世界水協議会」等、湿地に関連する事項を扱う他の専門機関との協力を発展させる(決議VI.23)。

[条約事務局]

実施目標 7.3 開発援助機関と多国籍企業が、途上国や経済が移行期にある国において、例えば「賢明な利用ガイドライン」を適用するなどして、湿地に関わるより良い活動を確実に行うようにする。

行動7.3.1 開発援助機関に支援された湿地プロジェクト、あるいは多国籍企業が始めたものの中で、代表的な模範例を特定する。

[条約事務局、協力機関]

行動7.3.2 多国間および二国間開発機関と多国籍企業とが、湿地の価値と機能を十分に認識するよう協力し(モントルー会議勧告4.13)、OECD(経済協力開発機構)の開発援助委員会により出版された「熱帯と亜熱帯の湿地保全と持続的な利用を改善するための開発機関用ガイドライン」を考慮に入れて、湿地保全と賢明な利用のためにその活動を改善するよう支援する(勧告6.16)。

[条約事務局、協力機関]

行動7.3.3 途上国がラムサール条約の下での責務を果たせるようにするため、二国間の開発プログラムを通じて、また多国間開発機関との相互協力によって支援を行い、実施された活動およびその結果を報告する(釧路会議勧告5.5)。

[締約国]

行動7.3.4 特に途上国の湿地に影響を与える可能性のある援助を行う、各国の援助機関の責務に関して、締約国が国際協力の分野の責務をどのように果たせばよいかという点でガイドラインを作成し、第7回締約国会議(1999年)の分科会で検討する。

[常設委員会、条約事務局]

実施目標 7.4 特に途上国と経済が移行期にある国のために、条約の下での責務を履

行するための資金を確保する。

行動7.4.1. 各締約国の予算の中で、湿地の保全と賢明な利用のための資金を配分する。

[締約国]

行動7.4.2 開発援助機関が資金提供する開発計画の中に、湿地の保全と賢明な利用のためのプロジェクトを含め、それら援助機関が各締約国のラムサール担当省庁との協議を確実に行うようにする。

[締約国]

行動7.4.3 開発援助を行う多国間機関と、プロジェクト案件の審査、計画、評価に関して緊密な関係を保つ。特に以下の機関との関係を保つ。

[条約事務局]

—特に地球環境ファシリテーター(GEF)の協力機関としての世界銀行、国連開発計画(UNDP)、国連環境計画(UNEP)

—アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、インターアメリカ開発銀行、ヨーロッパ投資銀行といった地域の援助機関
—欧州委員会

行動7.4.4 湿地の保全と賢明な利用そして『戦略計画』を実施する上で、途上国と経済が移行期にある国を支援するため、多国間および二国間開発援助機関からの直接的な資金援助を運用する。

[締約国、条約事務局]

行動7.4.5 他の機関からの資金援助を受けるために、途上国と経済が移行期にある国を支援して湿地関連プロジェクトの申請を準備する。

[条約事務局、協力機関]

行動7.4.6 湿地プロジェクトの案件審査、計画と評価にあたり、二国間開発援助機関を支援する。

[科学技術検討委員会、条約事務局]

総合目標 8 条約にとって必要となる制度上の仕組みと人的財政的資源を供給する。

締約国会議およびラムサール条約の様々な機構(常設委員会、科学技術検討委員会、条約事務局、小規模助成基金、メントルーレコード、管理指針手順)は、それらができる限り効率的に機能するよう、継続的な運営の見直しがなされる。これらの機構の効率よい運営が保証されるように、財源人材が求められる。さらに、本条約のより効率的な履行を促進するために、国際的レベルと国内レベルで、さらに新たな機構が必要となる場合もある。ここまでの総合目標を達成するために、本総合目標では制度上の仕組みと人的財政的資源を提供する。

実施目標 8.1 ラムサールの使命および目標を最大限に達成するために、条約の制度と管理構造の評価を行い、必要があれば変更を行う。

行動8.1.1 第7回締約国会議(1999年)より会議の再編成を行い、管理運営上の議題を扱う運営会議と、湿地保全と賢明な利用における優先事項を扱う専門会議に分け、必要に応じ小規模な作業部会を加えた形にする。

[常設委員会、条約事務局]

行動8.1.2 締約国数の増加に伴い、常設委員会における地域区分および代表者数の継続的な見直しを行う。

[締約国、常設委員会]

戦略計画

行動8. 1. 3 第7回締約国会議(1999年)までに、常設委員会の役割、責務、必要とされる財政措置を見直し、必要があれば変更を加え確認する。

[締約国、常設委員会]

行動8. 1. 4 毎回の締約国会議において、科学技術検討委員会(STRP)の業務の優先順位を見直す。

[締約国、常設委員会]

行動8. 1. 5 事業計画の決定に従って、必要となる条約事務局の職員構成と人数を再検討し、条約事務局と他条約の事務局や協力機関との関係を見直す。

[締約国、常設委員会]

行動8. 1. 6 締約国会議で毎回『戦略計画』の実施状況についての評価を報告し、2回ごとの締約国会議で次期6年間(締約国会議2回)分の『戦略計画』の草案を準備する。

[締約国、常設委員会、条約事務局]

行動8. 1. 7 締約国会議で採択された『戦略計画』と3年間の事業計画に基づき、常設委員会で検討し承認を行うため、条約事務局の年間活動計画を作成する。

[常設委員会、条約事務局]

行動8. 1. 8 条約事務局との調整を行いながら各地域での条約の実施状況を向上させるため、締約国または協力機関における連絡調整機構を開発する。

[締約国、条約事務局、協力機関]

行動8. 1. 9 政府機関、NGO、主要利害関係者、先住民、民間セクター、利益団体、土地利用計画策定および管理担当当局からの意見を取り入れたり、それぞれの代表が参加する機会を提供するため、国内ラムサール委員会の設立を促進する(釧路会議勧告5. 13)。

[締約国、条約事務局、協力機関]

行動8. 1. 10 湿地の保全と賢明な利用に関係する、すべての政府機関の条約の活動への関与を増やす観点から、各締約国のラムサール担当部局の見直しを行う。

[締約国]

行動8. 1. 11 締約国会議用の国別報告書の見直し(決議VI. 21)を含んだ、ラムサール条約の全ての制度、機構、事業の効果と効率を評価するための手続きを確立し、それが定期的実施されるようにする。それによって発生する勧告を実行に移し、その結果を締約国会議および常設委員会に報告する。

[締約国会議、常設委員会、条約事務局]

実施目標 8. 2 ラムサール条約の活動を行うのに必要な資金を提供する。

行動8. 2. 1 条約の基本予算に対する拠出金が請求された際には、これを全額各年の始めに速やかに支払うものとする。

[締約国]

行動8. 2. 2 途上国と経済が移行期にある国からの常設委員会代表が、それぞれの地域全体において条約の活動と情報の伝達を調整する際に、効果的に機能できるようにするため、財政面および人材協力の面で十分な支援を提供する。

[締約国会議、常設委員会]

行動8. 2. 3 資金提供者にプロジェクトを説明するとき触媒的な役割を果たすため、条約事務局に十分な職員

が配置されるよう確保する。

[締約国会議]

行動8. 2. 4 研修計画、教育と普及啓発活動、ラムサールのデータベースの開発、条約の広報戦略への資金手当を優先して行う。

[締約国、条約事務局、協力機関]

実施目標 8. 3 協力機関と協力する利点を最大化する。

行動8. 3. 1 協力機関と共同で計画する仕組みを強化し、職員の出向を含め連絡と情報交換を向上させる。

[締約国、条約事務局、協力機関]

行動8. 3. 2 資源の効果的利用を最大化し、取り組みの重複が起これないよう確かめるため、また特に賢明な利用ガイドラインについて新たな協力関係を結ぶため、協力機関との正式な協約を見直し更新する。

[条約事務局、協力機関]

実施目標 8. 4 湿地保全と賢明な利用のためのラムサール小規模助成金基金(決議5. 8、VI. 6)のため、最低年間百万米ドルを確保する。

[条約事務局、協力機関]

行動8. 4. 1 第6回締約国会議(1996年)後の最初の正式な常設委員会で承認し、すぐ実行に移すことができるよう、ラムサール小規模助成金基金のため最低年間百万米ドルを確保するための戦略を策定する。

[条約事務局、常設委員会、締約国、協力機関]

行動8. 4. 2 第7回締約国会議(1999年)で、小規模助成基金の実績を批判的に評価する。

[締約国会議、常設委員会、条約事務局]

行動8. 4. 3 小規模助成基金を高い水準で適用することを奨励し支援する。

[常設委員会、条約事務局、協力機関]

会議の概要

会議の概要

ラムサール条約第6回締約国会議

1996年3月19～27日、オーストラリア、ブリズベン市

仮議題

1. 開会
2. 一般演説
3. 議題案の採択
4. 手続規則の採択
5. 議長及び副議長の選出及び議長あいさつ
6. 資格審査委員会及び他の委員会の任命
7. オブザーバーの承認
8. 常設委員会の報告
9. 条約事務局の報告
10. 各地域の条約履行状況のレビュー
11. 1997～2002年の戦略計画及び1997～1999年の事業計画と予算
12. 資格審査委員会の報告
13. 分科会の報告
14. 会議決議の検討
15. オセアニアデー
16. 会議報告及び決議の採択
17. 常設委員会メンバーの選出
18. 次回締約国会議について
19. その他
20. 閉会

分科会

- A) 湿地の賢明な利用－「国内湿地政策」及び他の湿地に関する国内政策
- B) 条約3条2項の解釈基準－「生態学的特徴」と「生態学的特徴の変化」
- C) 生物多様性条約、世界銀行及び地球環境ファシリティー (GEF) との関係
- D) 湿地管理計画についての釧路ガイドラインのレビュー
- E) 国際的に重要な湿地の認定基準
- F) 地域社会での湿地管理

議事日程

3月17日(日)	09:00－17:00	常設委員会(予算副委員会)
3月18日(月)	09:00－17:00	常設委員会
	14:00－18:00	参加者登録
	夕	非公式地域会合
	19:30－20:30	事務局会合
3月19日(火)	09:00－14:00	参加者登録
	12:00－13:00	記者会見
	14:00－17:30	全体会合
	14:00－14:30	開会
	14:30－14:40	議題案の採択
	14:40－14:50	手続規則の採択

	14:50-15:00	議長及び副議長の選出
	15:00-15:10	議長あいさつ
	15:10-15:20	資格審査委員会及び他の委員会の任命
	15:20-15:30	オブザーバーの承認
	15:30-17:30	一般演説
	19:30-22:30	歓迎レセプション(ブリズベン市主催)
	17:30-18:00	記者会見
3月20日(水)	09:00-17:30	全体会合
	09:00-09:30	a) 常設委員会の報告 b) 科学技術評価委員会の報告 c) 1997-2002年戦略計画の紹介
	09:30-10:00	条約事務局の報告
	10:00-10:15	今後の課題-常設委員会からの特別報告- 「水資源管理-21世紀に向けての挑戦」
	10:15-12:30	各地域の条約履行状況のレビュー
	12:30-14:00	昼食
	14:00-14:15	今後の課題-常設委員会からの特別報告- 「湿地からの毒性物質の排除」
	14:15-17:30	各地域の条約履行状況のレビュー
	17:30-18:00	記者会見
	夕	非公式地域会合
3月21日(木)	09:00-17:30	全体会合
	09:00-10:30	各地域の条約履行状況のレビュー
	10:30-10:50	今後の課題-常設委員会からの特別報告- 「沿岸地域と泥炭地の湿地」
	10:50-12:30	戦略計画、事業計画、予算
	12:30-14:00	昼食
	14:00-14:15	今後の課題-常設委員会からの特別報告- 「普及啓発-次世代の新しい価値について」
	14:15-17:30	戦略計画、事業計画、予算
	17:30-18:00	記者会見
	19:30-23:00	25周年記念式典(オーストラリア政府、ブリズベン市主催)
3月22日(金)	09:00-17:30	分科会(A)(B)
	17:30-18:00	記者会見
	夕	非公式会合
3月23日(土)	09:00-12:30	分科会(C)(D)
	12:30-14:00	昼食
	14:00-17:30	分科会(E)(F)
	17:30-18:00	記者会見
	夕	非公式会合
3月24日(日)	09:00-	エクスカージョン
3月25日(月)	09:00-17:30	全体会合
	09:00-09:15	資格審査委員会の報告
	09:15-09:30	今後の課題-常設委員会からの特別報告- 「MedWet-地中海地域湿地保護協力の計画」

ラムサール条約第6回締約国会議の記録

会議の概要

	09:30-11:00	分科会の報告
	11:00-12:30	戦略計画、事業計画、予算
	12:30-14:00	昼食
	14:00-17:30	会議決議の検討
	17:30-18:00	記者会見
	夕	非公式会合
3月26日(火)	09:00-17:30	全体会合 オセアニアデー
	17:30-18:00	記者会見
	夕	送別パーティ(クイーンズランド州政府主催)
3月27日(水)	09:00-17:30	全体会合 会議報告及び決議の採択 常設委員会メンバーの選出について 次回締約国会議について その他 閉会

分科会の概要

分科会A 湿地の賢明な利用、国家湿地政策と湿地に影響する他の国家政策

1996年3月22日(午前9時～午後5時半:終日)

議長:ナドラ・ナタイ=ギアン(トリニダードトバゴ)

副議長:セルゲイ・ツベリティノフ(ロシア連邦)

調整員:クレイトン・ルーベック(カナダ)

事務局:トム・カビイ(ラムサール事務局)

書記:ドワイト・ベック(ラムサール事務局)

基調報告

「国家湿地政策の実施状況」

クレイトン・ルーベック氏(カナダ連邦野生生物局)

ポール・マファビ氏(ウガンダ天然資源省)

「湿地に影響する政府省庁の政策」

ジルベール・シモン氏(フランス環境省)

「オランダの自然保護活動における民間セクターの専門家の役割」

ゲラルド・ボエール氏(オランダ農業自然管理漁業省)

「国家沿岸および湿地政策策定における土地利用計画と方策の役割」

アラン・ハイドーン氏(WWF南アフリカ)

「ジャマイカの湿地政策策定に向けて」

カーラ・ゴードン氏(ジャマイカ天然資源保全局)

「湿地の経済学的評価のためのガイドライン」

マイク・アッカーマン氏(IUCN、英国水文学研究所)

「環境アセスメント:ラムサール条約の下でのガイドライン採択に向けて」

デヴィッド・ブリチャード氏(英国バードライフ・インターナショナル)

国家湿地政策に関する勧告案6. 9の議論

1. 国家湿地政策は、他の政策と切り離されたものであるよりは、他の省庁との調整がなされた国家開発戦略の一環であるべきだという意見が出された。独立した国家湿地政策がつねに必要なわけではなく、例えば生物多様性のような他の国家政策の中に含むことができる。

土地利用計画と沿岸地帯に関する勧告案6. 8の議論

2. 土地利用計画に関わるすべての政府機構を調整することの難しさが指摘され、締約国会議で関係省庁の利害を統合する法的手段を考慮することが求められた。多くの締約国がいくつかの修正案を提出し、水深6メートルに関する規定、集水域の考慮を加えること、淡水湿地、水鳥のねぐらとなっている場所、内陸部に出来ている海水域や潮間帯等に関する議論が行われた。

3. 南アフリカの法律では依然としてラムサール登録湿地内での採鉱が許されていること、しかし現在議会で懸案事項となっている法律案ではラムサール条約の要求内容が国内法の一部を形成する条項が加えられることが報告された。会議に参加している南アフリカ政府代表は、本国政府にこの懸案となっている法律を奨励するよう求められた。締約国会議からの声明がそのための一助となるであろう。

湿地の経済学的評価に関する勧告案6. 10の議論

4. 計量化できるものだけが考慮の対象となる危険性がつねに存在すること、経済学的評価が政策決定者にと

分科会の概要

っての万能薬ではないこと、について注意が喚起された。経済学的分析には多方面の専門家の協力が必要なことが強調されるべきであり、分析方法の研修の機会が増やされなければならない。また、既存の専門家グループのネットワークを利用すべきだとの意見も出された。

5. 心理的な側面や快適さ(アメニティ)、審美的要素、精神的、文化的、あるいは他の本質的な価値といった、経済学的に定量化できない要素に関しての議論が行われた。また、評価にあたって見落とし等の大きな誤りを発見するための、何らかの方法論が必要だという意見も出された。「賢明な利用」と言った場合にも、賢明でない利用につながる抜け道があるように、経済学的な評価も抜け道を作ってしまうのではないかという懸念も表明された。貨幣換算の方法論は両刃の剣である。途上国で開発に従事している者はしばしば容易に社会費用を払えるからである。より広範なNGOとの協議を求める発言が相次いだ。

残留毒物

6. オーストリア代表は、湿地内で長期間留まる毒物に対する懸念を表明し、この点に関する勧告案を準備したいと発言した。アイスランド代表がこれを支持した。

環境アセスメントに関する勧告案6. 2の議論

7. 締約国はすでに様々な環境アセスメント(EIA)法を持つこと、勧告案はそれら既存の制度を考慮に入れて修正されるべきだという意見が出された。英国代表は勧告案を支持し、他の支持者の賛同を求めた。オーストラリア代表は、この分野において豊富な経験があることを述べ、修正が必要ならば協力する旨申し出た。また、今後の検討が条約の科学技術検討委員会の負担とならないよう、若干の変更をしたいと説明した。

8. 環境アセスメントを実施する専門家は、時に開発業者のために自らの専門家としての倫理を曲げてでも有利な結論を出そうとすることがあり、アセスメントが環境保全のための道具よりは、むしろその反対の役目を果たすことがあるという指摘がなされた。環境アセスメントが悪用される恐れに対する強い懸念が表明された。限られた対象範囲のアセスメントを警戒する必要がある、特定箇所のみのアセスメントは他の場所との関係を考慮に入れたいため、誤った結論を導きやすい。多くの国では人材や財源の不足があり、環境アセスメントの国際的な標準を作るには、まだ期が熟していないだろうという意見がいくつか出された。また、集水域の外部からの脅威にも注意を払うことが重要だという指摘があった。

9. 環境アセスメントを補う手段として、登録湿地や他の湿地での環境の悪化を調べるために、「迅速な生態学的評価」のマニュアルを作ることが提唱された。

分科会B 条文第3条2の解釈に関するガイドライン:「生態学的特徴」と「生態学的特徴の変化」

1996年3月22日(午前9時～午後5時半:終日)

議長:ヤー・ンティアモア＝バイドゥ(ガーナ)、科学技術検討委員会メンバー

副議長:ピーター・ケストナー(米国)

調整員:マックス・フィンレイソン(オーストラリア)、科学技術検討委員会メンバー

事務局:ティム・ジョーンズ(ラムサール事務局)

書記:ティム・ディビス(WWF)

基調報告

「湿地の損失と劣化の世界的な傾向」

マイケル・モーザー博士(国際湿地保全連合)

「モントルーレコード:湿地の賢明な利用を支える機構」

マックス・フィンレイソン博士

研究例報告

「東アフリカの湖岸湿地の生態学的特徴におけるホテイアオイの影響」

ティモシー・トゥインゴ博士(ウガンダ水産試験場)

「アジアにおけるマングローブの生息地状況の変化と保全」

ザキール・フセイン博士(IUCN)

「コロラド潟湖」

アレクサンドラ・サンチェス＝デ＝ラザダ氏(ボリビア)

「ハンガリー、キスクンサグ国立公園における湿地管理と復元事業」

ゾルタン・ヴァイダ氏(ハンガリー自然保護局)

1. 議長は本分科会の成果として期待されているものは、生態学的特徴の変化の解釈とモントルーレコード運用に関わる定義とガイドラインであることを示唆した。
2. 副議長は本分科会のための報告の内容を要約し、代表団に決議案VI. 1を考慮する際にそれらを心に留めておくように求めた。

A. 定義

3. フィンレイソン博士は、科学技術検討委員会による「生態学的特徴」と「生態学的特徴の変化」の定義をかいっつまんで説明した。多くの締約国とオブザーバーが発言を求め、盛んな議論が行われた。オーストラリア代表は、この問題に対する全体的な取り組み方に疑問を呈した。そして、これらのガイドラインに関して、条約の下でこれまで行われてきた様々な枠組みとの整合性を考えたうえで、構成のしっかりした定義とガイドラインが必要ではないかとの意見を提示した。この考え方は、ポーランド、スウェーデン、ニュージーランド、IUCNの支持を得た。この他、英国、フィリピン、オランダ、ニジェール、ブラジル、チェコ共和国、パキスタン、オーストラリア海洋保全協会、内陸河川ネットワーク、国際陸水学会の発言があった。

4. 副議長は定義の重要性を強調し、表明された意見に関しては決議の最終案の中に記録されるだろうと述べた。

B. 登録湿地の生態学的特徴を記載し維持するためのガイドライン

5. 決議案に対する修正要求や一般的な意見質問が、デンマーク、米国、オランダ、スウェーデン、フランス、セネガル、ベルギー、国際湿地保全連合(ウエットランド・インターナショナル)、カドー湖基金、南オーストラリア天然資源局から出された。国際湿地保全連合は、多くの登録湿地は詳しい情報が欠けているので、今後3年間に締約国に対してこの分野における技術的協力をする用意があると述べた。

6. フィンレイソン博士と国際湿地保全連合代表は、地中海湿地フォーラムと並行して準備された、湿地のモニタリング計画を企画するための枠組みについて言及した。

C. モントルーレコード運用のためのガイドライン

7. 条約事務局は、会議書類6. 17の資料IIの中の登録湿地への脅威に関する決議案VI. 13と、インフォメーションシートと地図の提出に関する決議案VI. 16に言及し、参加者に決議案VI. 1との関連においてそれらを考慮するよう求めた。

8. オーストラリア代表は、決議案VI. はその内容が明確でなく、現時点では不必要ではないかと指摘した。

9. デンマーク、オーストラリア、英国、米国、ハンガリー、カナダ、ブラジル、ペルー、イタリア、ニューサウスウェ

分科会の概要

ールズ州土地水資源保全局、IUCN、WWFからの発言があった。それらの発言の中の修正案は、これから決議の最終案を練る際に考慮されることとなった。

10. 副議長は、モントルーレコード質問表の中で、必ず記入しなければならないいくつかの項目と、多くの追加的な項目とに分けることを提案した。質問表の第1部では、単に登録湿地の名前、登録湿地の選定基準、生態学的特徴の変化の性質、変化の理由に関してやや詳しく尋ねるだけにすることが合意された。

結論

11. 議長はオーストラリア代表に対し、最終決議案に含まれる定義についてさらなる検討を加えることを求めた。最終的な定義を決定するために、今後さらに3年間考察を続けることに合意がなされた。議長は事務局に対し、すべての意見を考慮に入れて、最終決議案を練ることを命じた。

その他の論議

12. デンマーク代表は、湿地の復元に関する勧告案を提出した。ニュージーランド代表は若干の修正案を述べたが、おおむねデンマークによる勧告案の主旨に賛成すると発言した。他の締約国代表やオブザーバーも意見があれば、デンマーク代表に提出するよう求められた。

分科会C 生物多様性条約、世界銀行、地球環境ファシリティーとの関係

1996年3月23日(午前9時～午後12時半:半日)

議長:モニック・バルブ、フランス地球環境ファシリティー

副議長:スワン・シン・ボパライ(インド森林環境省)

事務局:マイク・スマート(ラムサール事務局)

書記:ドワイト・ベック(ラムサール事務局)

基調報告

「ラムサールと生物多様性条約に共通の課題とそれに対処する機構」

カレストス・ジュマ博士(生物多様性条約事務局長)

「湿地管理の問題:世界銀行と地球環境ファシリティーの経験」

ケン・ニューカム氏(世界銀行環境局地球環境ファシリティー調整部部長)

ラムサールと生物多様性条約に共通の課題

1. ジュマ事務局長は、生物多様性条約の発達と、条約が焦点をあてている特定生態系について説明した。条約の扱う特定生態系の最初のもは、海洋と沿岸の生物多様性であり、これはラムサールの目的とのかなりの部分で重複し、それゆえ合同プログラムの機会を提供してくれる。ラムサール同様、生物多様性条約の役割は様々な手引きを提供することであり、条約自体で独自のプログラムを運営するわけではない。実際に様々なプログラムを運営している組織と協力することになるわけだが、ラムサール条約とも湿地に関わる全ての問題に関して協力していきたいと考えている。生物多様性条約を通じて、地球環境ファシリティーがラムサールを支持する機会がある。このことが、ラムサールと生物多様性条約との間で覚え書きが交わされた理由である。業務の重複を避け、活動の調整を行う多くの機会が今後ともあるであろう。

ジュマ博士の発表に関する議論

2. 最優先事項は、まず湿地に関して行われている活動の情報を交換することだという提言がなされた。生物多様性条約は、生物多様性関連の他の環境条約がすでに行っていることを繰り返すことはないだろうという意見が

出された。生物多様性条約の主な機能は、他の環境条約の経験を調整し、それらの活動範囲に含まれない分野があればそれを扱うことにある。ラムサールの25年間の経験からわかることとして、生物多様性の持続的な利用は、特に国家レベルで大きな利益となるという発言があった。生物多様性条約は、より限定された分野を扱う他の環境条約の『傘』となる意図はなく、直接的な生物多様性の保全が役割である。

3. ラムサール条約は湿地保全のための財政支援をする機能に欠けており、それゆえ大きな財源に結びつく生物多様性条約との連携を確立しようとしてきたのだという意見が何人かから出された。そして、これが財政支援を求めている国々の期待のもととなっている。条約は互いに補完的な役割を果たすことができ、生物多様性条約はラムサールに欠けている財政支援に関して役立つことができる。

4. 締約国は両条約との関係を調整するために、同一担当部局で両条約を扱うことにより、業務の重複を避けることができるという指摘があった。政府職員の業務をむやみに増やさないためにも、両条約に対する国別の報告を調整すべきである。湿地のための国家戦略や計画を、生物多様性のための戦略や計画の中へ統合を図る必要がある。さらに、海水面の上昇がラムサールにとって重要な沿岸域に与える影響から、気候変動枠組み条約や砂漠化防止条約との調整も図る必要がある。

5. ラムサール条約に関連するプロジェクトは、国際水域と生物多様性の保全のための規定を通じて、地球環境ファシリティから直接支援を受けることができる。しかしながら、それらのプロジェクト案件は地球環境ファシリティの対象となる国々から直接提出されるべきであって、直接ラムサール条約を通じての財政支援が提供されるわけではない。さらにまた、それらは地球環境ファシリティの運用戦略に対応したものでなければならず、ファシリティで定められている費用の規定額に応じて基金が提供される。

世界銀行と地球環境ファシリティの経験

6. ニューカム氏は、まず世界銀行はすべての条約の目的に沿ったプロジェクトに対して資金援助を行うと述べた。彼は世界銀行と地球環境ファシリティの構造と両者の関係を説明し、世銀がラムサール条約との強い連携を求めていることを示すいくつかの例を紹介した。具体的に地球環境ファシリティがどれだけ湿地プロジェクトを支援しているか金額的に示すことは困難であるが、湿地に対する支援は、他の生物多様性分野とともに急速に成長している。多くの世銀開発プロジェクトは、そもそも内包する矛盾から、議論の種となることもあると彼は指摘した。世界銀行は重要な自然の価値(例えば、ラムサール登録湿地)を評価するものであるが、あるプロジェクトの全般的な目的(例えば、基本的社会基盤の開発)が時には湿地の損失を招くこともある。これらの例では、損失を補償するための手段がとられる。

7. 他の分野でのプロジェクトにおいても湿地に対する配慮を行うために、地球環境ファシリティではラムサール事務局との密接な連絡を役立てている。成功例のいくつかとして、土地所有者との早期における協議、国家の政治的意志を確実なものとする国家生物多様性戦略、地域社会への権限委託等があげられる。

ニューカム氏の発表に関する議論

8. 地球環境ファシリティがプロジェクト案件を承認し資金援助する仕組み、そして援助資金管理をうまく行うための仕組みに関する議論が行われた。プロジェクトの管理に関しては地域住民も意見を述べるができるが、このことは地球環境ファシリティがNGOを支援していることを意味していない。プロジェクトの95～97%が、実際に業務を行う政府機関を対象にしている。多くのプロジェクトが、必要な場合には地域社会のプロジェクト管理能力を高めるための規定を持っている。

決議案VI. 9の議論

9. いくつかの締約国代表が、決議案はラムサール条約が他の条約によって運営されることを意味しかねないとの懸念を表明した。この決議案の意図は、生物多様性条約の次回締約国会議で「湿地」を次に焦点をあてる生態系として選択し、ラムサール条約に多大の貢献を要請してもらおうと期待するところにあった。ラムサール科学技

分科会の概要

術検討委員会と生物多様性条約や地球環境ファシリティー専門部会との間で求められている協力関係確立の結果に関して、検討委員会が常設委員会へと締約国会議において報告を行うよう求める語句を決議案に挿入すべきだとの意見が出された。

決議案VI. 10の議論

10. ラムサール条約に対応する具体的な機会を作るよう、地球環境ファシリティーに求めるべきだという提案が行われた。また、生物多様性条約の下で準備される国家戦略の中で、湿地に関する事項を優先事項として含むように、締約国に対して求めるべきだという意見が出された。また、生物多様性条約の下においても、地球環境ファシリティーに対する締約国会議のガイダンスの中で、湿地保護が優先事項となるよう締約国は協力し合うべきである。

分科会D 湿地の管理計画策定に関する釧路ガイドラインの検討

1996年3月23日(午前9時～午後12時半:半日)

議長:ロベルト・カル・ジョンソン(ウルグアイ)

副議長:アントニオ・フェルナンデス・デ・テハダ(スペイン)

調整員:アシック・アーマッド・カーン(WWFパキスタン)

事務局:小林聡史(ラムサール事務局)

書記:パム・アイザー(IUCN)

基調報告

1. アシック・アーマッド・カーン氏は、登録湿地とその他の湿地のための管理計画策定に関するガイドラインを採択した釧路会議の決議5. 7の概略を説明した。カーン氏は次に、パキスタンにおけるいくつかの湿地の歴史と現状に触れた。湿地の管理と保全に影響する4つの主要課題を述べ、湿地の管理計画のために2つの段階を経る取り組み方を提案した。最初の段階の計画は現在入手可能なデータを基にしており、より完全なデータを得るための提案が含まれる。こうして得られたデータを基に、釧路ガイドラインに沿った形で、第二段階としてのより包括的な管理計画が作られる。また地域社会が管理計画の策定段階で参加することの重要性、地域社会による現在の湿地利用に制限が加えられる場合には、そのための経済的奨励策や代替となる収入源の確保が考えられなくてはならないこと、管理計画策定のために必要な地域の知識を利用するための手段を見極めること、湿地に利害関係を持つすべての機関の代表を含む管理主体を設立することを提案した。

2. カーン氏はチリ代表の質問に答えて、管理計画の策定にあたっては、地域の人々の要望と環境保全の必要性とのバランスを保つことの重要性を強調した。エクアドル代表は、管理計画の実施こそが重要なことであると述べた。マリとニジェールの代表は、地域の人々に対する補償に関する問題を提起した。

3. フランク・アルバート氏は、オランダ運輸公共事業水資源管理省の「内陸水資源管理および汚水処理研究所」によって運営されている「湿地諮問研修センター」(オランダのレイスタットに位置している)が行う6週間に渡る『国際湿地管理研修』の歴史、目標、構成、活動を概略した。この研修コースは授業と実習の組み合わせで構成されており、釧路ガイドラインで説明された管理計画策定の基本構造を材料にしている。これまで2回にわたってこの研修は行われており、ラムサール条約事務局からも講師の派遣が行われている。アルバート氏はこれまでの経験に基づいて、釧路ガイドラインの優れている点、今後のさらなる検討の対象と思われる点について説明した。全般的に言って、わずか3年でガイドラインの改訂を考慮するよりは、それに基づいた管理計画の策定促進が最優先されるべきであろうと彼は結んだ。

4. 多くの参加者がオランダ政府の提供している研修コースに対する賛辞を述べた。研修に関する様々な意見が出された。エクアドル代表は、個々のプロジェクトを全体の管理計画の中に埋没させてしまう恐れがあると述べ、その企画と役割を切り離して考慮できるよう釧路ガイドラインの変更を提案した。ヨルダン代表は、管理計画の策

定を2段階に分けて考えるという提案を支持し、湿地の管理計画は集水域全体を含むよう、特定の湿地の境界の外部をも考慮に入れるべきだと主張した。管理計画策定に関して米国代表およびIUCNからも発言があった。

5. ビクトール・プリドー氏は、ペルーで1975年に設立されたパラカス国立公園における管理計画策定の概略を説明した。彼によれば、この事業は釧路ガイドラインに触発されたプロジェクトであり、地域社会の参加を確実にすることを目的としている。基本的に重要なのは、地域住民、利用者、国家および地方の行政政府が参加するための方法論が試みられている点である。管理計画策定のための現状分析には、保護区のみならず集水域全体が考慮の対象となっている。この保護区を管理するためのマスタープランによって特定された主要課題が総括され、それらを取り扱うための戦略が提案されている。マスタープランによる将来的な活動も特定されている。この事業の5年間にわたる総費用は380万米ドルとなっている。結論としてプリドー氏は、管理計画策定は遂行に時間のかかるプロセスであるが、地域社会の参加は結果的に将来にわたる管理の成功を約束してくれると結んだ。

6. 日本野鳥の会は、この問題に関する経験を広く分かち合うことの重要性を説き、管理計画がどれだけ実施に移されたか、遭遇した問題は何かなどを、登録湿地の管理者が政府に毎年報告し、そこからラムサール事務局を通じて広く利用できるようにしてはどうかと提案した。オーストラリア代表は、科学技術検討委員会が「緩衝地帯」の概念に関して検討するよう依頼し、釧路ガイドラインが今後見直される場合にはそれを考慮に入れるよう求めた。オーストラリア湿地連盟の代表は参加者に対して、集水域全体の管理という概念を勧めた。

7. アルヌルフ・ミュラー＝ヘルムブレッヒト氏は、国連環境計画(UNEP)の管理下にある移動性の動物に関するボン条約(CMS)事務局の代表として本会議に参加しており、UNEP淡水局の代理として「総括的集水域管理のための枠組みにおける湿地管理計画策定」と題する声明文を発表した。これは国際湿地保全連合アジア太平洋局との合同事業で、湿地の機能と利用を考慮に入れ、総括的集水域管理のためのガイドラインを作ろうとする計画である。彼は、この事業の管理目標は釧路ガイドラインと一致すべきであると結んだ。

ラムサール登録湿地とその他の湿地の管理計画策定のための釧路ガイドラインに関する勧告案の議論

8. 分科会参加者は、パキスタン代表によって提出され、オーストラリア代表によって支持された勧告案を考察した。

9. 修正案がオランダ、オーストラリア湿地連盟、スウェーデン、IUCNから提出された。議論の後、副議長は勧告案は全体的に良くできているとの意見をまとめ、議論の内容を考慮した上で修正を行い、全体会議に提出することを事務局に求めた。

分科会E 国際的に重要な湿地を選定するための基準

1996年3月23日(午後2時～午後5時半: 半日)

議長: アブドゥアイェ・ンダイエ(セネガル)

副議長: ミハリイ・ベグ(ハンガリー)

事務局: モンツェラット・カルボネル(ラムサール事務局)

書記: ティム・デイビス(WWF)

基調報告

「湿地における魚類と漁業の重要性: 魚類と漁業に基づいて登録湿地を選定するための新しい基準追加の必要性」

マイケル・ブルトン博士(南アフリカ、二大海洋水族館)

「既存のラムサール登録湿地選定基準とガイドラインにおいて植物と無脊椎動物をより広く含むようにする必要

分科会の概要

性」

ピーター・ベーコン博士(トリニダードトバゴ、西インディーズ大学)

「国際的な水鳥個体数の推定:登録湿地選定基準3(C)の活用」

デイヴィッド・ストラウド博士(英国共同自然保護委員会)

1. 議長は、分科会Eの内容と討議される決議案VI. 2、VI. 3、VI. 4について説明した。
2. 副議長は科学技術検討委員会のメンバーとして、釧路会議の勧告5. 9に基づいて科学技術検討委員会が検討してきた、魚類と漁業に関わる新しい登録湿地選定基準の提案内容について説明した。また、科学技術検討委員会が既存の選定基準は変更すべきではないが、その内容と構成の見直しをする必要があると考えていることにも触れた。
3. ブルトン博士は、湿地における魚類の重要性を示す6つの特質を説明した。それらは、生物多様性と相違性(biodisparity)、地域特異性、脅威にさらされている度合い、生産力と収穫量、生態学的役割、経済的価値である。続いて、新たな第4番目の登録湿地選定基準を提案し、その内容を説明した。オーストラリアとWWFの提案に基づいた修正案も報告した。さらに博士は、この第4番目の選定基準はラムサール条約の途上国における役割を強化することになり、多くの人々の益となる魚類の調査と保護を促すであろうと述べた。しかし、新しい選定基準のためのガイドラインは、条約で採択された集水域管理の取り組み方に基づいて、全体との調和の中で使われなければならない。これまで2つの国において、新しい選定基準が試され、その結果として沿岸地域の新しい湿地が国際的に重要であると認められた。新しい選定基準はまた、すでに登録湿地となっている湿地の国際的な重要性を補強してくれる。
4. ベーコン博士は、植物と無脊椎動物に焦点をあてた彼の報告を発表したが、しかしこれに基づいた新しい選定基準を提案するつもりはないと述べた。重要な湿地を選定するために、淡水および海洋性の植物にもっと配慮がされるべきである。これは既存の選定基準1の下で選定することができるが、その植物学的な特徴、時にはその特異性をもっと強調されるべきである。選定基準に植物タイプを含めることは、湿地の健康状態やその他の状況を計測するための、より感受性の高い方法を提供することにより、リモートセンシングによる湿地のモニタリングを可能にする。植物はまた、特に水文学に関わる湿地の周囲の環境条件の指標となってくれる。植物の存在と分布様式は、ラムサール登録湿地の選定基準を、より直接的に湿地の機能的な価値に結び付けてくれる。湿地の無脊椎動物は、重要な生態学的役割(食物連鎖、分解)と経済的な価値を持っている。その存在と役割は、湿地の植生分布の研究から類推することが可能である。既存の登録湿地選定基準1と2、そして新たに提案されている選定基準4は、湿地の無脊椎動物の価値を十分に内包するものと考えられる。
5. ストラウド博士は、国際的な水鳥の個体数推定は3年ごとに更新されるべきだと提案、しかし(登録湿地選定基準の)1%枠は、個々の湿地の重要性が計られる目安として9年ごとに見直されるべきだと考えていると述べた。
6. ニュージーランド、ノルウェー、スウェーデン、そしてアイスランド代表は、選定基準に「魚類」を含めることは歓迎するが、「漁業」を基準の4(C)として含めることには疑問であると発言した。提案内容では、登録湿地の基準をかなり低いものとしてしまい、あまりにも多くの湿地登録を招く結果になってしまいかねない。「魚類の資源量」という言葉を代わりに用いるべきである。
7. オーストラリア代表は、魚類の定義がThryamidsやCyramidsといった科も含むことを希望すると述べた。
8. 英国代表は、新しい方法を導入することにより、既存の国家や地方の法律との重複や矛盾を起こす可能性に対して懸念を表明した。魚類と漁業への配慮は既存の選定基準2の下でも可能であり、魚類や漁業に関わるガイドラインは国家や地方レベルで準備されるべきである。
9. 決議案VI. 2に対する若干の修正案がイタリア、トリニダードトバゴ、ニューサウスウェールズ州自然保護委員会、オーストラリア内陸河川ネットワークから出されたが、おおむね決議案の内容は支持された。スリランカ代表は、魚類、植物、水文学的機能を含めるという考え方を支持、現在登録があまりされていない湿地タイプの選定を促

進するために、既存の選定基準を見直すことを求めた。IUCNは、水文学的機能がもっと考慮されるべきだとして、新たな勧告案を準備中であると発言した。チリとガーナの代表は、魚類の選定基準は有用であるが、そのための科学的情報を集めるための財源が不足していることを指摘した。

10. フランス代表は、提案されているガイドラインを使用してみて、既存の選定基準では選ぶことのできない、重要な湿地が確認できたことを報告した。水鳥による選定基準が、渡り経路のネットワークを通じて異なる大陸間の湿地を結び付ける役割を果たすように、魚類基準は集水域全体を包括的に考慮するのに役に立つ。

11. ギニアビサウとイスラエル代表は決議案VI. 2を支持し、新たな湿地を選定するのに役立ち、引いてはそれぞれの国が条約に加盟する手続きの助けとなることを指摘した。

12. オーストラリア代表は、選定基準の数が増えることの問題から決議案VI. 3を支持し、それらを統合することを考えるべきではないかと提案した。

13. WWF代表は、湿地に生態学的に依存しているスズメ目の鳥類も、登録湿地の選定、指定、報告の際には考慮に入れられるべきであると発言した。

14. ベルギー代表は、魚類と漁業による選定基準に伴い、条約の名前を改正する時が来たのではと発言した。スロバキア共和国代表もこの考え方を支持した。

15. ブルトン博士はこれまでの論議の中の質問に答え、ガイドラインは地域的にも地球規模においても対応できるようにするために、今後とも修正することが可能だと述べた。博士は、提案の選定基準4(C)において、「漁業」の代わりに「資源量」という言葉を用いることに賛成した。

16. ベーコン博士はその発表との関連で、特に一時的な湿地に関して、植物を登録湿地選定の指標として使うことは、微妙な問題をはらんでいるというニュージーランド代表の意見に同意した。博士はまた、湿地タイプの分類体型に関するスロバキア共和国の懸念に同意し、選定基準には生態系を考える取り組み方が必要であると結んだ。

17. 議長は発言者に対して、その内容を文書にして、決議案VI. 2およびVI. 3を検討する起草委員会に提出するよう呼びかけた。起草委員会はノルウェー、ニュージーランド、英国、トリニダードトバゴ、セネガル、南アフリカ、ブルトン博士、ベーコン博士、および事務局職員とで構成される。(後にノルウェーはアイスランドに変更)

分科会F 地域社会に根ざした湿地管理

1996年3月23日(午後2時～午後5時半: 半日)

議長: アンダーソン・コヨ(ケニア)

副議長: ガイコピナ・クラ(パプアニューギニア)

事務局: 小林聡史(ラムサール事務局)

書記: ドワイト・ペック(ラムサール事務局)

基調報告

「湿地管理に地域社会を参加させる」

ダイアン・ブーキャン(ニュージーランド)

タベス・チウタ・ドゥベ(IUCNジンバブエ)によって補足

報告と研究例

1. ダイアン・ブーキャン女史は、IUCNの社会政策グループが監修を行った基調報告を発表し、湿地資源管

分科会の概要

理に地域住民を参加させる、共同管理体制を設立するにあたっての利便と問題点の概略を説明した。

2. タベス・チウタ・ドゥベ女史は、IUCNの「南部アフリカ地域湿地プログラム」の経験を報告、政府の人手や財源が限られている状況において、地域住民が湿地資源が自分達のものであると感じることができれば、資源の賢明な管理を図ることが自分達のためであるという理解となり、地域社会の参加はモニタリングや政策決定などを通じて効果的な管理となると説明した。このプロジェクトにおいては、多くが自給的な運営の仕方をとっており、結果的には安上がりの管理方法となっている。

3. 米国テキサス州カドー湖基金代表のドワイト・シェルマン氏は、カドー湖基金およびラムサール指導員同盟の発達を概説、「経費償却」アプローチをはじめ、既存の資料や教育施設や地域のボランティアを使うやり方など、カドー湖基金の成功の基盤となったいくつかの原則を説明した。そして、個々の湿地に根ざした地域のNGOが、政府や国際NGOの業務を補う意味で大変重要であると強調した。

4. ブラジル自然保護区および野生生物保護協会のJ・マリシオ・アイルズ氏は、ブラジルのアマゾン流域にあるマミラウア保護区の実例を紹介、村の政治組織が政府の指導の下に地域住民を巻き込んで、生物多様性が著しく豊かで広大な冠水森林地域の管理をうまく行っている現状を報告した。

5. WWFインターナショナル(スイス)のビクシャム・グジャ氏は、地域住民の参加それ自体が最終目標であり、住民参加を保証するためには人々の発想の転換が必要であることを示し、地域社会に根ざした湿地管理に向けての思想的そして政策的な取り組み方の概略を説明した。インドのニューデリー近くのケオラデオ国立公園での実例では、地域住民の利害と能力を無視することの危険性と、それによって生じた費用の大きさが具体的に示された。

6. 多くの発言者が天然資源管理における地域社会参加の重要性に賛同し、いくつかの提言を行った。

- a) IUCNは、カナダのオタワで開かれる会議で国立公園の利用権の問題を論議すべきである。
- b) 保護区を囲む柵は、祖先から譲り受けた資源の利用から、地域の人々を閉め出すものととらえられがちであるが、利用を合理的に管理することにより資源の享受が増すことも理解されなければならない。
- c) 地域社会参加は現実的で効果的なものでなくてはならないが、それを達成するための世界共通の公式はない。
- d) 小さな土地の個人所有者に対しても適切な規定がなくてはならない。彼らが湿地資源の持続的な利用に関して、実際には最も大きな利害関係を持つ場合であっても、自然保護の活動によって参加から閉め出されてしまうこともある。これに関連して、オーストラリアの「土地管理」運動の組織と活動内容についての紹介があった。

7. バードライフ・インターナショナル代表は、「自然保護と牧畜に関する欧州フォーラム」に言及、そこでは伝統的な手法で管理されている農地の重要性、さらにそれらの野生生物にとっての重要性に焦点が当てられている。伝統的な手法による持続的農法は、近年集約的農業によって置き換えられ、減少する傾向にある。本分科会で議論されている勧告案は、伝統的な知識を持つ地域住民を除外するべきではないが、それは必ずしも先住民を意味しないという主張がなされた。

8. ラムサールセンター・ジャパンは湿地管理における地域住民参加は、実際にはNGOの参加を意味していることを発見、より広範な人々が参加できるようにする方法の模索を支援していると報告した。

9. 伝統的方法が常に優れているわけではないことが指摘された。200年前には持続的だったかも知れない焼き畑農法は、現在の人口圧のもとでは破壊的となりうる。

10. オーストラリア代表は勧告案6. 3の提案理由について説明、地域の湿地と長く密接な関係を持ってきた地域社会は、その管理に大きな貢献をすることができると述べた。ラムサール条約は先住民グループに管理のための権限を与える特別な方法を模索するよう求められており、締約国はその国内ラムサール委員会に先住民代表を含めるよう求められている。

11. 地域社会だけを特に選択的に取り扱うことは、すべての人々が湿地を享受する権利に対して、差別的な扱いをすることになるのではないか、という懸念が表明された。先住民に対して、選択的により多くの権利を与えることには賛同する主旨の発言が相次いだ。先住民だけに焦点をあてることは適切でない場合もあるとして、疑問も呈された。「地域住民、特に先住民」という言葉がより好ましいとして、提案された。また、本来の土地から切り放されてしまい、もはや地域住民とは呼べない先住民の場合にも、権利を与えられるべきことに注意が向けられた。

12. オーストラリア代表は、勧告案の再検討の際に、オーストラリア先住民グループの問題に対して十分な注意が払われるようにすべきだという、グループ代表の提案を受け入れた。勧告案に対しては、さらに多くの追加や修正案が出され、議長は再検討のための起草委員会を結成した。

日本のラムサール条約登録湿地

日本のラムサール条約登録湿地

登録 湿地名	所在地	登録 年月日	面積 (ha)	湿地の タイプ	保護の形態	湿地の概要
釧路湿原	北海道 釧路市 釧路町 標茶町 鶴居村	昭和 55. 6. 17	7,726	泥炭地 淡水湖 沼、河川	・国設鳥獣保護区 特別保護地区 ・国立公園特別保護 地区・特別地域 ・国指定天然記念物	湿原の80%はヨシ・スゲ群落とハンノキ林によ って特徴づけられる低層湿原が占める。また、ミ ズゴケが生育する高層湿原もわずかではあるが 分布する。カモ類をはじめハクチョウ類の越冬 地、渡りの中継地であり、タンチョウの主な繁殖 地でもある。さらにシマフクロウ、オジロワシ、オ オワシ等の大型鳥類なども生息する。
伊豆沼・ 内沼	宮城県 若柳町 築館町 迫町	昭和 60. 9. 13	559	淡水湖沼 水田 湖沼岸の 低湿地	・国設鳥獣保護区特 別保護地区 ・宮城県自然環境保 全地域	水深1m、マコモ、ヨシ等の挺水植物群落、ハ ス、ヒシ、ヒルムシロ等の水生植物が繁茂する 淡水湖沼である。マガン、ヒシクイ、マガモ等有 数のガンカモ類の越冬地であり、ハクチョウ等 30種以上の野鳥が生息する。
クッチャロ 湖	北海道 浜頓別 町	平成 元. 7. 6	1,607	淡水湖 湖岸河川 流域の 低湿地	・国設鳥獣保護区特 別保護地区 ・道立自然公園特別 地域	周囲27km、海岸砂丘地で海と隔てられたオ ホーツク海岸線最大の海跡湖である。寒地性の 水生植物マリモが分布する。冬期、シベリアか ら南下するハクチョウ類、ガンカモ類の最初の 渡来地である。特に、コハクチョウは日本で越 冬するほとんどの数、約1万羽がこの湖を經由 する。
ウトナイ湖	北海道 苫小牧 市	平成 3. 12. 12	510	淡水湖 湖岸河川 流域の 低湿地	・国設鳥獣保護区特 別保護地区 ・苫小牧市自然環境 保全地区	周囲17kmの淡水・海跡湖である。湖岸水辺 にヨシ、スゲ、マコモ、フトイ等の挺水植物群が 分布し、湖岸を落葉広葉樹が占める。渡り鳥の 我が国有数の中継地で、ハクチョウ類、ガンカ モ類が数千羽飛来し、繁殖する鳥類は250種 以上である。
霧多布 湿原	北海道 浜中町	平成 5. 6. 10	2,504	泥炭地 汽水湖	・国設鳥獣保護区特 別保護地区 ・道立自然公園特別 地域	ミズゴケ泥炭地を基盤とする高層湿原と沼か らなる。オオハクチョウ、ヒシクイ等ガンカモ、ハ クチョウ類が多数渡来する。また、タンチョウの 繁殖地も分布する。
厚岸湖・ 別寒辺牛 湿原	北海道 厚岸町	平成 5. 6. 10	4,896	汽水湖 低湿 地、河川	・国設鳥獣保護区特 別保護地区 ・道立自然公園特別 地域(一部)	厚岸湖とそれに流入する別寒辺牛川周辺の ヨシ・スゲを中心とする低層湿原である。ガンカ モ、ハクチョウ類が渡来し、タンチョウの繁殖地 も分布する。
谷津干潟	千葉県 習志野 市	平成 5. 6. 10	40	泥質干潟	・国設鳥獣保護区特 別保護地区	東京湾奥部に位置する干潟である。全国でも 有数のシギ・チドリ類の渡来地である。
片野鴨池	石川県 加賀市	平成 5. 6. 10	10	池 低湿地 水田	・国設鳥獣保護区特 別保護地区 ・国定公園特別地域	池及び休耕田からなり、周辺は樹林帯であ る。マガン、ヒシクイ、マガモ、トモエガモ等のガ ンカモ類が渡来する。
琵琶湖	滋賀県 大津市 他20市 町	平成 5. 6. 10	65,602	淡水湖 低湿地	・県設鳥獣保護区 ・国定公園特別地域 ・湖沼水質保全特別 措置法指定湖沼	我が国最大の湖沼で、70種を超える水生植 物が生育する。魚類はホンモロコ、ニゴロブナ 等11種の固有種を含め53種が生息する。毎 冬、コハクチョウ、ヒシクイ等4万羽を超える水鳥 類が渡来する。
佐潟	新潟県 新潟市 巻町	平成 8. 3. 23	76	淡水湖	・国設鳥獣保護区 ・国定公園特別地域 ・都市計画佐潟公園 区域	砂丘の形成期に砂丘間の凹部にできた湖 で、地下水の湧水によって維持されている。ハ クチョウ類、オオヒシクイ等の多くのガンカモ類 の有数な集団渡来地である。

過去の締約国会議の概要

第1回締約国会議

1. 期日 1980(昭和55)年11月24日～29日

2. 開催地 イタリア、カリアリ (Cagliari)

3. 議長 ファルチ大使 (Ambassador N. Falchi)

4. 参加国及び参加者数

締約国21ヶ国(締約国27ヶ国のうち)	56名
非締約国10ヶ国	22名
国際機関5団体	6名
国際NGO5団体	10名
条約事務局	23名

5. 会議の主な内容

本条約は財政規定がないため独自の資金協力は行えず、地についての活動を行うためにも財政的な背景が必要であるとの討議がなされた。

フランス代表等より、本条約の締約国が少ないのは、そもそも英語を唯一の正文としていることに問題があり、フランス語及びスペイン語諸国の幅広い参加を募るためには、他のマルチ条約の例のように、フランス・スペイン語も正文とする必要があるとの意見が表明された。

6. 採択された決議(RES)・勧告(REC)集

REC. C. 1. 1	本条約締約国数の拡大・地理的適用範囲の拡大について
REC. C. 1. 2	LDC援助について
REC. C. 1. 3	本条約指定湿地の増加について
REC. C. 1. 4	湿地指定基準について
REC. C. 1. 5	湿地資源の目録について
REC. C. 1. 6	環境アセスメントについて
REC. C. 1. 7	正文言語追加のための条件改正手続きについて
REC. C. 1. 8	本条約強化のための条約改正手続きについて
REC. C. 1. 9	次回締約国会議開催について
REC. C. 1. 10	本条約事務局への財政援助について
REC. C. 1. 11	ラムサール条約・湿地生態系研究について

第2回締約国会議

1. 期日 1984(昭和59)年5月7日～12日

2. 開催地 オランダ、フローニンゲン市 (Groningen)

3. 議長 ケンネン (D. J. Kuennen)

4. 参加国及び参加者数

締約国32ヶ国(締約国35ヶ国のうち)	79名
非締約国20ヶ国	33名
国際機関・国際NGO11団体	29名
条約事務局	20名

5. 会議の主な内容

次の4議題につき討議し、また、これらに関する勧告が採択されたが、会議の最大の焦点は上記(3)の条約改正問題であった。

- (1) 条約実施に関する締約国の経験
- (2) 今後の条約実施上の指針となるべきフレーム・ワークと行動計画
- (3) 本条約改正問題
- (4) 湿地保全に関わる諸問題

過去の締約国会議の概要

6. 条約改正問題について

条約改正問題は、第1回締約国会議で採択された勧告のフォローアップであり、また、本条約が独自の事務局や財政基盤を欠く「歯のない条約」であり、今後条約目的を促進するためには何らかの形で条約改正を必要とする声が強かった。他方、常設事務局や分担金システムの導入はむしろ現行条約の性格や内容を基本的に変更するものであり、慎重に取り組むべきとの声が多かった。従って、条約改正問題は相当紛糾するものと予想されていた。

しかしながら、これも予想されていたことではあるが、会議開催時点で条約改正手続きに関する議定書(パリ・プロトコル)の受諾国が15ヶ国にとどまり発効するにいたらなかった。また、慎重論を唱える英国、オーストラリア、カナダ(さらにオブザーバー参加の米国)の根回しもあって、本件については勧告の採択を含め結論を出すことは避けることとし、会議での検討結果を踏まえて今後引き続き改正案内容を検討した。さらに、次回締約国会議に報告することとなり上記作業を継続するため、オランダを中心とする「タスク・フォース(特別調査委員会)」が設置されることで決着をみた。

7. 採択された決議・勧告等

- REC. C. 2. 1 国別報告書の提出について
- REC. C. 2. 2 条約改正案の採択方法について
- REC. C. 2. 3 条約実施のためのフレームワーク文章について
- REC. C. 2. 4 暫定事務局について
- REC. C. 2. 5 Wadden Sea全域の湿地指定について
- REC. C. 2. 6 サヘル湿地の保護と管理について
- REC. C. 2. 7 セネガルのDjoudj・ナショナル・バード・パークの保護について
- REC. C. 2. 8 モーリタニアのセネガル盆地の川の保護地区の設置について
- REC. C. 2. 9 若干国の湿地保護について

第3回締約国会議

1. 期日 1987(昭和62)年5月28日～6月3日

2. 開催地 カナダ、レジヤイナ (Regina, Saskatche)

3. 議長 デニス シート (Dennis Sherrt)

4. 参加国及び参加者数

締約国36ヶ国(締約国43ヶ国のうち)	96名
非締約国20ヶ国	23名
国際機関・国際NGO33団体	55名
条約事務局(カナダ・通訳含)	44名

5. 会議の主な内容

条約の改正

(1) 第6条の改正について:「締約国は必要ときに会議を開催する」を「締約国を設置し、少なくとも3年に1回通常会合を開催する」と改正した。締約国会議は「湿地の適正な利用等について勧告する。」を、これに加え「その他の勧告または決議を採択する。」に改正した。また、締約国会議は「会合ごとの手続規則を採択する。財政規則を定め次期財政機関の予算を採択する。」に、締約国は「全会一致の議決で採択する分担率に従って予算に係る分担金を支払う。」に改正した。このように、本会議において、締約国からの分担金制度を決めた。

(2) 第7条の改正について:「勧告は締約国の単純過半数による議決で採択する。」を「勧告、決議及び決定は、締約国の単純過半数による議決で採択する。」に改正した。

6. 採択された決議・勧告等

- RES. 事務局に関する事項の決議
- RES. 財政及び予算に関する事項の決議
- RES. 常設委員会に関する事項の決議
- RES. 条約改正の暫定的な履行に関する決議

- REC. C. 3. 1 国際的に重要な湿地を特定するためのクライテリア及び利用のためのガイドラインについて
- REC. C. 3. 2 渡り鳥の飛行ルートに関する更なる研究の必要性について
- REC. C. 3. 3 湿地のワイズユースについて
- REC. C. 3. 4 湿地に関して開発組織が負う責任について
- REC. C. 3. 5 開発組織についての事務局の役割について
- REC. C. 3. 6 アフリカ諸国の更なる締約国加入について
- REC. C. 3. 7 中央アメリカ、西インド諸島、南アメリカ諸国の更なる締約国加入について
- REC. C. 3. 8 Azragラムサール・登録湿地の保護について
- REC. C. 3. 9 ラムサール・登録湿地の保護について
- REC. C. 3. 10 アジア及び環太平洋諸国の更なる締約国加入について

第4回締約国会議

1. 期日 1990(平成2)年6月27日～7月4日

2. 開催地 スイス、モントレュー (Montreux)

3. 議長 ピエール ゴエルディン (Pierr Goeldin)

4. 参加国及び参加者数

締約国56ヶ国(締約国69ヶ国のうち)	177名
非締約国23ヶ国	30名
国際機関12団体	23名
国際NGO15団体	71名
国内機関14ヶ国33団体	46名
報道機関	11名
条約事務局	46名

5. 会議の主な内容

会議では、「モニタリング手続き」と「ワイズユース(賢明な利用)」に議論が集中した。特に登録、指定した湿地の現状をどのように把握し、以下の必要な保護・管理手法を施すかが議論された。

湿地はいずれの国においても人々の生活圏と隣接し、常に強いインパクトにさらされており、とりわけ湿地はインパクトに弱い自然といわれるだけに「モニタリング手続き」は緊急かつ重要な課題であると論議が集中した。

もう一つの提案「ワイズユース」は、近年注目されている地球規模での気候変動において、湿地の果たす役割という切り口から注目された。湿地は単に水鳥やその他の野生生物に生息地を提供するだけにとどまらない。気候の調整や大気、水系の浄化、さらに人々が生活に必要な自然資源を獲得する場にもなっている。また、湿地には、私たちの環境変容をいち早く把握する一種の指標としての役割があることも強調された。

東南アジアやアフリカからは、経済的自然資源としての湿地、例えばマングローブ材や魚類資源を獲得する対象として認め、継続的、かつ安定した状態で資源を確保するための施策の必要性が強調された。また、野生生物及び生態系の保護区域として、さらに人々のレクリエーション・エリアとして湿地を健全に活用し、維持するための保護・管理施策について討議された。

6. 採択された決議・勧告等

RES. C. 4. 1 条約第10条の2、第6項の解釈についての決議

RES. C. 4. 2 締約国会議の使用言語についての決議

RES. C. 4. 3 湿地保全基金についての決議

「湿地保全基金」の設置(基金は事務局が管理し、常設委員会の承認を得て開発途上国の援助に運用する。財源は任意の拠出とし、当面は年間1万フランとする。

RES. C. 4. 4 条約第5条の履行についての決議

RES. C. 4. 5 締約国の加入の要求についての決議

REC. C. 4. 1 湿地の復元について

REC. C. 4. 2 国際的に重要な湿地を特定するためのクライテリアについて

REC. C. 4. 3 国別報告書について

過去の締約国会議の概要

- REC. C. 4. 4 湿地保護区の設置について
- REC. C. 4. 5 教育とトレーニングについて
- REC. C. 4. 6 ラムサール条約指定地としての可能性のある湿地に関する科学的な目録
- REC. C. 4. 7 ラムサール条約の実施の改善のための措置について
- REC. C. 4. 8 ラムサール条約登録湿地の生態学的特徴の変化についての勧告について
- REC. C. 4. 9 締約国ごとのラムサール条約登録湿地について(各論)
- REC. C. 4. 10 ワイズユースコンセプト実行のためのガイドライン
- REC. C. 4. 11 国際機関との協力について
- REC. C. 4. 12 渡りをする種(野鳥)管理のための締約国間の協力について
- REC. C. 4. 13 湿地に関するMDBs(多国参加の開発銀行)の責任
- REC. C. 4. 14 ホストに対する謝意について

第5回締約国会議

1. 期日 1993(平成5)年6月9日～16日
2. 開催地 日本、釧路市
3. 議長 佐藤大七郎・東京大学名誉教授
4. 参加国及び参加者数

締約国72ヶ国(締約国77ヶ国のうち)343名(日本171名を含む)	
非締約国23ヶ国	32名
国際機関7団体	7名
国際NGO14団体	51名
海外NGO(一国内のみのもの)16団体	39名
地方自治体40団体	124名
日本国内NGO72団体	295名
条約事務局	53名
報道機関76機関	273名

5. 会議の主な内容

最初の2日間は全体会合で、条約の履行状況、世界各国の湿地の保全状況、事務局の活動状況、今後3年間の事業計画および予算等について議論を行った。

次の2日間は分科会に別れて、①登録湿地の現状(各国の登録湿地の現状等)、②湿地の賢明な利用(ワイズユース)(ワイズユースのための追加手引きの策定等)、③湿地保護区の設置(保護区の管理計画策定等)、④湿地保全のための国際協力(ODAへの湿地保全概念の導入等)の4テーマについて議論が行われた。

7日目には、「ジャパン・デー」と称して、わが国の湿地保全の状況、および湿地に関する調査研究等が各国に紹介され、最終日に9の決議と15の勧告を採択して閉幕した。

決議5.1では、ラムサール条約の当面の課題を示した「釧路声明」を採択し、その中では、①湿地の保全と管理の推進、②湿地の賢明な利用の推進、③国際協力の推進、④条約に関する普及啓発の推進、についての目標が示された。

6. 採択された決議・勧告等

- RES. 5. 1 釧路声明および条約の執行のための枠組みに関する決議
- RES. 5. 2 財政および予算に関する決議
- RES. 5. 3 国際的に重要な湿地の登録簿への湿地の最初の登録手続き
- RES. 5. 4 生態学的特徴がすでに変化しており、変化しつつありまたは変化するおそれがあるラムサール登録湿地の記録(「モントルーレコード」)
- RES. 5. 5 科学技術検討委員会の設立
- RES. 5. 6 湿地の賢明な利用
- RES. 5. 7 ラムサール登録湿地とその他の湿地のための管理計画
- RES. 5. 8 ラムサール湿地保全基金の将来における資金調達と運用
- RES. 5. 9 国際的に重要な湿地を特定するためのラムサール基準の採択

REC. 5. 1	特定の締約国の領域内におけるラムサール登録湿地
REC. 5. 1. 1	ギリシャのラムサール登録湿地
REC. 5. 1. 2	ベネズエラのクアレ
REC. 5. 1. 3	ドナウ川下流域
REC. 5. 2	条文第3条の解釈のための指針(「生態学的特徴および生態学的特徴の変化」)
REC. 5. 3	湿地の重要な特徴および湿地の保護区に関する区域分けの必要性
REC. 5. 4	ラムサール条約と地球環境ファシリティおよび生物多様性条約との関わり
REC. 5. 5	多国間および二国間の開発協力プログラムへの湿地の保全と賢明な利用の組み込み
REC. 5. 6	ラムサール条約における非政府組織(NGO)の役割
REC. 5. 7	国内委員会
REC. 5. 8	湿地保護区で湿地の価値の普及啓発を促進する方法
REC. 5. 9	魚類の生息地として国際的に重要な湿地に関するラムサール指針の設定
REC. 5. 10	1996年の25周年記念湿地キャンペーン
REC. 5. 11	スイスの新事務局
REC. 5. 12	開催国への感謝
REC. 5. 13	中南米地域におけるラムサール条約の推進と強化
REC. 5. 14	地中海地域の湿地に関する協力
REC. 5. 15	締約国の会合における使用言語

ラムサール条約第6回締約国会議の記録

この出版にあたっては、多くの方の協力があつて初めてできた。特に決議、勧告、戦略計画の翻訳をこころよくボランティアで引き受けてくださった方々に、心より感謝したい。

翻訳を担当した方々の名前を以下に記す(順不同、敬称略)。

翻訳協力者(決議、勧告、戦略計画)

釧路国際ウエットランドセンター(鈴木信 佐藤奈保子 新庄久志)

環境庁野生生物課(奥田直久(現計画課) 山本麻衣 田儀耕司)

雁を保護する会(呉地正行 高良真一 嶋田哲郎 池田晃子 宮林泰彦 須川恒 戸島潤 香川裕之)

日本野鳥の会(上原健 古田理佳 小林美保子)

日本湿地ネットワーク(柏木実)

藤前干潟を守る会(二木路代 横井純)

博多湾市民の会(伊藤よしの)

国際湿地保全連合日本委員会(松井香里 室橋紅里子)

ラムサール条約事務局(小林聡史(現釧路国際ウエットランドセンター))

世界自然保護基金日本委員会(東梅貞義)

分科会の概要は小林聡史、会議の概要、日本のラムサール登録湿地表、過去の締約国会議の概要は山本麻衣がまとめた。また、原稿の校閲は、奥田直久、小林聡史が担当した。

さらに出版に当っては、釧路国際ウエットランドセンターのご協力をいただくことにより、初めて刊行が可能となった。厚くお礼申し上げたい。

表紙のラムサール条約ブリズベン会議ロゴの使用を許可してくれた、オーストラリア連邦政府環境局の全国ウエットランドプログラムと、ラムサール条約ロゴの使用を許可してくれたラムサール条約事務局にも、深く感謝申し上げたい。

環境庁自然保護局野生生物課

奥田直久(現自然保護局計画課)

ラムサール条約第6回締約国会議の記録

監修者 奥田直久 小林聡史

編集者 東梅貞義

発行所 釧路国際ウエットランドセンター

〒085 北海道釧路市幸町3丁目3番地

釧路市観光国際交流センター内

Tel 0154-23-5547

Fax 0154-23-8041

